

厚生文教常任委員会

令和5年9月11日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年9月11日(月) 午前9時30分 開会
午後6時27分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	西川善浩
〃	横井晶行
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東 錦也
教育長	椿本剛也
保健福祉部長	森井敏英
社会福祉課長	山岡邦啓
こども未来創造部長兼	
子育て支援課長	中井智恵
子育て支援課長補佐	塚本厚子
こども未来課長	西川 修
〃 補佐	駒井康人
教育部長	井上理恵

教育部理事	葛 本 章 子
学校教育課長	西 川 直 孝
〃 補佐	新 家 香 代
体育振興課長	竹 本 淳 逸
〃 補佐	西 井 満 良
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
〃 補佐	稲 田 恭 一
〃 補佐	増 田 智 宏
〃 補佐	西 川 基 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第63号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について

議第65号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 就学前児童の保育と教育に関する事項について
- (2) 部活動に関する事項について
- (3) 社会体育施設の利用に関する事項について
- (4) 教育現場におけるリテラシー教育に関する事項について
- (5) 水道事業に関する事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。私ごとで先週、ある方のお通夜のほうに参りまして、その法要を務められたご住職のお話がありました。その中で、仏教の言葉として諸行無常という言葉があるというところが、非常に私、なるほどなと思ったんですけども。世の中の全てのものが移り変わって、常なるものはないということです。そういう話、皆さんもご存じだと思います。実は今日は、もう21年前になるんですけども、アメリカの9.11テロの日なんです。もう日本のマスコミは全く何も言いませんけども、特にアメリカでは今日いろんなまた追悼行事が行われるみたいですけども、それまで、もうあって当然と思っていたことがある日突然なくなってしまう。もうあのときに我々それを学んだわけなんです。でも、それをいつの間にか忘れてしまっていて、何でもかんでもやっぱり普通に生活していると、これが当たり前だと思ってしまうんです。でもやっぱり、いろんな意味で、規則も含めて、それを見直すべきところの節目というのがあると思います。

本日の会議、非常に重要なところで、指定管理の見直しというところが議案で上がっております。これについて、非常にまた、これまでやってきたことに対してどうかと、さらにここからまたお願いするにはどうするかというところの節目に当たって、その節目のチェックするのはこの議会であり、この所管の厚生文教常任委員会であります。委員皆様方の慎重審議をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員の紹介です。川村議員、増田議員、松林議員、吉村議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプが点灯しているのを確認してから、ご起立いただき、マイクを近づけ、発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、お手元の資料のうち、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定に関する資料については、回収はしませんが、一般の方に向けて公開されている資料ではありませんので、取扱いにはご注意ください。

では初めに、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまの議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション、通称ゆうあいステーションの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了いたしますが、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。社会福祉法人葛城市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な役割を担う社会福祉団体であり、福祉総合ステーションの管理運営に長年の実績がございます。また、近年の台風接近に伴う避難所としての対応や、コロナ禍におけるワクチン接種等に積極的に協力するなど、福祉総合ステーションの管理運営に長年の実績があることから、引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、5年間で予定しております。

なお、お手元に資料を配付させていただいております。資料の内容につきまして、引き続き社会福祉課長のほうから説明申し上げます。

奥本委員長 山岡社会福祉課長。

山岡社会福祉課長 皆様、おはようございます。社会福祉課の山岡でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてご説明させていただきます。現在、葛城市社会福祉協議会と締結しております福祉総合ステーションの管理運営に関する基本協定の条文におきまして、指定期間満了の6か月前までに、市と指定管理者が協議の上合意し、かつ、市議会で議決を得た場合は、指定管理者としての指定期間は更に5年間延長されると記しておりますが、その内容に準じまして、令和6年度以降の福祉総合ステーションの指定管理業務の継続について、社会福祉協議会のほうと協議いたしました。その結果、令和6年度以降も継続して指定管理業務を行いたいとの意向を確認したところでございます。市といたしましても、福祉総合ステーションは、市の福祉の総合的な活動拠点として社会福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、また、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体ということで、施設と団体の目指すところが一致していること。また、社会福祉協議会が、開所から現在まで施設運営を行ってまいりましたが、市民の皆様にも、福祉総合ステーションと社会福祉協議会は一体なものとして認知いただいております。また、一体になっていることによって、当市の福祉の増進にも寄与してきたものだと考えております。

また、福祉総合ステーションは、災害時の指定避難所ともなっており、災害が起こった場合の支援等における社会福祉協議会の役割を鑑みましても、指定管理者として適切であるのではないかと考えております。施設管理にかかる費用面におきましても、実費にて運営してもらっておりまして、必要最低限の指定管理委託料で指定管理業務を行っていただいております。また、市のボランティア連絡協議会の団体の1つであります、ゆうフレンズ会には、その事務局であるこの社会福祉協議会を通じまして、福祉総合ステーションの運営業務の一

部をボランティアで行っていただいている状況もございます。

そのような理由も含めまして、開所より施設運営をしてきた経験、実績、ノウハウを持っている社会福祉協議会が、当施設の指定管理者として一番適切であるというふうに、まずは考えておるところでございます。今後においても、指定管理者として適切な事業者であるかどうかについて、申請内容の審査、また、これまでの指定管理業務の運営状況について、改めて評価いたしましたところ、引き続き指定管理業務を行う事業者として適切であると認め、現在、福祉総合ステーションの指定管理候補者として選定いただいているところでございます。

それでは、今回、指定管理候補者の選定に関連した資料のほうをお配りさせていただいております。資料の内容についてご説明させていただきます。資料をご覧いただきたく思います。

まず、1ページ目から4ページ目までは、施設管理運営調書となっております。1ページ目のほうは、施設の概要について記したものとなっております。

続いて、2ページ目をめくっていただきますと、こちらは施設の使用料、また、減免等に関する内容を記させていただいております。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目は、指定管理収支状況及び施設利用者状況に関する内容ということで、令和元年度から令和4年度までの実績を示している資料となっております。指定管理における支出については、どのような費用として使われているかを分かりやすく分類させていただいたところでございます。また、収入の中の事業収入部分、支出の中の人件費部分については、さらにその内訳をお示しさせていただいております。事業収入については、その下段の部分となっております。

続きまして、4ページでございます。こちらはその人件費部分の内訳となっております。ちょっと細かいので大きくさせていただきましたが、職種ごとにその年度で分類したような資料となっております。こちらにおいては、それぞれの年度において、水泳指導員であるとか、食堂調理員であるとか、施設運営に必要な人員以外については、一番左端の事務員1名の人件費にて管理のほうを行っているというところでございます。

続きまして、5ページ目の福祉総合ステーションの指定管理評価表となっております。こちらは、今までの指定管理業務状況につきまして、評価項目をサービスの質の維持・向上、2番目、適正な施設の管理、3番、収支・経費節減、4番目、指定管理者の経営状況等、5番目、その他の5つの項目に分けて、それぞれ細分化した質問においてAからEの5段階で評価しております。その総合評価というということで、この理由と今後の指定管理業務についてということですが、一番下の欄となります。施設管理については適正に行われているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時休館の時期があり、そのコロナ禍の影響により、本来の事業に対する取組が行えない状況で、利用者数、売上げとも大幅な減少となった。加えて、物価高騰により光熱費が急激に上昇した影響もあって、指定管理料の追加も発生している。そのような状況の中であったが、施設における新型コロナウイルス感染症対策防止対応、また、ワクチン接種会場の協力等、市と連携して適切な感染症対策を行うことができた。現在は、コロナ後の新たな取組を進めているところであり、利用者数、売上げにお

いても回復に努めている。当面は、コロナ前の状況に戻すことが目標となるが、これまでの施設管理運営状況については特段問題はなく、過去からの指定管理業務において培った経験、実績、ノウハウを活かし、更なるサービスの向上、経費削減に努め、今まで以上に充実した施設となるよう、引き続き指定管理業務を行ってもらうことが妥当と考えると評価いたしました。5段階のBというところで判断いたしました。この評価に基づきまして、社会福祉協議会が、令和6年度以降も引き続き指定管理業務を行うに適切な事業者であると判断し、指定管理候補者として選定いたしております。

続きまして、6ページでございます。こちらは、福祉総合ステーションの基本協定に添付する管理運営委託業務仕様書となっております。こちらの仕様書に基づき、指定管理業務を行っていただいております。

続きまして、7ページ以降については、参考的な資料という形になろうかと思いますが、社会福祉協議会の事業別収支決算状況ということで、それぞれ社会福祉協議会の中の事業予算を種別といいますか、系統別に大きく4つに分類させていただいた任意の資料となります。具体的には、社会福祉協議会は、まず地域福祉事業と福祉サービス事業という2つの大きな柱といいますか、事業区分からなっております。その地域福祉事業分というところの事業の中の部分を系統別に更に3つに分類し、その福祉サービス事業と合わせて4つの分類にしたということで、お示しさせていただいております。これはあくまでも任意の分け方というところでご理解いただきたいと思っております。この7ページの地域福祉事業の下の①社会福祉協議会自主事業関係としております。こちらは、いわゆる総務的な部分といいますか、社会福祉協議会の本来の事業の部分というようなところの予算を集めたものとなっております。それぞれの表の上段に主な事業概要を示しておりますので、どのような内容の事業であるかを確認していただければと考えております。

続きまして、8ページの社会福祉協議会受託事業関係としております。こちらは、市の福祉関係課からの受託した事業、また、県社協から受託した委託の事業をまとめたものとなっております。

続きまして、下の福祉総合ステーション指定管理事業関係というところでございます。こちらは、資料の3ページ、4ページでお示しさせていただいております指定管理の収支状況の基になる内容のものでございます。こちらの社会福祉協議会の決算の資料に基づきまして、3ページ、4ページの更に詳細な資料を作成させていただいたところでございます。

9ページは、福祉サービス事業ということになります。こちらは、社会福祉協議会が、福祉総合ステーションで行っている介護保険サービス事業、また、障がい福祉サービス事業のそれぞれの事業を全てまとめたものとなっております。それぞれの事業の中で、市から支出しております金額の部分については、グレーのほうで網かけをしております。どの事業に市の予算が充てられているか、お分かりになるかと思っております。

あと、10ページでございます。こちらについては、この4分類の基になっている資料ということで、社会福祉協議会の理事会等の資料でもあります令和4年度の資金収支計算書総括表となります。こちらにつきましては、会計科目の事業をどのように4分類されているか

ということをお示しする資料として、大体、色分けで、この最初の自主事業関係2つと指定管理事業、あとは受託事業関係ということで、それをまとめたものが、その前段の表というところになっているところでございます。こちらについては、どういう分け方をしているかということをお分かっていただくために、令和4年度分だけ添付させていただいております。

なお、こちらの内容については、社会福祉協議会の収支状況の詳細の説明については今回控えさせていただきたいと思っております。

以上で福祉総合ステーションの指定管理者の指定についての説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いたします。この指定管理評価表って今日いただいたんですけども、これ、課長と部長がやられているということですか。会計、経営状況以外のところ、ここの評価者のところにお二人の名前があるんですけども、これお二人がやられた。これ、誰かもっと第三者的な方にとかできないんですかね。何か疑っているわけじゃないですけど、評価した人がこれ持ってきて、ここで説明してもって僕はちょっと思っちゃったんです。これ1個目の質問がそれで、2つ目の質問としては、この経営管理者お二人が評価されて、会計監査の方が見ても、4番の経営状況に関してはD、これ唯一のDになっているんです。ABCDEの中のDってことです、下から2番目ということですね。これはコロナの云々と書いてあるんですけども、これからどうされるの。これ、社会福祉なので、もうけるということは毛頭ないんですけども、ただ経営状況がDって、ほんで、決算状況を見ても、社会地域福祉事業でも福祉基金取崩収入であったり、次に福祉サービスのほうも基金・積立金取崩、これも3,000万円。先ほどのほうは2,500万円。基金のほう、言うたら貯金を取り崩して、たまっていた基金を崩して経営して、最終決算でプラスになっていますと言われてもって話なんです。ほんで、この基金も永遠にあるわけじゃないじゃないですか。これ税金であったり、福祉サービスであったら、多分そういうサービスがない頃にやられていて、うまいことっていた基金とかがあったと思うんですけども、その辺を取り崩してやられているということなんですけども、それも踏まえて経営状況がDとなっているんですけども、これはこの先、改善していかなければならないという評価であると思うんですけども、これDつけるだけでも、誰でもできるんですけど、どういうふうに改善されていくのかがないと、ちょっとどうなのと思うんですけども、その辺、見解をお願いたします。

奥本委員長 山岡社会福祉課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。

まず、1番目の指定管理評価表の評価者が、保健福祉部長と私、課長のほうでさせていただいたところでございます。こちらの指定管理評価表については、今のところ任意で作成した評価表となっております、今のところ、担当課のほうでまずは評価させていただいて、その辺をまず、庁内ではかっているというようなところで、手続のほう、今のところ

進めさせていただいているというところでございます。その辺のご指摘については、また今後の検討課題というふうにはなってくるかと思えます。

もう一つは、このDの評価についてでございます。こちらにつきましては、一旦その収支状況を我々のほうでまず確認したというところの前に、社会福祉協議会の理事会等で、そういうご指摘を受けていただいているというところで、社会福祉協議会のほうから、その辺の面談をしながら確認を取っております。その部分を聞かせていただいて、まずは改善の必要があるというような意見をいただいているというところで、Dというようなところで評価させていただいたというところでございます。経営という部分につきましては、ご意見も賜り、我々としても、指定管理者を選定する市の立場といたしまして、今後、その辺は注意深く見守るといいますか、その辺の相殺は検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 例えば、福祉サービスの点で言うたら、やっぱり民間と同じサービスであるわけで、ほんで昔はそういったサービスがなかったから、はやるじゃないですけども、よかったと思うんですけど、今もう、ほかの方もやられているサービス、これ一緒くたに出ているから、答えられる範囲でいいんですけども、民間の方々ってやっぱりサービスの向上とか努力とか、新規開拓とか、いろんな方法でサービスを向上させていくと思うんです。その体制が今あるのかというのがすごい気になるんですよね。この評価見ても、Aのところとかもあるので、頑張っておられる方もおられると思うんですけども、僕一番気になったのは、このD、経営状態が、大づかみに言いますよ、分かっていると言いますから、ご了承くださいね。経営状況がDで、次に頑張らなあかんのはこの1番のサービスの質の維持・向上のところやと思うんです。新規開拓であったり、サービス向上の取組、そういう項目、ここに対してどういった動きをしていくのかなと思うんですけども。それがないと、改善って、検討するだけになってくると思うんですけども。例えば、必要なサービスであったり、必要じゃないというところから大前提入っていったり、質の向上であったり、昔はそれでよかったんかも分からないですけど、今、民間サービスと比べてサービスがどうなのかという細かいところまでは、今から検討という形なんですかね。

(発言する者あり)

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまのお話でございます。ここの指定管理評価表のサービス向上という部分におきましては、基本的には、指定管理のサービス、例えば館の運営であるとかプールとかそういう、今定められている施設の中での運営に対するサービスの向上というところでの評価というところで、我々のほうは判断しております。ただ、委員おっしゃられますように、社会福祉協議会全体というところでのサービス向上というところでは、必要であると思しますので、その辺も含めて、この辺、検討といたしますか、させていただきますが、ただ、今回の評価表につきましては判断は、あくまでも指定管理の業務の中でのサービスの向上という

ところでの評価をさせていただいているというところでございます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 先ほどの最初の杉本委員の質問ですけれども、回答が抜けていたところが、そこなんです。要は今後どう、この経営状況Dというランクの評価について、どういうふうな改善の予定があるかということ聞かれて、それに対する回答がなかったので、今のところ、1番に絡めてということで。これ、現状というところは分かりました。先ほどの質問に戻って、今後のその改善の予定というところの具体的な事例があるかどうかについての回答をお願いします。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ありがとうございます。

今回、議題に上げさせてもらっておりますのは、指定管理評価表のほうを見ていただいているという形です。ただいまご指摘いただいているのは、指定管理をする対象者の事業所についての財政状況はどうかということ、そして、その評価に対する今後どうしていくのかというご質問だと思います。ただ、少し難しい部分もありまして、と言いますのは、今回、皆様に、この資料をお示しさせていただいた理由、特に公開しないでくださいということを出した私どものほうで分析させていただいている法人で特に大きく分けると、社会福祉法人の地域福祉を行う部分、これは私ども一緒に補助金を出してやっている部分、それと、指定管理を行ってもらっている部分と、同じように受託事業として行っている部分がございます。これはどういった部分かといいますと、私どもの地域包括支援課からお願いしてやってもらっている部分、それは受託、ほんで、指定管理も同じような社会福祉課からやっていますので、受託。それにプラス、私どものほうが直接、収入として、施設の公有財産使用料としていただいている施設を使って事業を実施しておられる部分。この3つが大きく、社会福祉協議会では分かれてまいります。今まで法人のほうの地域福祉については補助金を出しているという立場から、やり方について指摘もさせていただいているという形です。

それと、先ほど課長のほうからご説明しましたように、受託事業は当然私どものほうから、その範囲の部分については、業務のほう、改善もしてもらわなあかんし、財政状況も把握させていただいた上で、指摘させていただいているという流れになっております。この部分につきましては、先ほど見ていただいたら、ちょうど課長からも説明していただきましたように、指定管理の部分でいうと、その部分は、毎年収支は向こう利益ゼロ、私ども必要にかかった分だけを渡していく、それと毎年始まりしなには年度の予算を組んで、必要額だけを渡すというのが私どもの指定管理、この福祉総合ステーションの指定管理の方法という形になっております。財務状況的には、それだけを見れば全然問題はないと判断できるかと思います。

ここでDという表示を出していますのは、確かに法人、全体の中でいうと、先ほど言いました使用料をいただいている部分についてのご指摘だと思うんです。ほんで、それにつきましては、私どものほうも分析させてもらってということもありましたので、今回、そういう意味の表が、7ページから総括表までの10ページまでの表、前回の指定管理の議案を出させていただいたときにはつけていなかった表でございます。それをつけさせていただいて、

まずは、毎年の状況を把握した上で、特に今回そのご指摘いただいている部分は直接ではないんですが、この近年の中でいうと、コロナの影響というのもあったかと思います。ただし、コロナの影響を取り除いても、やはりそれでも経常的にマイナスになるのであれば、当然その部分は改善してもらわなければいけない部分。ただし、その部分、まず、その判断されるのは、先ほど説明しましたように、理事会があり、評議員会があり、そこでも検討されていて、私どもとしましては、それに対して協力させていただいて、意見を申し上げたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

奥本委員長 要は、これは、現段階でのこの評価を行ったというところで、ここにコメントのところに書いてあるように、経営改善に関する指摘を受けて改善の必要性があると、これはあくまでもこの時点の判断でDをつけたということですね。杉本委員、そしたら、今後のことについては、別の資料もここにありますので、また後から、後ほどその質問していただけたらいいかと思います。取りあえず一旦これに関しては、この現時点での指定管理の評価だということによろしいですか。

ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 我々、大変心配するのは、経営状況、この前、議長が、ご心配で、議会全員協議会で、この前の決算の状況とかいうことで説明受けたわけですけど、実際、この評価表でも出ているように、経営状況というのはDやと。ほんで、この前も議会全員協議会でも質問したように、やはり基金及び、以前からの積立金取り崩しで、このまま経営できるんかと。その辺がやはり、それと、市から指定管理料として多額な出費していると。その辺からいって、もっと、事業社協としての活躍があまりにも希薄になっているのと違うかという声が市民から聞くわけです。事業社協自体で、もっと積極的なお客さんの導入がされて、経営を改善するような努力が、何か聞く話は、否定したような話を聞くと。やはり民間で、デイサービス事業もやっていて、それで収支合わされている。そやから、時代の流れやよって、収支が悪なっているという議論よりも、実際、民間として同じようなこと、また後発でされていても、事業主として成り立てるように努力されているわけや。ほんで、こんなままで、ほんまに、社会福祉協議会自体で委託するというのは、市としては、いろんな過去の実績が当然やねんけど、ただ、逆に親方日の丸やいうふうな感覚が、外部から見ると。その辺が非常に危惧するわけで、実際、これ、内部から評価された中やけど、実際言って経営状況でいうたら、今まで、昨年の資料から見たら、基金と今までの積んだあるのと5,000万円以上金出しているやん。努力の陰やいうたら、いや、去年はコロナ禍でしたよと。なるほどみたいに見えるけども、何か業績をどうしようかいう努力の陰が見えないということが心配するわけです。その辺どのように思われているかどうか、答えてもらいたいなと思っております。

奥本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 森井でございます。よろしく申し上げます。

まず、指定管理という範囲の部分と、それと全体的な部分について今お話しいただいたか

と思います。

まず、指定管理の部分だけで申し上げますと、実はコロナの……。

(「指定管理の部分だけしか検討できない」の声あり)

森井保健福祉部長 そうですね。指定管理の部分で言いますと、昨年の部分、事業が、お客さんが少なかった、収入のほう下がったというのは確かにございます。コロナの部分もあります。ただ、昨年度、補正予算を組ませていただいた大きな理由は、やはり電力の、光熱費の上昇、それがありません。ほんで、この今回の指定管理の提案させていただいている社会福祉協議会の指定管理というのは、基本的にそもそも指定管理の中に利益分を乗せた指定管理料を払っているわけではございません。毎年初めに、必要額を算定させてもらって、電気代とかも私どものほうで算定した上で、出させていただく額を決めておるものですから、その年度の途中でそういった形で出てきた部分については、補正予算を組ませていただいたという。実際、民間に出すところと違って、そういった部分の利益がない部分、そのまま吸収するところがない状況でやっておりました部分は、ご理解いただきたいと思います。

それと、売上げをもっと上げたらよかったのではないかという部分は、一方ございます。その部分につきましては、昨年は、議員のほうからも指摘いただきましたように、コロナの影響はやはりこの場所にも多くありまして、その影響は、ここ3年間ほど、指定管理については大きく影響してきたと考えております。

以上です。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 この間もらった資料で、結局、基金積立金2,500万円、積立資産取崩3,100万円ほどかな。3,010万円か。これも含めて、実際去年の状況だけで、コロナの状況や言われるんやったら、この基金積立でも含めて、またその辺、20年ほどの状況を出してもらわなかったら、こんなほんまにおかしいと。おかしいというより、何を言いたいかというたら、将来の経営自体が、こんな状況で民間として考えたら成り立つんかと。やはり、過去に積立金できたというのは、それなりの努力があつて積立金があつたと。それが、このような状況になっているということを考えたら、実際世間で言われている親方日の丸かいうふうな状況になっているんじゃないかという危惧するわけです。だから、コロナの状況であつたと言われるんやったら、実際コロナの前からもう20年ほど、そういう資料を出してもらって初めて、この状況でもこんだけ努力されてんやなということを、やはり我々も認められるような状況じゃないんじゃないかということで質問してんねけど、どのように思われているかどうか、教えてください。

奥本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 私の答弁が的を射ませんでした。申し訳ございません。

ただいま西井委員のほうからご質問いただいている内容というものは、まず、先ほど3,000万円という基金取崩しというお言葉が出たかと思うのですが、これにつきましては指定管理の部分ではございませんで、ちょうど皆様の資料の中で10ページをご覧いただきたいんですが、この中で、10ページの中の(2)福祉サービス事業拠点8事業という場所が

ございます。これが、先ほど西井委員のほうのご指摘いただいています基金を取り崩している。ほんで、その年度の終わりには、500万円ほどの繰越金が増えている。そのことによって2,500万円ほど基金が最終的には減ったのではないかということをおっしゃっていると思います。先ほど私のほうで答弁させていただいておりますのは、その横にあります地域福祉事業拠点の中の③の指定管理の部分のご説明をさせていただいたところでございますので、その部分が、話が変わってしまっております。ただ、この福祉サービス事業拠点の部分、今回の指定管理とはまた別の部分でございましたが、今回、この説明をするに当たりまして、財政状況を示す意味で、このページをつけさせてもらっていますのと、それと、参考までなんですけど、今ご指摘いただいている部分につきましては、9ページのところに、令和元年度から状況を一覧表として、今回、参考資料としてつけさせていただいております。このところに、令和元年度から令和4年度までの分ではございますが、経緯ということで、今おっしゃっている部分、ご指摘いただいている部分が分かりやすく出ているかと思えます。ただ、この部分については、指定管理とちょっと違う部分でございますので、私からのほうの答弁は控えさせていただきたいと思えます。

(発言する者あり)

奥本委員長 ちょっと待ってください。もう一度、今何を議論しているかというのを確認させてもらいますね。そもそもは、今この議題のところは、指定管理をしたいということに対して、それを判断しているわけなんです。先ほど市長がちょっと小声でおっしゃっていましたが、指定管理の部分に対しての話合いなんですけど、ただ、これ事業社協ということで、独自事業の福祉サービス事業がこれもう表裏一体としてついてくるわけなんです。我々この委員会で、この指定管理する業者が指定管理任せられるに値するところかどうかという見るために、やはり経営状況というのを見て、この事業者大丈夫ですよというところの判断が必要になってくる。その意味では、やはりこの福祉サービス事業のところも、やっぱり絡んでくるということこの話になっている。

だから、まずは、指定管理というところの話があった上に、福祉サービス事業が絡んでいる。答弁のほうも、それを勘案した上での答弁をお願いします。話が今ごちゃごちゃになってきて、何か非常にややこしい状況になってきていますので。

先、ほんなら西井委員。

西井委員 私先ほどから、指定管理の話するんやけど、指定管理するんやったら、管理受けているところの財政状況、これも含めて審査せんねやろ。そやから、指定管理料とかそういう部分だけと違って、経営状況の今までから、基金も含めてどないされているかということで、質問してんねや。指定管理と別やいうたら、経営内容が、我々把握できやんと、市民がたまに言わはるように、親方日の丸かいと。それを認めるんかと我々が言われるわけや。そやから、質問しているのにからいったら、この状況も含めて健全かどうかいうのを判断して、ほんでまた、市民のための福祉事業として、健全にやっているかというのの中で、指定管理者にふさわしいかどうかということ判断するわけやん。それは別ですよ、それは関係ないですと言われたら、我々、言える場所ないやん。もうちょっと我々言うている意味合いを理解して

ほしいなど。

(「先に行きます」の声あり)

奥本委員長 今の答えですか。

阿古市長。

阿古市長 今現在、議案となっておりますのは、指定管理業務について委託するかしないかという議論でございます。社会福祉協議会本体の事業内容につきましては、この部分についてどのように答えてええのか非常に微妙やと思っております。これは別の会社でございますので、社会福祉法人でございますので、この内容はその社会福祉法人の手続の中で、決算等が認定された内容でございますので、そのことについて、どのようにお答えしたらいいのかというのは非常に微妙な話やと思っております。

ただ、今回の指定管理につきましては、このやり方しかまらずないであろうという認識の下に、今回指定管理の議案を出させていただいております。葛城市におきましては、直営の部分と、指定管理の福祉総合ステーション的なものが2つあるわけでございますが、形態も違いますし、対象も違いますので、若干違いますが、基本的には利益の出ないものであるという認識をしております。こちらのほうは当然お風呂なんかでも無料ですし、向こうのほうは、プールと両方入って大人で510円ぐらいやと思いますから、ですので、利益を追求する団体であれば、当然そんな値段ではやれないわけです。あくまで福祉としての事業をやっている。その中で、必要なもの、人件費や経費につきましては、直営であればもう市が直接出している。こちらのほうは指定管理ですので、人件費と経費と別々に出しているという計算です。ですので、向こうで、仮に利用料等で収入があった場合には、もう差し引いてお支払いしているという形態を取っております。ですので、社会福祉法人の内容につきまして、いろいろここで議論できるのかどうかというのは非常に微妙やと思うんですけども、ただ、私自身がどちらみち皆さんおっしゃるんでしたら、社会福祉法人の代表になっておりますので、その部分におきましては、大きな変化をさせたのは事実でございます。大きな変化といたしますのは、基金の取崩しをしろという指示をいたしました。それはなぜかといいますと、社会福祉法人の法人としての性質の問題です。通常の民間企業でしたら、利益を追求して、利益を積み上げていって、保留資金を増やしていけばいいんです。ですけども、社会福祉法人の場合は、利益をあまり出してはいけない法人でございます。ですので、基金や剰余金として積み上げていくことは、あまり好ましくないと判断いたしましたので、ある一定の年度から2,500万円の取崩しを指示いたしました。その部分につきましては、これは一般会計からの繰出金が減になっているはずでございます。そのようなテクニックを使いながら、この葛城市の福祉行政というものをどうやって考えていくのかということやと思います。

社会福祉法人といたしましては、事業としては大きくは3つあります。ゆうあいステーションのこの指定管理委託、それと社会福祉協議会が本来やるべき事業、それとは別に、事業社協としてやる部分、大きくは3つやと理解しておるんですけども、それを、全体を取って1つの企業であるという認識をしております。ですので、民間企業でもあるんですけども、ある部分是不採算部門ですよというのは大いにあることでございまして、全体として、それ

が経営ができるのかできないのかという判断をしております。ここ数年につきましては、そのような、ある種、方針的なものがあって、社会福祉協議会ではあえてそのような仕組みを使っているというところがございます。

社会福祉法人につきましては、これは、本来ここで議論すべき問題やないと思いますけれども、委員がご質問ありましたので、あえてお答えいたしましたけれども、あまり議論には、この場所ではそぐわないと感じております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 議論の進め方について、何が今、議会に関心があるのかと。それに対する答えがうまくかみ合っていないので、もう一度お話ししますが、この指定管理者の指定なんです、今回の議案は。業務の内容についてというふうに市長おっしゃいましたけど、それは違います。議案として出ているのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定をいたしたく、議会の議決を求めると。つまり、議会が議決しないと、あかんのですよ、この指定管理者を決めるときには。そのときに議会の関心はどこにあるかということ、その指定管理者として指定を受ける業者の側が、果たして経営がこの5年間、ちゃんとまともにできるのかと、ここに関心があるわけです。これがないと、例えば現在、ホーユーという給食会社が、全国の学校給食、あるいは寮の給食、倒産したことによってストップしています。これ指定管理者制度で指定を受けたところもある。あるいは民間委託として契約しているところもある。例えばこの議会におきましては、議決においては、例えば工事請負費、あるいは民間委託の委託料について議決するときがありますが、そのときも問題になるのは、この業者で大丈夫かということは当然議論をしております。だから、今回の指定管理者の指定として、今後5年間任せるに当たって、本当に経営は大丈夫なのかと、これ重要な判断基準ですよ、議会としては。それを拒否されるんだったら、これ責任持って議決できないということになりますよ。だから、我々が心配しているのは、本体事業、例えばコナミスポーツ、今、体力づくりセンターの指定管理者として指定をしております。コナミスポーツが実際経営状況が傾いているとしたら、これは任せられないわけです。だから、経営内容についてお調べする。僕、全国の地方自治体の指定管理者制度に対するガイドラインをしっかりと持っている。自治体のガイドラインを見ましたら、必ず書いてあるんですよ。指定管理者として受ける相手側の経営内容をちゃんと確かめること。当たり前じゃないですか。だから、それについて今、これから5年間、我々心配しているのは、ずっと基金の取崩しが続いている。それも本体事業で。自主事業ですか、介護保険事業とか、いろんな介護保険事業などのサービスもやっている。そこで大きな赤字が出ている事業者に、このままいって大丈夫なのかと。そこの答弁がないので、困っているということだと思います。だから、社会福祉協議会の経営内容について、本当に大丈夫なのかと。今後5年間、委ねるの大丈夫なのかと。そこをきちっと、市長も理事長でありますから、そこを言っていただかないと、我々も安心して、これについて議決することできないということだろうと思いますので、ぜひ答弁をお願いします。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 経営内容が非常に危惧されてとおっしゃいますけども、決算の何をご覧になってそうおっしゃっているのでしょうか。社会福祉法人として基金の取崩しは、あえてその方針でやっております。それと、もう一つ申し上げるにつきまして、民間企業で赤字というのはどういうふうなものかといいますと、外部からの資金の借入れをした場合を指します。内部留保資金をもって、それに対して運営している場合につきましては、当然その社会状況、状況、その時代において、利益が出る時期もあれば、出ない時期もあります。また、いろんな制度の変更によって、それに対応するべき時期もあります。ただ、全体の企業として、社会福祉協議会は決して赤字を出しているわけではございません。内部留保資金の範囲内で運営をさせていただいている。それもあえて大きな社会福祉法人としての基金の在り方を加味した中で、運用をさせていただいているということでございます。

特にこの3年は、コロナ禍がございました。事業社協の部分では非常に厳しい状況がありました。特に令和4年度というのはオミクロンでしたので、感染者等が非常に激しく、事業社協自体でも利用者を受け入れられない状況があったというのは事実でございます。これは、どこの福祉事務所を見ていただいても多分同じ内容であると認識しております。それと、過去、遡ることの2年間につきましても、オミクロンの令和4年度とは違いますが、デルタ株、アルファ株におきましても、やはり売上げを減らしているというのは、どこの福祉事務所でも認識はできるものだと感じております。ですので、その部分の基金の取崩しというのは、社会的な状況の部分にある認識をしております。介護保険制度そのものの変化によりまして、事業所としての運営というのは、利益を上げやすかった時代とは違うという認識は持っております。その部分につきましては、社会福祉協議会の中で議論をさせていただきたい。委員がおっしゃるように、いや、社会福祉協議会は非常に危ない、潰れるんですよみたいな認識お持ちやったら大きな間違いやと思います。いや、先ほど給食事業者のホーユーの話されましたので、考え方は、赤字というのはそういうものやと、民間企業では認識しておる。どこのこれが民間企業でも同じ認識やと思います。その時代において、利益を上げるやり方を模索していく。またこれからコロナ禍から回復していくその状況、見極めながら、どのような対応を取っていくのかというのは、大いに内部で議論をしていきたいと感じておるところでございますが、今回の社会福祉協議会が、いや、いかにも事業的に厳しい事業者であるというのは、その認識は、今の現段階では、ちょっと表現としてはふさわしくないと私は理解をしております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 企業会計における赤字については、市長のおっしゃるとおりだと思います。だけど、我々議員が心配しているのは、ここ数年、後でちょっと具体的に聞きますけれども、基金の取崩しが続いている。基金はいつまでもあるものではありません。だから、どっかで収支をバランスさせる。できたら黒字にしていく。そうしないと、基金が枯渇したときに、立ちどころに赤字ということになるわけですから、そういうことを懸念して、議員は心配して、母

体が大丈夫かということで確認を求めているわけですから。具体的に聞きますけど、基金の取崩し、過去5年間なり、どういう状況になっているのか。基金残高はどうなっているのかお伺いします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

現在の基金といいますのは、福祉基金の部分であるかと理解させていただいております。令和4年度現在で、基金の残高は約2億円程度残っております。これにつきましては、現在、令和元年度から2,500万円を毎年取り崩させていただいております。令和5年度は3,000万円というところで、予算のほうで認めていただいたというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 基金残高が2億円ありますと。今後5年間、この指定管理をここをお願いするという事ですから、この5年のうちに基金が枯渇することはないと。コロナの状況等ありますからどうなのか。だからここが、我々が危惧しているところなんですよ。

(発言する者あり)

谷原副委員長 いや、だから積立金は2億円あるんでしょ。

(「積立金と違う。基金」の声あり)

谷原副委員長 基金、2つあるわけですよ。分かりにくいので、言うていただけますか。

奥本委員長 再度、もう一回、分かりやすい答弁をお願いします。

谷原副委員長 要は、地域福祉事業ともう一つ、介護保険とかその他の事業等、独自に事業されている。その2つを言っていたかかないと分かりにくいので。ちょっと混乱したようですから、お願いします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 先ほどの部分は、福祉基金の部分でお伝えさせていただきました。もう一つ、福祉サービスのほうで積み立てている介護保険特定預金積立金というのがございます。こちらにつきましては、そのときの経営状況によって、取崩額というところが判断しておるところなんですけども、現在、最終的な残高としては8,100万円程度、残高として残っている状態でございます。

以上でございます。

(「取崩状況、この5年間の」の声あり)

山岡社会福祉課長 この5年間ですか。それでしたら、お伝えさせていただきます。平成30年度は400万円取り崩しております。令和元年度は200万円取り崩しております。令和2年度は1,750万円取り崩しております。令和3年度は1,800万円取り崩しております。令和4年度につきましては、3,091万5,000円取り崩しております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 だから、こういう基金があるということで、先ほど言ったように、倒産、すぐ倒産と

いうことでは、それは当然ないわけです。これはもう、市長がおっしゃったとおりだろうと思います。しかし、我々が危惧しているのは、こういう状況は、極端に言えば、この令和4年度の3,090万円ぐらい取り崩しちゃうと、それが二、三年続くと、もう早速枯渇するというようなことになると懸念をしているわけですので、今の基金の状況を伺いまして、何とか次の5年間、経営改善も含めて、収支をバランスさせていくという余力はあるんだなというふうには私は認識いたしました。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 もう、その議論まで行かれるので、あえてもう先ほどの基金の取崩しの部分を指示している部分につきましては、あえてこれは一般会計と実は重なる、リンクする部分がありますので、お答えしたいと思います。福祉基金の2,500万円の取崩しは、令和元年度から取崩しを始めました。その部分を一般会計から社会福祉協議会への補助金の金額を減額しております。ですので、決算書を見ていただいたら分かると思いますけども、あえてそのような作業にさせていただいて、一般会計からの補助金額を落としているというところなんです。ですので、この作業につきましては、一定の基金残高、どの程度が適当なのかというのは判断しないといけないと思うんですけども、5,000万円から1億円の間ぐらいになれば、また従前と同じような形の社会福祉協議会が本来ある事業として、市が補助金として出さないといけない部分につきましては、復活をさせる必要があるのかなと感じておるところでございます。

あとの積立金の話でございます。こちらの部分は若干またそれとは食い違いますが、基金の取崩しをとという考え方は基本的にはあるんですけども、昨年のこの3,000万円等の基金の取崩しは予想外の金額でございます。これがコロナのオミクロンの影響で、一千何百万円かの取崩しというのは、多分2,000万円近いと思うんですけども、その部分については予想外の社会的状況によるものです。それと、前年の部分については、1,000万円まではいかないですけど、多分数百万円単位のコロナの影響は受けているのかなという思いがあります。こちらの事業社協につきましては、介護保険制度に大きくやはり揺らいでいるところがございます。民間企業がとおっしゃいますが、民間企業もなかなかその事業採算を持つのが難しい状況になってきているというのは事実でございます。その中で、社会福祉協議会としての事業社協の在り方というのは、これから議論はしていきたいなと考えてはおりますが、ここではまだその話は、出すべき問題ではございませんのでという思いでございます。ですので、基金の取崩しにつきましては、ある種意味がございますので、その意味をご理解いただけたらなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も、今回この指定管理をするというところで、ゆうあいステーションの指定管理という問題ではありますけども、指定管理をしていただく団体、いわゆる葛城市社会福祉協議会、ここについて議論をしないと、本体に問題があつて、ほんで、その団体にゆうあいステーションを委託してもらおう。ここでやってもらおうというのは、みんな思い一緒やと思いますけど、

これは一番ええ方法やと思います。しかし、問題点というものを洗い出さないで、この議論を進めるとするのは、私は問題あると思うんでね。市長も全く知らんと違くて、会長やられていて、コナミスポーツやとか、ほかの団体のように、代表の方がおられないというのと違くて、会長自らおられるんですから。社会福祉協議会は俺に任せとけと。今ここまで頑張っでんねんというぐらいのことで答えていただかないと。この議論はできません。今後、検討していきたいと思いますということになっていたら、逆に不安を抱くじゃないですか。もっと……。

(発言する者あり)

藤井本委員 まあ、いいですよ。私はそういう観点から、社会福祉協議会の問題をしっかりと、ゆうあいステーションをちゃんと運営していただきたい。こういう思いで、まず、今日は何点か質問させてもらいたいと思います。

まず、葛城市社会福祉協議会のホームページ、トップページを見ていたんですけども、確かに言わはるように、社会福祉協議会というのは、法令で都道府県、そして各市町村に1つずつ設置しなければならないということに基づいて、昭和の終わりぐらい、法に基づいて設置されているわけですよ。市長が言われるように営利を目的としない。これも分かりますから、民間にはできないこともやってもらわなあかん、営利を目的ともしないということですけども、やはり健全性というものだけは保っていただかなあかん。というのは、支え合うという意味合いでの社会福祉協議会の使命であろうかと思えます。

戻りますけども、葛城市社会福祉協議会のトップページのところを見ると、ここの社会福祉協議会の財源はというのが載っています。これについて、今日はお尋ねしたいと思います。財源のトップに出ているのは行政からの補助金やと。これはそのとおり、補助金も大きな補助金が行っているんで、これはこれでいいと思うんです。もちろん事業されているので事業委託金、社協会員の会費というもの、そして共同募金の配分金、また、個人、企業からの寄附金、こういうものから成っています。ここら辺がしっかりしていないと、やはり、先ほどから言うように、あるものを崩していかなあかんということになるわけです。これは誰でも分かりますよね。ほかの部分あかんから補助金はもうみな渡すねんという考え方やったら、それはそんでいいんですけども、ここでのお尋ねしたいと思います。

ホームページも載せられているわけですので、社協会費まではもうよろしいわ。時代が変わっているか分からないので。共同募金の配分金ですね。共同募金について、私もいつも興味を抱いておるところでございます。奈良県の共同募金の会長は葛城市の人ですからね。この共同募金、葛城市の状況はどうなのか。これについてお尋ねしたいと思います。共同募金が多かったら多ただけ配分が得られるわけですよ。ここにも書いてある共同募金の配分金が社会福祉協議会の財源となりますよということですので、共同募金の配分金、いわゆる共同募金はどうやねんというのを、葛城市ではこれぐらいで推移している。もう一つ聞きたいのは、奈良県の12市でいいですよ、12市の中で何番目ぐらいの共同募金があるのかという、その辺も、大体の答え、もう私も調べていますよ。調べているけども、ここで明確にさせていただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

藤井本委員 財源でしょう。財源の話をなぜしたらあかんのですか。会長は、答えたらあかんねって。何で答えたらあかんの。社会福祉協議会に、ここを指定するんでしょ。その指定する社会福祉協議会の内容を尋ねたら、市長そのものが、社会福祉協議会の会長そのものが、それは答えへんでええでと。そんなんやったら議論になりませんか。真剣にこっちがやっているのに社会福祉の……。

阿古市長 真剣にやるとるわい、こっちかって。

藤井本委員 何で答えへんのよ。

奥本委員長 不規則発言、慎んでくださいね。

藤井本委員 答えたらあかんでと言うもんですか。こっちは質問しているのに。

共同募金について。また、個人、企業からの寄附金という、この取扱いの方法を、例えば大和高田市とか、全部が全部見たわけと違うけども、田原本町とかやったら善意銀行とかつくってやられている、積極的にね。御所市なんか行くとインターネットで寄附できますよというふうなこともやられている。葛城市はどういうふうな形で、これ財源となるというふうに明記されているのでお尋ねしているんですよ。その辺についてどうやられているのかお答えください。

奥本委員長 ここでもう一回確認しときます。今回の案件は指定管理についてなんですけども、何回も言うように、この委員会ではこの指定管理に任せる事業者が大丈夫かどうかというところ、これから5年間任せて大丈夫かというところをやっぱり確認したい。その上で、やはり、現状の経営状況というのを確認必要というところもありますので、そこは一応その辺事情を踏まえた上でお答えいただきたいと思います。別にそこを出して責めているというわけじゃなくて、これは本当にここに任せて大丈夫かというところを確認するための質問ということで、ご理解いただきます。

(発言する者あり)

奥本委員長 そしたら、お答えいただく前に、一旦休憩挟んで、その辺りまず、すり合わせしたいと思います。

(発言する者あり)

奥本委員長 分かりました。

それでは、一旦休憩します。再開時間はまた追って連絡いたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前11時25分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、山岡課長、先ほどの藤井本委員の質問に対するご答弁をお願いいたします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの藤井本委員の質問の内容で、共同募金の配分金収入が幾らかというようなご質問であったかと思っております。こちらにつきまして、資料の7ページ、社会福祉協議会自主

事業関係の前段の収入の上から6段目のところに共同募金配分金収入という欄がございます。こちらのことをおっしゃっていただいているのかなと思っております。こちらにつきましては、令和元年度、169万3,211円、令和2年度におきましては、201万9,916円、令和3年度につきましては、210万4,340円、令和4年度につきましては、214万3,667円となっております。これは、赤い羽根共同募金の募金額で、葛城市社会福祉協議会が配分金としていただいたお金ということで理解しております。また、ほか、他市町村というお話もあったかと思いますが、そちらのほうは、私どもで今のところ把握しておりません。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私のほうで把握していませんって、出てんねんから答えてくださいよ、そなん。それはね。以前にも議論したことあんねんし、私どもでこんだけいろいろ、それは違う団体やと言えはそれまでか知らないけども、出てんねんから、今また休憩して社会福祉協議会に聞いてくださいよ、じゃ。私どもで把握していませんって、今までから議論してんねんから。今まで言ってんねんからさ。知りませんってやね。ええところは言うて悪いところは言わないという、そういうのは、こっちは私は言いたくなんのよ。ええときだけは言う、悪いところは把握していません。そなんおかしいやないか。聞け。分からんかったら、聞いたらええねや。分かりません、分かりませんって。

奥本委員長 藤井本委員、発言を慎んでくださいね。もう質問としては、そしたらこれでよろしいですか。

藤井本委員 いやいや、ほかはさっき聞いたようなね……。

奥本委員長 もう一度改めて、時間、休憩挟みますからお願いします。

藤井本委員 もう分からないというのは、ほんまに、議論なれへんからさ。もともと聞いたのは、社会福祉協議会の話になって、ここの財政のことが問題になっている。社会福祉協議会のホームページのトップページに、社会福祉協議会の財源というものはこうやというの載っている。その1番は、行政からの補助金ですと。これはこれでええやん。それ以外に、社会福祉協議会の会員の会費、今言うている共同募金の配分金、そして寄附金、この3つがありますよ。この状態がどうなっていますかということを知っているわけですが。社会福祉協議会の会費ということについては、全国的に見ても、奈良県を見ても、社会福祉協議会の会員からの会費というのが、集めているところがだんだん少なくなっている。これはええけどもって私は言うたけど、その辺を分かれば、共同募金の状況とか、いわゆる個人、企業からの、もともと社会福祉協議会というのは、市民が支え合うというところから出発してんねんから、そのことの出発点、原点に戻って、どうなっていますかという、ここに書いてあるとおりに聞いているんです。知っている。それが、その状況はどうですか。今、何遍も申し上げていますが、共同募金、額はここに載っています。でも、それは、先ほど冒頭に申し上げたように、社会福祉協議会というのは、都道府県に必ずつくりなさい。市町村には必ずつくりなさいと法で決められているから、各市町村は皆やっているでしょう。うちの位置づけというのはどういうところら辺ですかということを知ったわけですよ。だから、そういうふうにご答えて

もらわないと。分かりませんとやね、こんだけ休憩時間あんねんから、それは出ているものがありますから、聞いてくれはったらよろしいやん。こうやって議論をせっかくしてんねんからね。ということです。

奥本委員長 そしたら、現状、この収支のところの会費収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、これは今答えていただきましたけど、ほかのところも状況というか、推移が出ていますけども、その辺の現状がどうかというところの詳しい説明を聞くということによろしいですか。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 私、分かりませんと申し上げましたのは、私の理解が間違っていましたらあれだったんですけども、他市町村の状況というところで、今現在、資料がございませんという意味合いで、分かりませんと申し上げておりました。その点については、誠に申し訳ございません。今、収入というところでは会費収入の推移をお答えさせていただければよろしいでしょうか。

奥本委員長 寄附金のところも、この辺の、令和元年度からの推移、出ているじゃないですか。この辺の説明も加えていただいたら。

山岡社会福祉課長 そうですね。それでしたら、私の分かる範囲でご説明させていただきます。

まず、会費収入でございますが、こちらは大体同じ額で推移しておりまして、こちらのほうは、会員数といたしましては、令和4年度で一般の方が536名、法人で11団体の会費収入で84万2,000円というところで、この辺の推移は、大体毎年同じような形で、若干前後もしますけども、きているのかなと思っております。

あと、寄附金収入というところでございます。こちらについては、やはり以前は満中陰のお返しといたしますか、そういう部分で結構大きく収入があった時代もあったとは聞いているんですけども、今現在は、ほとんどもう寄附金というところの部分だけになっておりまして、以前の葬儀の様式の違い等々含めて、かなりここは額が少なくなっているような状況であると思っております。

あと、補助金については、こちらは葛城市から出させていただいている収支状況ですので、令和元年度から2,500万円を基金から取り崩して、このような額で推移しているというところでございます。県社協補助金収入というところでございますが、こちらにつきましては、コロナ等々での事業による収入というところで、増えている部分はあるというようなところで聞いておるところでございます。ここ令和3年度、令和4年度はちょっと増えているというところが、そういうところなのかなというふうに理解しております。あと、ただいまの共同募金配分金収入というところで、先ほどご説明させていただきました。こちらにつきましては、共同募金、葛城市社会福祉協議会が募金として集めた額からの配分金として、令和4年度は214万3,667円というような数字が出ておるところでございます。

あと、下の事業収入というところで、こちらは、社会福祉協議会が行っております貸出事業の利用料金であるとかということになっております。

あと、その他の収入、これはいろいろ重なっておるところなんですけども、書いておりますように利息の収入であるとか、福利厚生センター助成金、日本赤十字社配分金等々が積み

重なって、このような額になっているというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 通じてないねんね。何ぼかっていうようなんは表見たら分かりますやんか。そやから、さっきも言うている市長が答えるなど言わはった、そのとおりやろ、答えてないねやろけども、それがさっきから言うてますやん。社会福祉協議会というのは、各市町村に1つずつ設置しなければならないということで、設置されているわけですわ。その中の葛城市というのは、いわゆる頑張ってるのかい、頑張っていないのかいということを知っているわけ。比較しないと、分かりませんやんか。そやろ。葛城市、頑張ってるのか、頑張っていないのかというのは、あるところもないところもあるんだったら、これは比較にならない。そやけども、法で、御所市も大和高田市も香芝市も、町も村も皆、社会福祉協議会というのは設置しなさいよ。法で決められているんでしょ。ここに書いてある数字を、課長、さっき大きい声出して申し訳ない。市長が答えるなど言うてんから、それは答えてないのか知らないけども、出ていますから、調べてくださいよ、これ。さっき私、言わなかったから、会費収入、あんまりそういうふうなことも、そういうことについては強く聞かないと言っているけども、御所市の例を出さなかったかな。ネットでも、こういう寄附とかできますよとか。大和高田市とか田原本町で私、ぱっと調べたら出てきてんけども、善意銀行をつくって、そういうふうな活動をされていますよと。進んでしまうの、次から次になってしまうから、ここんところ、解決してくださいって、課長。課長が答えられへんねやったら、市長、もう課長がかわいそうやわ。市長が答えんなど言うたら、それは答えられへんやん。だから、市長、そこは、こういう議論で一生懸命、議会も、社会福祉協議会のこと、これからも頑張ってもらわなあかん、やってもらわんなんことある。そこで、ゆうあいステーションを指定管理してもらおう。いわゆる洗い出すところは今、今回洗い出しとこうよということで、みんな心配してやってんねんから。市長、そこら辺もう、答えるなどというのと違って、そこはそこで、問題があるんだったら、過去に、問題というてええんか、弱いところがあるんだったら、これはどうしようとかいうことの前向きな話に持っていかないと、分かりません、答えられません。そんなんやったら議論になりませんやん。議会違いますやん、そんなんやったら。もうこれと言えないか知らんけども、また、違う場面で言うけどさ。私は、これは物すごく思っていますよ。頑張りが足らん部分というのがここにあんねんから。

奥本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました部分、準備できておりませんで、すいません。ただ、今回、指定管理でございましたので、市長が話すなど言っているのではなくて、私ども準備できておりません。そういった資料を持ち合わせていなかったということで、答弁できていない状況でございます。ただ、今、藤井本委員のほうからご指摘いただいている内容、言い換えますと、もっときちっと、社会福祉協議会、進めるように、市からも言わんかいという意味で言っているものと受け止めております。特に、言っている会費収入、

寄附金収入、そういった部分につきましては、社会福祉協議会の活動としてのメインを成す部分ではあります。それに加えて、私ども、これに関連する部分でいきますと、先ほどから話の中でも出てきております地域福祉のための補助金を出している部門でもございますので、その部分につきましては、引き続き今後、委員からのご指摘を社会福祉協議会のほうへ伝えさせてもらうとともに、毎年私もこういった部分の打合せもしております。こちらのほうからも、きつく指導していきたいと考えております。また、それ以外にも、社会福祉協議会と私ども、しょっちゅう打合せをしている場面がございます。今回説明させていただいている中には、社会福祉協議会にとっては受託事業、その部分について、受託事業というのは、私どもにとっては、1つは、今回議題と上がっております指定管理でもございます。それに加えて、それ以外に様々な委託をさせていただいている事業がございます。そのたびごとに、そういった話を、今日皆様からいただいたご意見を伝えさせていただきたいと考えております。

それと、私どものほうでも分析させていただいた上で、指摘させていただける部分、指摘していきたいと考えておりますのと、あと、特に今日皆様からいただいている意見の中で、私どもの公有財産使用料をいただいているスペースの事業に相当します事業であります。その部分につきましては、社会福祉協議会自体が法人であるということ、それと、理事会があるということで、あまりその部分、私どもも控えていた部分はあるのかなと思います。ただ、今回皆様からのご意見いただいております。そういった部分につきましても、私ども、社会福祉課長と一緒にしまして、そういった部分、指導できる部分と、意識改革のほうを促すように頑張っていきたいと思っております。皆様よろしく願いいたします。

奥本委員長 要は、何回もさっきから言っていますように、今回の議案に対して、この指定管理者として、議会は安心して任せたいんですよ。だからこそ、それに対して、今課題があるのであれば、それをどういうふうに解決していきますと、その辺を言っていただきたい。藤井本委員がご指摘されたのは、県外のほかのところに目を向けると、寄附であるとか、ネットとかを使った寄附であるとか、善意銀行とか、そういうまた収入の手段というのも設けていらっしやると。そういうところの努力がもうちょっと必要じゃないかという、これはスポットのところのそういうご指摘なんです。それだけじゃなくて、全体的にやはり今の現状の運営のままで納得というか、いくんじゃなくて、やはり先々、我々も5年に限らず10年とかやっぱり長いスパンでお願いできる団体であってほしい。そこから出ている意見だということでご理解くださいね。

ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 基金積立金について、元本は先ほど答弁されたように、満中陰の代わりに、福祉に使ってくださいという意味で、市民からの寄附が集まっている。ただ、市民の思いとしたら、やはり赤字、あまりお金がないからそこから崩すというように見えるという声を聞くわけですよ。やはり、市長は、社会福祉協議会は金もうけなし、ただ、ゆうあいステーションの施設も委託してんねやったら、その関係の中で、やはり利益を出せる部分を出せるように努力をして

いるんかと。努力なしで基金取崩しになったら、その寄附してもらった方々の意思はどのように考えているか。この2,500万円、これ継続的にその基金から取り崩すねん。お金はお金というふうな考え方やったら、これ現実、やはり、市民から寄附いただいて、今の時点で2億円たまっているんか。だから、お金やから使うねという考え方にどうも見えてくると。やはり寄附してもらった方々のやっぱり意思というのは、そういうつもりの意思ではないと。継続するために、穴空いたら使いなさいよと言わんがばかりの意味じゃないと。その辺どのように考えておられるか。こんなん、せやから、新しい、市民にとって福祉のことを考えるためにこの金を取り崩すとかいう話やったら、市民も得心できるけど、これ、嚴重に見たら2,500万円という基準は何かというたら、足らんからこっから出したらええがなにしか見えへんと。その辺が、市民の声も反映していないかなと。要らんこと言うようやけどね。そやから、その寄附をいただいた経緯も含めて、分かる範囲、答弁してほしい。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども説明させていただいたんですけども、あえて2,500万円の基金を取り崩すような状況にさせていただいております。その理由はと申しますと、社会福祉法人であるということが唯一の理由でございます。民間の会社ですと、利益を得て、その剰余金を積み上げていくということは正しい方向やと思います。また、新たな投資に向かってという予備的な意味がございますので。でも、民間の会社ではございませんで、社会福祉法人というのは、決して利益を上げる団体ではございません。当然、それに見合う部分のサービスをしていくということでございますので、基金を極端に積み上げた状態というのは、法人としての性格上、好ましくないという判断の下に、毎年の基金の取崩しを、令和元年度からさせていただいている状態でございます。基金そのものは、市民の皆様方、委員がよくご存じやと思います。いろんところで寄附をいただいたり、満中陰等も含めまして、この社会福祉法人の事業に対しての感謝の気持ちからいただいているものが積み上がってきているのが大きいと理解をしております。それは、やはり地域福祉のためにという思いの中での寄附でございますので、それをそのままお金として確保していくということ、さらに、積み上げていくということは、好ましい作業ではございませんので。ただ、この作業をさせていただくに当たりまして、一般会計からの社会福祉法人への補助金を、同じ金額減額をしております。ある一定の基金の減額といたしますか、基金水準が適正な水準になりましたら、また、本来の社会福祉法人、社会福祉協議会に対する補助金額は、一般会計から出すべきではないかという認識をいたしておるところでございます。また、この議論は、これ減額したときにあまり議論になりませんでしたので、ただその議案として予算計上したときには、また議論をいただけたらなという思いでございます。

以上でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 その辺の考え方は、市長と考えが違うという判断で、これ以上言いませんけど、現実寄附してもらった方々の意向が、何かこの資料を見ていて反映されていない。それと、満中陰とかの代わりに寄附してもらったということは、満中陰で各家は、各香典を出された方々に何

なりと、粗供養としていただいてもらう分はここに入っていると。そういう考え方でいったら、この状況がほんまにええかという考え方、私は意見が違うということで、これ以上この件については、追及をあまりしたくはございません。ただ、寄附としていただいた金が、こんな状況のときに我々議員としては、こういう使い方としては適正かどうか、市民の声が反映されているかどうかということで、やかましく言わせていただいています。

まずは、社会福祉協議会を別やという市長の意見ですけど、本来は、社会福祉協議会に委託しているのはゆうあいステーション全体で、それやったら、黒字出したらあかんのやったら、ゆうあいステーションの、例えば風呂、介護保険制度、また、いろんな制度、民間で委託したらよろしいですやん。社会福祉協議会自体が法的に作らんのやったら、ゆうあいステーションの管理まで含める必要はないやん。そやから、社会福祉法人をつくらんなあかんいうのやったら、市の一部分のどっかのところでやっとする市町村もあるわけや。それこそ、ゆうあいステーション全体を経営管理も任せるとしたら、その辺まで詳しく言わねばならないという気持ちで、我々は言うているけど、ただ、この話を言い合いしても平行線やなということで思っておりますので、いろいろと言いたいことはございますが、これ以上あまり言わないようにしようと思っております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。もう皆さんからいろいろご意見出ているので、私のほうも指定管理を任せる社会福祉協議会としての経営がどうなのかということが心配であるんですけども、今の現状を説明していただいて、私としては、では、これからどういうふうに具体的に経営の努力をされて経営改善されていくのかということ、しっかりお聞きしたいという気持ちもあります。こうやっていくんだという、はっきりした、しっかりした方向性を示していただければ、では、任せようかという気にもなると思うんですけども、その辺りも気にはなるんですけども、私としては、今の葛城市社会福祉協議会が持っている組織的な体質について、どういうふうに思われているのかなということをお聞きしたいなと思っております。経営に関しては、実施事業のことで、関係ないことはないけれども、切り離して考えてほしいという市長のお話もあったと思うんですけども、組織的な体質というのは、指定管理の部分にも係ってくるというふうに考えております。市がどういうふうに分析されているのかということをお聞きしたいのと、あと、まずそこをお聞きしたいです。

奥本委員長 柴田委員、組織的な体質って、具体的にどういう点なのか。

柴田委員 私としては、いろいろお話を、市民の方からもサービスに関してちょっと不満というか、そういうこともお聞きしますし、その組織的な体質と、それから経営状態というものが、関連しているのかどうかということも、何か市としては分析されているのかなというふうに思いまして、今質問させていただいております。

奥本委員長 法人の中の職員が、自分たちが提供しているサービスに関してどういうふうな感覚でいるのか。なおかつ、自分たちが属する会社というか、社会福祉協議会で、その経営状況についてどの程度まで認識されているのかということによろしいですか。

柴田委員 関連性ですね。だから、組織的な体質が経営にも響いているのではないかとというふうに感

じているところがありますので、市としては、その辺りをどういうふうと考えていらっしゃるのかということです。それは、経営は自主事業に関してがメインだと思うんですけど、経営状態のことは。でも、組織的な体質というのは、もう社会福祉協議会全体ですので、それが指定管理の事業にも影響しているのではないかとということ。

奥本委員長 組織的っておっしゃるといことは、要するに、働いていらっしゃる方がみんなが共通して持っているという意味になるんですけども、聞いていらっしゃるのは、多分恐らく個人が受けられたスポットの具体的な事象に関してだと思うんですけども、どちらを問われているんですか。それがちょっと分からないので、答えようがないですね。

柴田委員 私がいろいろお聞きしているのが、そういったデイサービスでの不満とか、いろんな細かいことになるんですけども、でも、そういったような体質があるのではないかとというふうに私は感じているんですが、市はどう思っているのかというふうに聞きたいです。

奥本委員長 答弁いけますか。森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

組織的な体質につきましてでございますが、先ほど私も答弁させていただいた中に、あらゆる私どもの事業の中で、これから意見していきたいと考えておりますのは、本日皆様からいただいております意見のこともあります。私どもも直接当たっているものですから、いろいろ気づく部分はございます。そういった意味では、今後、私どもの市のほうから、先ほど言いましたように、法人の監査のときとか、それとか補助金の支出のとき、それとか、それ以外のそういった場面場面で、私どものほうからも指摘していきたいと考えているところでございます。いい部分も当然あると思うんです。ただ、お気づきになられた部分、私どもにも伝えていただきましたら、私どものほうからも、そういった機会を捉えて指摘していきたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 スポットで指摘して、助言してということもあるとは思うんですけども、全体的な見直してみたいなのもしていただけたらなというふうに思います。

指定管理のほうに戻させてもらいたいんですけども、私、協定書の中で、指定管理料は年度協定で毎年見直されるということで、部長のほうから必要額算定をその年度の初めにされるということなんですけど、私の理解が、施設の利用とか、プールとかのそういう利用料が増額になると、指定管理料が減るといふふうに考えていいんでしょうか。利用料が増えると、指定管理料は減額になるというふうに考えていいのかということ、私理解ができないので。指定管理料って毎年変わっていますよね。それは、どういう基準で決められているのかということもあるんですけど、利用料の増減で指定管理料も変わってくるのかということをお聞きしたいです。

奥本委員長 柴田委員、今、協定書とおっしゃいました。協定書の資料は、今回、提案……。

柴田委員 私が勝手に持っている仕様書、協定書を……。

奥本委員長 文書請求されてご自身で取られたということですか。その中に、そういう項目があるけ

ども……。

柴田委員 あったんです。その指定管理料の決め方で、利用料が増えれば指定管理料が減額になるのかということが、はっきり分からなかったのも、その辺。変動していくので、何を基準に変動されているのかなということ。

(発言する者あり)

奥本委員長 今、答えられますか。もしも資料的な見た上であれば、いいですか。

森井部長。

森井保健福祉部長 この社会福祉協議会への指定管理の形なんですけど、まず、指定管理料の分につきましては、先ほども言いましたが、その年度の初めもしくは予算化するときには、その年必要な額、幾らかというのを出します。ただ、今回質問しておられるのは事業収入に相当する分で、差し引く部分の計算はどうしているかということなんですけど、これにつきましては、例年、前年の実績を基に、これも査定するような形を取らせていただいているとお考えいただければいいと思います。ただ、近年のコロナにつきましては想定外でございましたので、当然補正予算を組ませていただくことになったのも、それが原因でございます。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 システムの話なので、まず、予算計上のときと実質の指定管理料とは別になります。委員ご指摘のとおりです。まず、予算のときは、概算としてこれぐらい必要でしょ、経費も人件費も全てこの事業を委託するわけですから、プールの事業ですとか、食堂の事業ですとか、いろんな事業ありますので、その事業として、全体、そして人件費と経費がどれぐらいでしょう。ですから一旦全部、それを予算計上します。ただ、実際の指定管理料といいますのは、おっしゃるとおりそれで売上げ、あれがありますよね、利用料と。そやからそれが、もうそちらのほうにはまるっきり渡さないで、その差額分だけ指定管理料で渡します。ですから、人件費も含めて必要経費のみのお支払いになるということです。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 理解しました。ということは、私が組織的な体質と言ったんですけれども、やっぱりそうになると、指定管理料を抑えるとなると、利用者を増やすということになると、やっぱりサービスが充実していないといけないということで、しっかりその辺りは市からも、ここは言える場面だと思いますので、アドバイスをお願いしたいと思います。

奥本委員長 各企業のところの中の、どういうふうに業務を進めるか、あるいは、どういう課題があるかということについては、この場での議論とは若干かけ離れますので、ここは、やっぱり指定管理を委託する事業者のほうで進めていただくということで。やってらっしゃると思うんですけども、それでもやっぱりそういう声が上がっているということだけは認識いただいて、今後の課題として、そこをうまく解消していただいて、やはり福祉の向上に努めていただくというふうに持っていただければいいと思います。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 今の話と若干関係ある、この施設管理運営調書というのと、もう一枚が仕様書について

いるんですけども、この仕様書がなかったら、もっと細かくあるのかなと思ったら、これだけで判断というのは何か、今の柴田委員のお話とかでも細かいところもそれも踏まえてちゃんとしたものがあるのか、ちゃんと協定書ですか、細かく決めている、この1枚やったら、公園管理とかもだいぶ大つかみなので、ここに頼むのはこういう理由ですというのが要るんじゃないかなと思うのが1つ。

もう一つが、今のいろいろお話聞いていて、この指定管理評価表というのは、任意でおっしゃったんですけども、これ、お二人が任意で、これ指定管理でこういうところですよというので、持ってこられたんですよ。指定管理、我々はこういう評価なので見てくださいという、これをつくったわけですよ。僕、最初にも言いましたけど、いろいろ、言葉難しいからと言いましたけど、この指定管理評価表の中の4番のところに、福祉サービス事業において経営改善に関する指摘を受けておりと書いてあるから聞いたんですよ。なかったら聞かなかったんで、福祉サービスのことに、答えられへんとかというのを想定していたので。これは5年間なんですけど、これは毎年やろうというのはないんですか。最初も言いましたけども、これまでは、指定管理5年間、やっていただくのはそうなんですけども、やっぱり年度で改善していっていますというのも議会に示していただかなければ、だってもう単純に、これもうさっきも何回も言っていて申し訳ないです、経営状況は良好かというところでDの業者の指定管理ということですよ。これ持ってこられたということは。そこをどう捉えているか。毎年毎年こうやって、年1回こういうのをお二人がやるんじゃないくて、ちゃんとした人に頼んで、ちゃんと見ていただいていますというふうにさせていただくんやったらいいんですけども、ここは、だから毎年毎年こういったところでやられるのか、これからね。

市長、先ほどおっしゃったみたいに、僕、最初も言いましたけど、もうけてくれという意味で聞いているんじゃないくて、経営の管理状況というのが、もうけてくれというわけじゃないところでDなんですよね。意味分かりますか。もうけなあかところでDやったら、もうけるためにやってええねん。もうけなくてとええという条件の中でDということは、これAにしようと思ったら、どういう条件なんです。Aにしようと思ったら、どういう会計になるのかなと思うんですよ。そのために、この1番のサービスの質の維持・向上や評価表などを毎年上げて、向上していきます。例えばこれ、サービスの質の維持・向上の中でも施設利用者の掘り起こしがされているかのところがCじゃないですか。これはBに持っていくためにどうしたらいいかというのを、大づかみにでもあるんか。経営の中に踏み込めへんかったら、こんなん何の意味もないからね、別に。その質問、これに対しての質問ですよ、だから。この指定管理の評価表に対しての質問させていただいています。これを出していただいているからね。この2つ、3つぐらい聞いたかな。分からないですけども、お願いします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひいたします。

まず第1点目は、この仕様書に基づいてどのような形で進めていっているのかというところでございます。こちら、詳細な仕様書というのは、過去にも作っておられませんでして、今回、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、指定管理手続の条例の

中で、既に、指定管理者の指定を受けて管理する公の施設について再指定を受けようとする場合の手続によって、進めさせていただいておるところでございます。そちらの提出資料の中で、事業所からの事業計画、これ詳細な計画というのを出していただいています、そちらのほうをきっちりと、この仕様書と確認させていただいて、相手方と今のところ協議させていただいているというところで、進めさせていただいておるところでございます。

2点目は、この評価についてでございます。この評価を毎年していくのかというところの中で、今、いろんなご意見をいただいている中で、これはもう福祉総合ステーションの進め方といたしまして、この評価というのは、やはりしていかなければならないなというような思いを改めて思ったわけでございます。ただ、指定管理の進め方として、それを市として、この評価というのをどのように捉えていくかというのは、指定管理、全体の施設にも関わる部分もあるかと思しますので、その辺は、企画政策課のほうとも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

3点目、評価のこのDというところをどういうふうに、これがAになるというところがどういうところなのかというようなご質問であったかと思えます。まず、私ども、このDの評価に関しましては、まず、経営の中身を確認したという意味合いではなくて、あくまでもその社会福祉協議会の理事会、評議員会の中で、こういう改善のご意見があったというところをまず基にして、この評価というのをさせていただいたところでございます。この先の部分については、この評価がどういう推移をたどっていくのか、また、このご指摘の部分というのが、結果としてどういう原因であったのかとか、これ致し方ないというようなことだったのかというところの推移については、今現在、社会福祉協議会でも検討しておるといいますか、その辺を話し合っているところで、これから進んでいくのかなと思っております。いずれにいたしましても、コロナが終わってからというところが、1つの正念場といえますか、コロナの間は、指定管理の委託料に関しましても、全ての面においてイレギュラーな部分があったのかなと思っております。この令和5年度、令和6年度以降に、どのような形で、この社会福祉協議会の全ての部分が動いていくのかというところについては、我々も担当課の立場として、改善に協力して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 仕様書は今から作るということですか。今の答弁、あんまりよう分からなかったんですけども、例えば今から新たにやるんでしょ。前のやつをどういうこと……。

奥本委員長 仕様書というのがなかったの、事業計画書を。

杉本委員 ほんで、もう一回来たはるから今から作るってことですか。今の段階であるんですか。僕が持っていないだけ。だから、中身変わるでしょ。だから、もともとあったらね、再契約なんだから中身変わるでしょという質問なんですよね、単純に。前はなかったということ。今回新たに作るということやったら、それがないと。

奥本委員長 仕様書をまた新たに作るかどうか、今までなかったということでしたけども、本当に作るかどうかというのがそうですね。続けてください、杉本委員。

杉本委員 いうのを決めるんじゃないですか、今日。こういう条件でここに頼みますというのを決めるので、こういう条件というのが今ここについている仕様書やったら、なかなか大づかみやから分かりにくいなと思って聞いているんですけど。

奥本委員長 事業計画書ですよ。詳細なところですよ。

杉本委員 が、ついているかなと思って聞いているんです。

奥本委員長 確認したいところが。

杉本委員 はい。ほんでもう一つ、改善していただいのは分かったんですけど、質問がDの意味がどういう意味なん。だから、こういう条件やからD、こういう条件やからBとなるわけじゃないですか。会計見たとき、こういう条件、こうやから、みんながほわっとDと言うわけじゃないじゃない。その基準がA、Bってどういう基準なんていう。これは分かっているんです。やや何ちゃらとかいうの分かるけど、例えば、サービス向上の仕組みがされているか、これは何でBなんて。ややとかじゃなくて。これやったら分かるんですけども。経営状況は良好かと聞かれたときに、何でDになっているんかって分からんかったら、Aの意味が分からんかったらA目指せないでしょと思うんですよ。ざっくり5分割に分けているだけなんってなっちゃうからね。それが分からんかったら、1番のサービス向上につながると俺は思っているんで、なかったらないでしゃあないんですけど、どういう基準でこうなっているのかというのをお聞きしたかったんですけど。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいま、まず仕様書のお話でございます。まず、仕様書自体は、こちらの仕様書しかまだございません。ということで、別に作る予定というところも今のところございませんで、こちらのまず大まかな仕様に基づいて申請、今現在、社会福祉協議会が再指定を受けるための申請書を出されると。この仕様に基づいて詳細な事業計画書を相手方から出されますので、その辺の内容を確認して進めるというようなところでございます。

2番目の評価の部分でございます。正直、私どもも任意で作らせていただいた評価となっております。この経営の部分のDが幾らだったとか、具体的な数字においての評価というのはできておらない状況でございます。ただ1つ、客観的に見ておりまして、今ご指摘を受けている部分も含め、理事会でご指摘を受けた部分も含めの中で、我々の評価といたしましては、今この評価をつける段階ではDというような形になったというところで、その指標というところにおきましては、今現在、なかなかお話しする材料がないというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 仕様書に関してはそれでええんかどうか、僕ももう。こういうところでこういう仕様で頼みますというのがもうちょっと分かればなと思ってお聞きしたんですけども、誰か追撃してください。このDというのが、最初の話に戻しますけど、任意でお二人が、疑っているわけじゃないですよ、疑っていますけど。お二人がやっていて、これBかも分からんし、Eかも分からんという判断の中でやっていたら、これ僕、何が言いたいかは、これ毎年やってほし

いと思っているんです、改善するために。そのときに、何となく雰囲気でもDにしていますねんと言っ、僕が、これDってあかんじゃないですかというのもおかしいじゃないですか。だから、これ、もっと言うたら、この総合評価とかも、これC寄りのBなんか、A寄りのBなんかとかも思っちゃったりもするんです。全部足し算してやったんですけど、そういうのもきっちり細かくやって、例えばその基準が、こういう意味でDです、Cに上がるためにはこういう基準ですってなかったら、目標もへったくれもないわけじゃないですか。それを毎年やっていただきたい。これ5年に1回という長期スパンでやっているから、5年に1回の契約なので分からんでもないんですけども、ただ、今皆さん言っているみたいに、問題があるから質問も出るわけじゃないですか。その問題を解決するためには、そういう大ざっぱな判断ではなく、これ全部になるんですけどね、実は、これ、代表して言うていますが。そういったことをきっちり分けていって、次、例えばこれが来年出てきたときにCになっていたら、根拠持って言えるわけじゃないですか。よくなっていますって。今の段階で来年Cになっていても、雰囲気やろってなるわけじゃないですか。そんな指標、僕はあんまり意味ないと思うので、しっかりとした資料を出していただきたいという意味で言うていますので、1年に1回お願いしたいと思います。お二人じゃなくてね。これ、お二人がやったらあれやから。ちゃんとした方に見ていただいて、ちゃんとやっていただいたらいいと思いますけどね。

以上です。

奥本委員長 ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 杉本委員の先ほどの質疑と答弁のことで関連してお伺いします。事業計画書のことについて伺います。葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則というものがございます。つまり、この手続に従ってやっていくという規則があるわけです。その上位には、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例というのがあります。この2つによって、条例と規則によって、さっき規則と言ってしまいましたけど、この条例と規則によって手続を進めると。そこには、条例のほうですけれども、こう書いてあるんですね。「第2条、法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。第2項、前項の規定は、既に指定管理者の指定を受けて管理する公の施設について、その指定期間満了後の再指定を受けようとする場合について準用する。」今回はこの準用に当たると思います。準用に当たりますが、申請するときには、事業計画書、その他規則で定められたものをこれを添えて申請すると。そして、選定に当たりますと、事業所の内容等、これについては総合的にそれで審査していくとなっているわけです。審査された結果が、今回の指定管理者としてこの社会福祉協議会を指定するという議案が出ていると思っているんですけど、今のご答弁だと、事業計画書をこれから作るんですか。

それからもう一つ、2番目聞きます。この規則のほうには、次のように書いてあるんです。申請のときに出すものとして、第3条ですけれども、(1) 指定管理者指定申請書、(2) 事

業計画書、(3) 管理業務に係る収支予算書、そのほか各種の納税証明書とか定款とか出ているんですけど、この収支計画書や管理業務に係る収支予算書、これは申請のとき出されていますか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの申請書類に関する質問でございます。こちらについては、今、指定管理候補者として社会福祉協議会が選定されておられる状況の中で、こちらの書類を全部今、提出していただいて、吟味させていただいた上で、今こちらでお諮りいただいているというところで、これはもう既に提出していただいている書類というところでご理解いただければと思っております。よろしくお願いたします。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 それを判断する上で、杉本委員は見たいということだったんだろうと思うんです。具体的に判断する上でね。もしよかったら休憩時間後、その事業計画書、あるのであれば、ぜひ出していただきたいと、収支予算書等もあれば出していただければ、先ほどからの議論、これで大丈夫なのかということも含めてきちっとご理解していただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願したいんですが、2番目の質問ですけれども、この事業計画書の中には、この条例の中には、規則のほうやったかな、条例ですかね、先ほど言いました第3条の(2)のところ、事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに、次のところですけど、管理に係る経費の縮減が図られるものであることと書いてあるんです。だから、これも事業計画書がどうなっているのか、指定管理者制度の大きなメリットはやはり民間団体に任せる、社会福祉協議会の場合は民間団体とは言えませんが、指定管理者制度の目的としてこうしたことが言われているわけですので、この点がどうなのかということについて確かめたいと思っておりますので、ぜひ事業計画書を、休憩時間挟んでということをお願いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの申請書類のほう、ご用意させていただいて提出させていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

奥本委員長 それはまた後ほど提出をお願いします。

まず、そしたら、午前中に審議だけは尽くしておきたいと思うんですが、ほかにございませんか。

(発言する者あり)

奥本委員長 要望、ちょっとその後にしましょうか。今のこれに関する提出予定の書類に関するところで何かありますか。なければ……。

(発言する者あり)

奥本委員長 では、一旦これで休憩に入りたいと思っておりますので、再開は14時でお願いいたします。

では資料の準備をお願いいたします。

休 憩 午後0時19分

再 開 午後2時00分

奥本委員長 休憩前に引き続き、厚生文教常任委員会を再開いたします。

それでは、休憩前の資料請求の要望がございましたので、手元に資料を配らせていただいております。これにつきまして、ご説明のほうをお願いいたします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

先ほどいただきました資料となります。申請の資料となります。様式第2号と一番上に書いておりますのが、今回、社会福祉協議会が指定管理者の再指定をするに当たって提出いただきました事業計画書となります。ページめくっていただきまして、別紙1、主な事業、業務内容ということで、こちらはうちの仕様書に沿ったような形で作成されているものであります。2ページ目から3ページ、4ページ目までについては、どのような形で管理運営を進めていくかというようなところを文言で記した書類となっております。

続きまして、ページ数を折っております令和5年度と書いております。こちら、基本的に継続したというところで令和5年度となっておりますけれども、年間事業計画というところで、こちらについて具体的な内容が示されております。詳細につきましては、それぞれの事業の取組について書いている内容となっております。詳細については省かせていただきます。

続きまして、もう一つの収入予定額積算というところで、こちらが、先ほど指定管理、運営状況というところで、資料をお示しさせていただいたところの予算ベースとして、社会福祉協議会が作成した資料となっております。こちらのほう見ていただくと、より内容について詳しく書かれた資料となっておりますので、どういう形で指定管理の費用がかかっているかというところをより分かりやすく示させていただくような資料になっているかなと思います。黒字で消しておりますのは、職員の具体的に名前を書いておりますので、こちらのほうは黒字で塗らせていただいております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただきましたけど、これにつきましてご質問等ございますか。

柴田委員。

柴田委員 ちょっと素朴に疑問に感じたので、質問させていただきます。谷原副委員長が請求されたときにおっしゃったのが、指定管理を今度更新する際に出す事業計画のことだったと思うんですけど、そうすると、私の感覚としては、5年間における、いけば、もっと大きな視点での事業計画かなというふうに思っていたんですけども、これを見ると年間事業計画になっていて、ちょっと意図が違うのではないかなというふうに私は疑問を感じているんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

まず、基本的な福祉総合ステーションの運営状況として、今まで同じような形でやらさせ

ていただいております、委員おっしゃるとおり、まさに5年間というところにおいては、趣旨というところで違うのかなというところもお見受けするわけでございます。その辺については、今いろんなご指摘いただいている中で、事務手続の面においても改善すべきところについては改善しながら、こちらの事務手続も進めたいと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 私が質問したのとちょっと違う答弁なのかなというふうに思っているんですけども、やはり経営状態とか、サービスの点でも改善するところが指定管理の部分においてもあると思いますので、5年間の大きな流れの中でどうやっていくのかというのは、やっぱり私たち、見ていきたいのかなという思いでいますので、本当にこれが、そのためにつくられた事業計画であるのか、または違う趣旨でつくられたものがここに出ているのかよく分からないんですけど、その辺りはどうなのでしょう。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 まさにご指摘のとおりかと思っております。指定管理の申請の進め方においても、今のご指摘を受けながら、改善すべき点は改善というお答えしか今できないんですけども、いろいろ見直す点が多々あるかというところは非常に感じておるところでございます。その辺のご意見賜って、今後の事務の改善に努めたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっと私が意図しているところと違う答えが返ってきているんですけども、新たに指定管理を継続するに当たっての、社会福祉協議会としてどういうふうに事業を進めていきますよって、これから5年間という事業計画なのかなと私は思っていたんですけども、ここでは年間の事業計画になっているので、もっとスケールが小さなものになっているので、ちょっと期待したもんとは違うなという印象を受けたということで意見述べさせていただきました。

奥本委員長 柴田委員、これは、指定管理者制度についての学者の見解なんですけども、ちょっと参考までに、現状の指定管理者制度というのは、指定管理とはうたいながら、予算については、単年度の予算のところ決定されるんです。だからこそ本来なら、債務負担行為で上げなさいというふうに主張している学者もいてるんです。ここのところはまだ、具体的に国もどうしようとは言っていないので、おっしゃっている意味は分かります。だから、5年というスパンで見たときの大体の、5年にそしたら、どういう形で予算が必要なのかというのを見たいというのは分かるんですよ。今現状、やっぱりこれ年度を単年度の予算で、実際に出てくるのはそこなんです。3月に実際、我々議会としても審議するのはそこになりますので、現状それが前提にありますので、これが出ているということ。だから、おっしゃっていることは分かりますし、そういう議論も実際やっているところもありますし、それが、債務負担行為として反映された自治体があるかどうかまで私も分からないんですけども、そこはやっぱり指摘されて、学者の中でもそういう見解が分かれているところがあって、そういう議論

がありますので。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 これは細かい、これが向こうの計画されたやつやと思うんですけども、先ほどの評価表、何回も言うて申し訳ないです、改善の余地があるという。今僕ざっと見て、どこをどう改善するんやろなと思っているんです。例えばこのコロナによって、入を増やすんですか、出を減らすという、その具体的なことって、これを見た感じで何かあるんですかね。だから僕これ見た限り、なかなかどこをどう、入を頑張るしかないんかなとは思ったんですけども、そういう具体的なことは見えているんですかね。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

今の経営改善という観点からいたしますと、この指定管理の部分においては、実費というところでやっただけというところ、この利用料を上げるということになりますと、そこはやっぱり福祉の施設というところで、利用者の方のご負担になるというか、ここは、意味合いとしては安くご利用いただくというような意味合いもある施設でございます。そういう利用料という観点というよりは、この今のかかっている経費の部分でどれだけ削減できるか、これ今、予算では上がっていますけども、今後の進め方の中で、例えばこの経費、こういう形でもうちょっと削減できるよなところを探っていければというところの観点での指定管理料、下げるというところで重きを置いて進めたいというふうに思っております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 指定管理の中身についてお伺いします。1つは指定管理業務の範囲ですけれども、これは具体的に、今日、先ほどいただいた事業計画の中にあると思うんですが、食堂については、これは指定管理業務に入っているのかどうか。これについて1つお伺いします。

それから、2つ目でありますけれども、今、収入予定額積算のところを出していただきましたけれども、市区町村受託金収入のところ、これが1億1,400万円余りありますけど、ここの中に指定管理料が入っているということでよろしいでしょうか。それは幾らで予算を立てておられるのか。つまり、やっぱり指定管理を求めて収支計画書を出してもらうときに、行政側のほうが幾らで指定管理をやってくださいと指定管理料を示さなければ、事業者のほうは指定管理、この収支計画書を作れないと思いますので、幾らで今年度は指定管理料の予算として市側が提示されているのか、指定管理料、令和5年度分、これをお願いします。

それから、3つ目でありますけれども、これは、使用料と利用料金のことなんです。指定管理者制度の中では、公共施設の使用料については、指定管理者はそれを集めることはできるけれども、使用料ですから、これ地方自治法で定められている使用料は、これは行政しか

納められないんですよ。指定管理者が納めることができるのは利用料金のみです。実はこれは、体力づくりセンターについての条例も、あるいは農畜産物処理加工施設當麻の家についてのこの条例についても、きちっと利用料金について定めがあります。もちろん道の駅かつらぎについても利用料金の定めがある。それぞれの指定管理に関わる条例に定められているんですが、福祉総合ステーション条例には使用料となっているんですね。使用料については、市長が認めた場合には指定管理者が収納できると。これ、どう考えても、私はミスとしか言いようがない状態だと、私は解釈しているんです、地方自治法上ですね。本日も先ほど使用料というふうな形で資料の中にも出てきますので、これ非常に具合が悪いので、使用料というふうになっていたらこれは当然、社会福祉協議会が指定管理者になっていますけど、受けることができません。だけど、実態としては、これは収入の中に入っているから利用料金のことだろうと思うので、ここはちゃんと区分けをして、法令上の用語ですので、と考えているんですけど、私の解釈が間違いだったら言うていただきたいんです。この3点お伺いします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

まず、食堂運営に関しましては、当初お出しさせていただきました仕様書の中に食堂に関する運営ということで記載しておりますので、こちらは指定管理の業務に入ることになるかと思えます。

あと、予算の指定管理料、どのように決めていくかというところでございます。今、光熱費の価格高騰等ございまして、なかなかその部分にかかる積算等も、こちらでというところが正直難しい部分もございまして、今まで、福祉総合ステーションの運用をやっていた中でのまずは一旦、こちらの積算というところで作成する計算式とか、正しいかどうかというのを査定の中で確認させていただきまして、その中で、細かい部分は、きちんと話し合いながら決めた積み上げというようなところになります。今まで、コロナ前につきましては、大体、一定の流れできていたようなところがございまして、例年同じ推移で動いていったところがあるんですけども、ここ令和2年度以降につきましては、いろんな部分でイレギュラーなところがございまして、予算の立て方については、こちらその辺は調べるところは調べながら、また、指定管理者である社会福祉協議会のほうにも資料を提出してもらいながら決めるというようなところになっているかと思えます。

3点目、福祉総合ステーション条例についてでございます。こちらは議員ご指摘のとおり、私どもとしても体力づくりセンターの条例と比べますと、使用料、利用料の表現については若干異なっておるところは理解しております。しかし、福祉総合ステーションにつきましては、指定管理以前から条例としてあったものでして、その辺の文言の、言い回しといったらおかしいんですけども、その辺の解釈としてこれで正しいのかどうかというのは、現在、協議しておるところでございます。その中で、もし解釈として間違っておったというようなところがあれば、また必要な対応のほう進めたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 2つ目の質問が、若干質問と回答が食い違っており、もう一度、谷原副委員長、質問のほう、再度お願いできますか。

谷原副委員長 資料としていただきました収入予定額積算というものです。これは申請時に、要は相手側から出していただいた計画書ですよ。つまり、指定管理者として申請するに当たって向こう側が出す資料なんですね。だから、その一番上に市区町村受託金収入ということで、1億1,400万円余り計上されている、これ収入として。結構大きいですよ。ここに指定管理料が入っていますねと。というのは、今日いただいた資料の別紙2に当たりますが、3ページのところに指定管理収支状況というところに、ここには収入として事業収入と指定管理委託料とワクチン会場業務委託料と3つほど収入として指定管理者に入っているわけです。だから、ここに指定管理委託料という形で指定管理料が入っている、9,400万円余りね。事業収入は2,600万円余りですけど、その内訳については別にあるということですけども、ここに、言ってみれば、事業収入内訳ということで下の段にありますよ、3つね。各施設使用料等収入、使用料になっていますけど、水泳教室等収入、食堂売上、その他となっているんですね。こういうものを全部入れてなのか、ここには、例えば市から委託している事業がありますよ、指定管理者に対してね。委託事業ありますよね。いきいきヘルスとか水中ウォーキングとか、市がいろいろ介護保険事業の中で委託しているものもある。だから、そういうものを、とにかく見積もらないと予算ができないわけですから、だから、相手方に指定管理料幾らだというふうに示しているんじゃないですか。示さなかったら、この指定管理者が収支予定額を計画することができないじゃないですか。だから私が聞いたのは、市区町村受託金収入1億1,400万円のところに指定管理料が幾ら入っているんですかと、幾らを示したんですかというふうに聞いているわけです。これ、答弁がなかったんですよ。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。答弁漏れをしております、誠に申し訳ございませんでした。

今の1億1,473万8,000円が指定管理委託料全てということになります。これが、指定管理委託料として、令和5年度、支払わせていただく分となります。令和5年度としての予算、これ全てが指定管理料ということになります。

奥本委員長 それは、だから事前にもうこちらから示されていたから、ここに反映されているということですよね。今のお話ではそうなりますね。指定管理料は事前に向こうは分からないわけですから、こちらから示したからこの金額が上がってきているということですよね。

山岡社会福祉課長 そうですね。基本的に実費というところで、この一番下の1億4,890万円というのが、指定管理にかかる全ての費用というような合計、収入、支出と言うところの収入のうちの1億1,473万8,000円が指定管理料として、市からの入る収入というところの解釈になるということです。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 分かりました。これが全額、指定管理料として、令和5年度予算はまだですから、一応見込みということだろうと思います。まず最初にお聞きした食堂については、これは指定管理業務の中に入ると。

そこで、お伺いしたいんですけど、この収入予定額積算の中に、ここにも食堂売上とか、あるいは配食サービス事業に関わる食事代収入とか、いきいきヘルス事業の食事代収入とか、いろいろ書いてあるんですね。私が次にお聞きしたいのは、この2つ、資料あるもう一つの今朝いただいた3ページの指定管理収支状況というところに、食材料費ということが支出の中に出ております。これについては、指定管理料の中に見込んでいるのかどうか。指定管理料の積算の中に、この食材料費というのは見込んでいるのかどうか。ここをお聞きしたいんですね。と申しますのは、私これ、表がよく分からなかったんですが、食堂の食材料費が、令和4年度は500万円余りで、売上げが、下の段、食堂売上、令和4年度は845万円となっていますから、この食材でこれだけのものを売上げたということになるんでしょうけれども、指定管理料の中に含まれているというふうに、議会全員協議会の勉強会の中で、そんなことをおっしゃったように思ったものですから、私、何で食材料費が指定管理料の中に入っているんだと。基本的には受益者が支払っていくものだと思うんですけども、それが入っているのかどうか。食材料費というのが。これについてお伺いします。

それから、3つ目にお聞きした、これについては、利用料金と使用料については、今、協議中ということだったので、それはそれとして正確にさせていただいたら結構かと思います。

以上のことをお聞きします。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひします。

先ほどの食材の部分というところですが、指定管理料のほうに含ませていただいております。先にお渡しさせていただきました資料の3ページ、指定管理収支状況の中の食材料費というところが、その部分に当たっております。今の資料で言いますと、2ページ目の給食費支出というところが、その部分に当たる予算となっておりますのでございます。

以上でございます。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 言っていること同じなんですけど、全ての売上げを、もうこっちに全部、差引きいたしますので、給食関係といいますか食堂の食材も、全ての経費は含まれて、その中で売上げは、もうこっちで差し引きますので、そういう計算です。そやから、もう全て指定管理の中で差引きをさせていただいています。売上げも経費も差引きさせていただいているということでございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 言いつ放しになりますけれども、まず、食堂の食材料費の問題なんですけれども、売上げたら、売上げがあるから、食材料費を引いて売上げた分で、当然この指定管理料のほうに差引きで回すことがあると。これは指定管理者制度の中では、指定管理料を払うけれども、それを市がやった場合と比べたら低くなるように設定せよといろんなところで言われている

んですよね。それは何でかという、食堂をやったり、いろんな教室やったりして事業収入があると。それを見込んで、指定管理料をそこで引き下げていくと。つまり収益事業で、そこをできるだけ市に対する負担を低くすると。だから、ここは、指定管理者制度のメリットがあるところと言われていたところなんです。だから、この食堂の食材料費が指定管理料に入っているとされると、これは基本的には、食べた人の、これはそれこそ受益者の負担で、これは福祉でも何でもなくて、例えば、厨房の人件費とか、光熱水費とか、これは負担するということで、福祉として提供することあるかも分からないけど、食材料費が指定管理料の中に積算根拠として入っているとすれば、私はおかしいと思いましたので、その積算の中でどういうふうな扱いになるかというのは、これはまた細かく見ていかなあかん話ですけども、これはもうこれで置いておきます。

次に、これは意見になるんですけども、今、指定管理料が1億1,000万円を超える指定管理料を次期払おうということですけども、実は過去の指定管理料を私もずっと引きました。5年間の。福祉総合ステーションに対する指定管理料は、平成30年度で6,500万円余り、令和元年度で6,300万円余り、令和2年度で7,700万円余り、令和3年度で7,300万円余り、令和4年度が9,400万円余りと、これは補正予算で大きく上がりました。更にそれ以上の指定管理料を次年度の次回見込んでおられると。私、指定管理者制度というのは、行政が住民の方に福祉サービスをやるときに、どの範囲ということを決めてないと、とにかく、お風呂も朝から夜まで開けておく、プールも温水プールです、これも常時やっておく。こんなだったら幾ら何でも今の光熱水費とか、各家庭、非常に節約もしていると思うんですけど、こんな全部、この業務でやりなさいと、この指定管理料でやりなさいというふうなことを、私、今、市の財政の中で言っているのかどうか。これ、大幅に指定管理料を上げるようなことで出てきているわけです。これだったら、私は事業内容についてもうちょっと精査をして、やはり市のほうとしてこのラインでこういうサービスをやってくださいと。それ以外はこういう事業で収益を上げてくださいと。そういうふうに出していくのが筋じゃないかなと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 この朝からもらった3ページ目で、いろいろ考えて見ていたんです。収入のほうでいうと、コロナとかあったから大変やと分かって、令和元年度と令和4年度を比較して見ていたんです。収入のところで事業収入、これが半分近く減っている。これ意味分かるんです。指定管理業務がぼんと上がっているじゃないですか。ほんで、その下に支出、人件費も下がっている、光熱水費上がっている。これはもう意味分かりますよね。これ、令和元年度と比べてくださいね。その下の施設管理費（各種業務委託等）、これが上がっているんです。これがなぜ。1つ、なぜなんかというのと。次、施設修繕費、これも上がって、これは年たっているから分かるんですけども、ほかはざっくりで計算で、イメージでしゃべってますけども、この1つ各種、令和元年度と比べて下がっているべき、べきじゃないけど、下がっているであ

ろうもんが上がっているが意味分らないです。これって、原因って把握されていますか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

全てを確認はできていないんですけども、1つ委託のほうで上がっているのは、恐らくコージェネレーションの保守料というのがこの辺で費用として出てきた分としては1つあるのかなと。それ以外もまだ確認はできてないんですけども、私、今ご質問の中で上がってきている分としては、施設の維持管理というところでは、その分の費用が上がってきているのかなというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員、いいですか。

ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 ちょっとしつこいようなんですけど、谷原副委員長が今の資料を請求されたときに、読まれた条例があったと思うんですけど、その内容をもう一回確認したいんですけど、その指定管理を申請する者は、申請書とそれから事業計画書と収支予定書を提出するというふうに、たしか読まれたと思うんですけども、取りあえずその確認をこちらのほうでしたいと思えます。お願いします。

奥本委員長 条例の中身を再確認されているということですね。もう一度質問、分かりやすくお願いします。

柴田委員 指定管理に業者として申請される方は、申請書とそれから事業計画書、収支予定書ですかね、予定額の積算を提出するようにと条例で書かれていると私は理解したんですけども、その確認をしたいです。

奥本委員長 その確認の次、さらに何をしたいか、言ってもらっていいですか。

柴田委員 というのは、私、この書類が、そのために出された書類じゃないのかなということを思っているんで、そこを確認したいです。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまの質問で、収入というのが、この今お出しさせていただいたこれが資料になってくるかと考えているんですけども。費用というところにおいては。

奥本委員長 条例にうたわれている資料と相違ないということによろしいですか。

山岡社会福祉課長 そうですね。指定管理の部分の予算というところで、こちらで確認させていただいたというところですよ。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 というのは、この令和5年度の指定管理料もここに入っているということも、何かちょっと不思議な感じもいたしますし、この事業内容についても、この令和5年度とこの、というのは、協定書の中に、毎年4月1日の1か月前には事業計画を出すというふうに決められていて、それを市が承認するというふうにならわれているんですけど、私が思っているのは、

この令和5年度のこの書類が提出されたのではないかなというふうに思っているんですね。というのは、新たに予定事業を継続するために申請するために作られた事業計画書とか収入予定額積算の書類ではなくて、事業計画で年間に出された書類をここで提出されているのかなというふうに思っていますので、その辺のところを明確にさせていただきたいと思います。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

確かに委員おっしゃられますように、令和5年度等々、いわゆる5年間の指定管理というところの書類というところにおいては、この申請書の中身というところで、ご指摘の部分というのは、ごもつともだと思っております。今、その部分がどうなのかというところのご説明がなかなか難しいところでございますけれども、ご指摘いただきました点について、今後きっちり精査しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 私たち、それ、議決するのに、そういう手順を踏んだ申請に対しての議決をすると私は認識しているんですけども、その辺の市と社会福祉協議会との、ちょっと分からないですけど、例えば、慣れ合いみたいところがこういうところに見えているんじゃないかなというふうに、私は今の時点で感じております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 1点だけ、今の柴田委員とも関係するんですけども、指定管理料の決め方なんですよ。というのは、農畜産物処理加工施設、この指定管理料は変わっておりません、予算と。もう最初の指定管理料でぼんといって、補正も何もありません。平成30年度から令和2年度までは162万5,000円、3年間。令和3年度からは、そこからもっと減って151万5,000円。体力づくりセンター、これは5年間、今年度で終わりですけども、これは、平成30年度には予算が2,916万円。これ、いや、運営補てん金というふうに言っていますけれども、指定管理料、同額です。ただし、平成30年度と令和元年度には、財務調査委託料ということで専門家に財務調査をした上で、次の令和元年度、令和2年度にかけて、多少、指定管理料を上げています。ところが、福祉総合ステーションの場合は指定管理料が決まっていない。後から光熱水費が上がりました、何々がこうなりました、補正予算でぼんと上げられる。今度は1億円超えます、指定管理料が。だから本来は、専門業者とかに考えて、市の考え方もありますよ、財政上のこともあるから、指定管理業務についてはこの範囲で管理運営をやってくださいと。そこで決めて、指定管理料を払うと。それ以上になった場合は、どこの業者も光熱水費上がっていますよ。体力づくりセンターなんか最たるものですよ。水道代、水はそうでもないですけど、電気代、ガス代上がっている。それでも、いろんな収益事業の中でカバーしている。それが民間の力じゃないですか。だから、これは福祉事業ということで、葛城市は過去の経緯があるわけで、それは我々も分かっているわけですから、これはなかなか難しいことあるかも分からないけれども、この指定管理料の考え方、これどう考えておられるのか。つまり、後から動く、そのときの経営内容によっては。これ私やったらあかんと思いますよ、指定管理者制度の中では。最初からきちっと積算して、こういうサービスの中

でやってください。そういうことをちゃんと積算してやっていかなければならないと考えるけども、この考え方についてお聞かせください。

奥本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、ただいまのご質問につきましては、午前中も答弁させていただいている部分でございます。ちょうど参考資料としましては、朝、皆様に配付させていただいております8ページをご覧ください。8ページの③のところに、福祉総合ステーションの指定管理事業関係、この部分だけを抜いた表がございます。よろしいでしょうか。この福祉総合ステーションの指定管理業務、ほかの指定管理業務と大きく違う部分は何かといいますと、まさに今、谷原副委員長のほうからご説明いただいたように、他の事業所の部分は、指定管理料、歳出に、事業でかかる支出に係る部分にある程度上乗せの部分の、民間に委託しているわけですから、その分の利益を乗せている部分と、その余裕の部分があると思います。ただ、これを見ただけですと、一番下のところに、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高という欄は全てゼロとなっております。これはどういうことかといいますと、本当に必要な部分だけを市のほうからお支払いして、この社会福祉法人としては、福祉総合ステーション指定管理事業を行うことによる利益は、全く今まで取っていただけていない状態であると。逆に言いますと、値段が上がる、そういった電気代が上がる、そういったものは、そのままろに補正予算のほうに変わってくる。当然、努力すれば、それを抑える方法としては収入を増やすことですが、収入を増やす部分につきましても、福祉的な場所でございます。もともと歳入で超えられるようなところではないということ。そういった事情から、この福祉総合ステーションの指定管理につきましては、物価の高騰の影響はそのまま出てきたということで、この部分だけが、ほかのところと違う部分であります。それが分かっていた資料としてこの8ページをお示しさせていただいているところでございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 少し意図を分かっていただけなかって、かみ合わなかったんですけど、私が言っているのは、必要最小限で、だから光熱水費等が上がったら、これを上げざるを得ないんだということですよ。ところが、今どんどん高騰して、指定管理料が1億円以上超えると。必要な事業とおっしゃいましたけれど、私はそれを洗い直す必要があるんじゃないかということを行っているんです。つまり、この範囲でやってくださいという部分をやっぱりしないと、これ際限なく上がっていく、場合によっては。また、これ1億1,000万円超えても再度、令和5年度の最終の補正予算で、今回の情勢やったら、また上げざるを得ない。例えば温水プール、入浴、例えばいきいきセンターでは、今閉鎖されていますけれども、お風呂の時間限っていますよ。無償にはしていますけど。例えばこういう事業の見直しをやらないと、ここで指定管理料が必要、必要と、何が必要なのかという議論が、精査は必要なんじゃないですかということを私は質問したんですけど、それについてお答え願えますか。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員の皆様方もご理解いただいていますように、ゆうあいステーションは福祉総合ステー

ションでございます。ですので、利益を上げる施設ではございません。これ、単純な話なんですけど、例えばの話、今の利用料でしたら、営業すればするほど赤字になる施設であるという認識を持っていただく必要がある。例えばいきいきセンター、これ、休館にしますと、その部分の人件費から、光熱水費から全てなくなってしまいます。でも、じゃ、いきいきセンターの入浴料を500円にします、1,000円にしますと言えば、利益は上がってくるかも分かりません。でも、福祉総合ステーション、ゆうあいステーションでも同じ考え方です。お風呂とプールと両方入って510円という価格設定、小学生は300円という価格設定を議会の議決をいただいた中での料金設定としております。それ、なぜこんな低単価でやっているかということ、福祉事業であるということです。ですので、この福祉事業として何をやるかと、福祉サービスとして何をやるかということは、従来からいろいろ議論があったところやと思います。今現状のサービスを維持した中でということになれば、そういう形になると考えておるところでございます。それが、果たしてサービスの低下することが、市民のためになるのかならないのかということ考えた上でということやと思うんですけども、私は、今現状のサービスをできるだけ維持していきたいという思いの中での、こういう一応予算の在り方の書き出しの表現になっておるところでございます。ですので、全ての売上げを差し引いて、その差額を指定管理料で賄っておる、お支払いしておるというのはまさにその部分であります。利益を生むような施設ではございません。利用料は、常に低めに設定をしておるというのが実情でございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 意見だけ申し上げておきます。1つは福祉事業ですから、何に重点を置くかというのは市長のおっしゃるとおりだと思います。例えば入浴とか、プールとか、これ福祉事業としてこれは必要なんだと。これだけの金額、指定管理料で要るんだという判断であれば、それはそういう判断になろうと思います。ほかの福祉事業だって一緒ですので、市民サービスの中でどうするか。これは議論していったらいいんですが、例えば、敬老福祉年金についても、敬老年金ですよ、葛城市の敬老年金についていろいろ議論があります。その中でこれ1億1,000万円を超える事業で、例えばプールとか入浴、他市の方も利用されていますよ、たくさん。例えばこういうところをどう捉えるのかとかですね。もうちょっと私は精査するところがあるというふうに思っております。だから、これが1つ。

2つ目は、インセンティブの問題ですよ。経営上のインセンティブ。市長のような捉え方だとモラルハザードが起きる。つまり、売上げで頑張ったら、その分指定管理料は少なくなります。でも、必要最低限だから売上げが落ちて、それで、でも光熱水費賄えなかったら、その必要な分は出します。ほかの体力づくりセンターとか、農畜産物処理加工施設なんかそうじゃないですよ、やっぱり。

(発言する者あり)

谷原副委員長 いや、それはそうですよ。だって、そこだって光熱水費で上がっているわけですから。利益があるとしても利益が少なくなって、それを事業者がカバーしてやっていくわけですか

ら。だからそこは、インセンティブの問題として、私はどうなのかなど。やはり、指定管理料が最後に補正で上げられるということは、私はあつてはならないと思います。他の市町村のガイドラインなんか、私はずっと見ていますけれども、指定管理料については、やっぱり民間事業者に任せる以上、指定管理者制度の趣旨からして、やはりきちっと定められた範囲の中でやっていただく。そういうことを原則で定めているところもありますよ。そこは福祉施設もあります。だから、私は、ここの指定管理料はこれ、どんどん上がっていくようなことは、やはり見直しをぜひ考えていただきたいと。在り方についてですね。これだけ意見として申し上げておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 先ほどの続きで、令和元年度では単純に事業収入が5,000万円、令和4年度は2,600万円、指定管理料が6,300万円で、令和4年度が9,400万円で、今もらった事業、これは令和5年度の予定ですよ、今のところね。これが、単純な話、僕の考えとしては、令和元年度のように通常運転でいけば、取りあえず事業収入は倍になると考えながら見とったんですけども、この収入予定の額のいただいたやつは、多分事業収入は3,400万円ぐらいで見ているのかな、多分。指定管理料が1億1,400万円になっているんです。ほんで、先ほど聞いた施設管理費（各種業務委託等）というのは、これの中の言うところの手数料支出と保守料支出ということでもいいですかね。これも1,200万円ぐらい、だから去年よりまた上がっているんです。この意味が僕、あまりリンクしないんですよ。事業収入が上がっていけばこういうところも上がるの致し方ないなと思う。だから、電気代とか上がっていくのは分かるんですけども、施設管理費（各種業務委託等）がずっと上がり続けている、下がっているときもあるんですけども、令和元年度ですら、1,000万円やったんが、何で今まだ上がり続けているのかと、もう一つは、令和元年度は、特にこの事業に関して、そんな特別なことがあったわけでもなく、通常運転なわけじゃないですか。これがベースと考えたときに、今年の今のスコアですよ。3,600万円で見ているのはさておき、今の段階でどれぐらいの収入事業、単純にここの、僕は収入という面ではコロナで下がった分を復活させたいなと思っいろいろ考えとったんですけども、その辺の今の現状というのを教えていただいてもいいですか。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。

まず、施設管理費の部分なんですけども、先ほど、私コージェネレーションの分は間違いなくそれは上がっている部分があるかと思うんですけども、この令和2年度と令和3年度に関しては、これも恐らくなんですけども、休館時期があったのと、施設の中で止めていた部分の中で、その保守というところのどこかで影響が出てきた分で減っているところがあるんだろうと考えております。どこがそうなのかというところに関しては、ちょっと検証、必要ですけども、この令和2年度、令和3年度というところの中では、一つコロナで休館が令和2年度と令和3年度に行っている時期がございますので、その辺の影響もあるのかなというふうに考えております。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問に答えます。

令和元年度売上げのほうで5,060万円です。令和4年度が2,600万円、こちらのほうで2,400万円差額がございます。それで、今度は経費と言いますより支出のほうだけ、1つだけ見ていただきたいんですけども、水道光熱費3,420万円、こちらのほうが5,100万円になります。こちらのほうで1,600万円になります。ですので、2,400万円の売上げの減と水道光熱費のプラスになる分1,600万円足しますと、4,000万円が上がります。ですので、6,375万円から4,000万円を足していただいた1億370万円になるわけなんですけども、令和4年度の場合は、コロナで実際には営業していない日がありますので、食材料費ですとか、人件費ですとか、ほかの経費で下がったものがあります。ですので、その差額として、指定管理委託料が6,300万円と9,400万円の差になっているというところでありまして。ですので、大きくはコロナによる売上げの減と水道光熱費、石油の値段のアップというのが大きな要因の変化になっているというところでございます。

あともう一つ、委員ご指摘の令和4年度9,400万円が、今回、予定では1億一千何かがしかになるというところでございますけども、こちらのほうはこの歳出の差額で実はご覧いただけただけありがたいんですけども、主には人件費等が、やはりアップになってきているですとか、経費的にはアップのものがございますので、その差額だにご理解いただけたらなと思っております。

以上でございます。

(発言する者あり)

奥本委員長 答弁、マイクをお願いします。

阿古市長。

阿古市長 売上げにつきましては、できるだけ早い時期に、コロナ前までの売上げに頑張っただけ戻すように指導したいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕もう最後なので、これはもうちょっと前向いた発言になるんですけども、まさに事業収入のところだけを見ると、もうほんま半分、これはもう完全にコロナやと思います。ただ、元に戻すんは、皆さんの努力なんかかと思ってる所あります。単純に売上げが上がれば、その分かかる経費もあるかも分かんないですけど、それだけ市民の皆さんが喜んでもらえるということにもつながりますので、指定管理料に関しても単純にこの倍、事業収入があれば、指定管理料も下がるんじゃないのって単純にそう思っちゃうので、ちょっと頑張っただけ中身についても答えられるよう頑張っただけいただきたいなと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。ないようであればこれより……。

(発言する者あり)

奥本委員長 ほかにも含めで、ありますか。

藤井本委員。

藤井本委員 朝から、思わぬ長時間になったというふうに、私もこんなに時間かかると思っていなかったんですけども、振り返ってみると、何がこうさせているかという、確かに市長、冒頭に言われたように、今回の案件というのは、ゆうあいステーションを指定管理する、今までどおり社会福祉協議会にお願いするというので、すっと流れるというふうなお話もあったわけですけども、その中で、社会福祉協議会そのものについて、やっぱりこの機会に皆で議論をしてやっていこうよというところら辺が朝の議論となって、市長も考え変えていただいて、お答えいただいたところでもあります。昼からは、ゆうあいステーションを社会福祉協議会が指定管理でやっていった場合でも、指定管理料が前年度より約2,000万円ぐらいか、上がりますよ。しかし、市長のお考えの中で、サービスは低く下げない。これは私は、個人的にはそれでええと思っています。その分、水道料金とかは上がるので、今のところは2,000万円上がりますよということの議論が昼からやられたんであろうかと思います。

ただ、朝の話に戻るんですけども、やっぱり社会福祉協議会とゆうあいステーションというのは1つのところにあって、ここの関連性、また市との関連性からいくと、私は、改革というものがなかったら、社会福祉協議会も、また、コロナのせいとか言っていますが、ゆうあいステーションについても、改革という、今までと同じようにはやったら駄目ですよ。というのは、ここに、今日の議論が長くなったのは、ゆうあいステーションも社会福祉協議会も大きな期待を皆さん持っていると思うんですよ。そやから、それと現実とにちょっとギャップがある。そやから、今回いろんな意見が出てきたと思う。それを、今までのことは済んだことはこんでいいんだけど、今後について、やっぱり改革を図っていかなあかんというところら辺のことを、私は言いたかったし、皆さんもそれに近いもんであつたであろうかと思います。このままいったら、さっきの話じゃないけども、何ぼでも指定管理料を増やすんですかというような問題も出てくる。どっかに改革せなあかんわけです。

まず、社会福祉協議会、またゆうあいステーション、両方含んで、阿古市長、どのように改革路線というか改革を、今は市長として座っておられるけども、会長でもございますので、それをどのように考えておられるのかということをも1点目はお伺いしたい。

2点目ですけども、2点目は私は、阿古市長に言うんじゃないで、以前にも議長長くやっている。もしかしたら阿古市長も覚えておられるかわからないですけど、私、合併して葛城市ができたときに、吉川元市長にも、社会福祉協議会の会長というものが、市長がされていた。これは大きな問題ですよということを投げかけたことがございます。それ以降も何人かの議員が、市長は忙しいもんです。それは分かっていますよ。そこへ、社会福祉協議会にもかけるものが大きい、忙しいねん。この両方を兼務するというものについては、どなたであつたとしてもこれはもう無理があるというふうなご意見を当初から言ったし、いろんな議員からも、この合併以後、来年で20年になりますから、言われてきたところでもあります。

市長もその辺は考えておられるであろうというふうに思いますけども。ただ、20年前というか、合併した当時だと、奈良県でいうとほとんどは、社会福祉協議会という会長はその市町村長がやられているというケースが多かったわけですね。そのような、当時答弁をもらったのも覚えているし、それが現実であった。ここへ来て、やはり、社会福祉協議会、社会福祉法かな、に基づいた民間の団体ということで、市町村長から代わられているところが多いわけですね。奈良県の12市を取ってみても、当時と違って、今やったら半分が代わってこられている。やはり専門職というのは大事やと思う。

1つ例を出すと、私は思うんですけども、市民の方も、ここにおいで議員の方も思っておられるやろうと思うけども、やはり災害に対するものというのも大きいものがあると思います。1つの例としてですよ。そしたら、例えば大きな災害がありましたよ。市長は、災害が起きたときの対策本部長にならんあかんわけですね。社会福祉協議会では、例えば大きなときにボランティアを受け入れる。ボランティアを受け入れるという役目もせなあかん。こんな両方でできることないと私は思います。それは、どなたであっても無理やと思う。これから変えていかなあかん、そういう議論をしていかなあかんというふうに思います。今回は、朝の話じゃないですけども、ゆうあいステーションの指定管理をどこにするかという話やんかというところですけども、こんだけ時間かけてやって、我々も好きでやっているのと違って、いろんなことを思いながら、思いがあってやっているわけですね。ここ、市長、忙しいという中で、また改革をしていかなん。1問目は改革をどのようにしていくんですかというのと、その改革の大きな1つは、私はそういったこと、会長というものも各市が代わられてきている。そんなことを思いながら、今後検討していかなあかんと思うんですけども、市長のご所見、お考えというものをこの機会に伺っておきたいと思います。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 市長としての答弁になるとご理解をいただいたら結構かと思います。

まず、改革でございます。こちらのほうは、社会福祉協議会の会長という話ですと非常に答弁をしにくい話になってくるかも分かりませんが、まず、資料で見させていただきましたように、コロナ以前の状態に戻すというのが、まずは最優先であるのかなと考えております。委員皆様方にもご意見いただきました。改革すべき点というのはあると感じておりますので、このコロナ禍以前に戻すという作業が見えた段階で、どうするのかという議論を深めていきたいなと感じております。今はタイミング的な問題も含めてなんですけども。

それと、社会福祉協議会長と市長と兼任しているじゃないかというお話でございます。こちらのほうは、以前からもご意見いただいております。確かに私、365日のうち、もう数日しか休みなしで、職務に徹しておる状態でございます。特にこの3年半といいますのはコロナがございましたので、もうほとんど土曜日、日曜日は、ワクチン接種会場等に当たっておりますし、ほぼ休みなしでこの数年間続けておいて、確かに任務としては大変な任務やと思います。コロナ禍が過ぎましたので、若干その部分に対する負担といいますか、少しは軽くなったところはありますけども、まだまだほかの災害等も考えられる中で、非常な激務であるという認識は持っております。ただ、まちづくりの基本となるところは、実は、私は福

社を一番中心に考えてきております。この社会福祉協議会の在り方というのが、ある種そのまちづくりの根本に近いところに1つの大きな要素としてあるのではないかという認識を持っております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、激務の中でどこまで手が回るのだという話でございますので、それに代わるような事務方の段階での管理能力の組織の在り方というのを少し検討していきたいなと感じておるところでございます。私、無報酬で社会福祉協議会の会長やっておりますけども、会長という任務の責務からいいますと、当然有償の責務で任務でございますので、いずれは、その経費が出せるような組織に持っていければなという思いはございます。また、過渡期だということもご理解いただきたいなと感じておるところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 朝から話したかいがあったかなと。市長からも、改革をせなあかんし、組織的な部分の改革を検討するということまで進んだ。朝からでは予測できなかったぐらい、いろいろ意見も聞いていただいてんやろなというふうに感謝申し上げたいと思います。市長の話の中に、やっぱりしんどいねんということは、今、確かにしんどいですって。その中でやらんなんこといっぱいある。福祉は主やおっしゃる。市長も、福祉だけやっているんじゃない、いろんなことやっていかなあかんわけですよ。そんな中では、やはり私はもう、過渡期やおっしゃったけども、福祉の専門の方にそろそろお任せする時代と違うかな。それが、常任ということになるかと思えますけども、市長という大変な仕事の中でやっているという、市長がもう過渡期やおっしゃってんねんから、その辺のご理解も得たんやろうと思えますけども。今、組織的な改革というお言葉が出ました。それに期待をして、社会福祉協議会が変わっていくんやなということを思って、そのように受け止めて、今回のこの案件判断したいと思えます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

梨本議長。

梨本議長 今の藤井本委員のお話も含めてなんですけれども、私も議長の充て職で社会福祉協議会の理事の立場で、理事会にも参加させていただいております。その場では直接、この社会福祉協議会の中の問題点、直接指摘させてもらいながら、理事会の中では発言させてもらっているわけなんですけれども、市長おっしゃるように、今後やはり変わっていかなければならないという認識は、それぞれの理事、監事も含めてお持ちではないかというふうに思っております。ただ、この春の人事で、副市長が理事に上がられて、その後、常任理事を副市長が受けられているわけですよ。ということは、市長が会長で常任理事が副市長となると、やはり市政の中心となる2人が、では2人とも、常任といいますか目が向けられるかということ、ここについては、非常にやはり考えていかなければならない問題ではないかなというふうに私認識しております。そういったことも含めて、常任理事の立場でもございますので、今後の改善も含めた考え方、副市長のほうからもお聞かせいただきたいなというふうに思うわけで

すけれども、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。ただいまの議長のご質問とかご意見を賜っての回答になるうかと思うわけでございます。

私も副市長という立場で、社会福祉協議会の常任理事ということをお任せつかつておるわけでございます。それとともに、午前午後とご協議いただきましたこの社会福祉協議会の経営状況についてということで、見守っておるところでございます。このゆうあいステーション、これにつきましては、指定管理業務をやらせておるわけですが、その施設をやっぱり利用して事業としてサービスを行う以上は、やはり一定の水準を保った経営というのが求められてくるのかなというふうに思っておるところでございます。先ほど何名かの委員からご指摘があったかと思えますけれども、やはり厳しい世の中でございます。いつまでも、社会福祉協議会が受託できるということに安心することなく、自分たちで改革して、できるだけ多くの方にその施設を利用してもらおうといった、そういうことをしていかなければならないのではないかなというふうに私も考えておるところでございます。福祉サービスの運営状況について、原因があつてこのような状況になっているのか、また、もっと改善すべき点があるのか、この原因等を現在、検証をしておるところでございます。まずは、しっかりとその現状の把握というものをさせていただきまして、問題がある箇所につきましては、速やかに改善をしていくといったことを進めてまいりたいというふうに思うわけでございます。先ほど会長である市長のほうからも申されました組織の在り方の検討ということで、今後、その辺にも重点を置いて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

奥本委員長 議長よろしいですか。

ほかによろしいですか。もう議論は、意見は出尽くしましたか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 そしたら、取りあえず質疑はこれで終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ないようです。

(発言する者あり)

奥本委員長 ここで一旦、暫時休憩入れますので、再開はまた追って連絡させていただきます。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時45分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議第63号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 朝9時半に始まりまして、いろんな議論が出てまいりました。とてもそれだけ、我々議員にとっても、また市民にとっても大切な今回議案であったであろうかというふうに思います。私も、このゆうあいステーションに毎週土曜日に通って、勉強もさせていただいて、ゆうあいステーション並びに、また社会福祉協議会にもいろんな期待というものを持っておるところでございます。

今回、このゆうあいステーションを社会福祉法人葛城市社会福祉協議会に指定管理者として指定するという議第63号議案について、賛成の討論をしたいというふうに考えています。いろんな意見の最後に市長から、本当に私にとってはすばらしい、うれしい意見をいただきました。まずもって、社会福祉協議会等の改革が必要である。そして2番目に、今後、組織の改革についても検討する。前向きなお話を我々の意見を酌んでいただいて、そのようにご答弁をいただいたところでございますので、それにご期待をして、賛成討論といたします。ただ、見守っていきたい部分というものがございますので、後ほど、今、市長がおっしゃられた、いわゆる経営に関する改善の計画というものと、そして組織の改革を検討していく案というものについて、これについて、なるべく早くですけれども、来年の3月の予算を提示していただく、来年の3月までにご説明をいただく機会を持っていただくということを、私は後ほど附帯条件としてつけさせていただきたい。そんだけ喜んでいるという意味で、前向きに取っていただきたいと思えます。

以上でございます。

奥本委員長 ほかに討論ありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私は朝からの議論の中で2点ほど、なかなか納得いかないことがございました。1つは、申請手続、その在り方について、やはりこれ問題があるかなと思ったところであります。もう一つは、従来から言っております指定管理料の積算、その考え方、この評価、この点については、なかなか私自身の中では承服しかねるところがありますけれども、今回、指定管理者の指定に当たって、議会として、議会全員協議会をもって初めて実際の経営実態、活動内容、議員がしっかりと議論することができる、また、今日も朝からそうした議論ができたということは、私は非常に実りが多かったなというふうに思っております。反対しても、これで何かが前進するというわけではありません。私は今日が、地域福祉における社会福祉協議会の在り方及び福祉総合ステーションの在り方、これがやっときちっと議会の中でも審議できるようになった。行政の方々の問題意識も、決して今の現状でよしというふうなことではないというふうに理解いたしました。藤井本委員のほうから附帯決議というお話もありました。議会の意思として、今後、指定管理者制度の在り方も含めて、福祉総合ステーション、それから葛城市社会福祉協議会の在り方、これについてしっかりと市民の皆さんのために、高い福祉サービス、あるいは効率のいい行政サービスができるようにしたい。そういう議論を重ねていきたいと思えますので、そういう今日の議論を尊重して、私も賛成の討論とした

いと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

藤井本委員 委員長、動議。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 先ほど討論でも申し上げましたけども、前向きな市長のご答弁もいただいて、社会福祉協議会並びにゆうあいステーション、これから改革して、経営の改善計画をしていくということと、それと組織の改革までおっしゃっていただいた。もう本当にこの葛城市の福祉に対して本当にちょっと夢が出てきたなというところでございます。そういったところで、具体的に、来年、令和6年の3月、予算を示されるまでに、同時でも結構ですけども、その案というものを我々議会にお示しいただくことを附帯決議をしてお届けしたいと思っております。

奥本委員長 ただいま藤井本委員から、動議として趣旨説明として、附帯決議の中身を説明いただきました。

以上、提案理由の説明という形にさせていただきますけども、ほかの委員から特に何かございませんか。

西井委員。

西井委員 ただいまの指定管理については、皆さん方全員一致で採決させてもらったと思いますが、ただ、本日、朝から今まで、まだ議論しようと思ったらいろいろあると思いますが、最終的には、朝の皆さん方の議論を慎重に理事者側も聞いてもらった中で、答弁も若干やはり我々の思いを理解してもらったということで、ただ、言いつ放しということではちょっと都合悪いから、やはりその状況を検証してもらおうという意味合いで、附帯をつけることに賛成したいと思っております。どうか今後、ゆうあいステーションが相互扶助という場所であるということのその健全な経営計画を、やはり市民も安心してもらおうように、また、市民福祉の向上を図る中心基地として頑張ってもらえるように、ご意見が皆さん方に集中したと思っております。どうか附帯についても、皆さん方のご協力をお願いしたいなと思っております。

奥本委員長 今、藤井本委員と西井委員からお話ございましたけども、これに対する質疑を行いたいと思っております。

質疑ございませんか。

(発言する者あり)

奥本委員長 そしたら、まず事務局のほうから、今の動議についての資料、内容を配っていただきます。ちょっとお待ちください。

(資料配付)

奥本委員長 今、お手元に資料配付いったかと思います。まず、これを踏まえた上での質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 この文書読むに当たりまして、経営改善計画及び組織改革案を来年の3月の一般会計予算までに示していただきたいということやと思うんですけど、その後はどうなるんですかね。これ5年のあれでしょ。来年のそれだけでもう終わりで、その後はもう何もなくてええというふうに見えるんですが、それはそれでいいんですかね。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 組織改革とかいうのは一遍にできるものでもないし、また、経営の改善をやっていくというのも一遍にできるものでもございません。ただ、今回のこのゆうあいステーションの指定管理者の指定を賛成するに当たって、附帯決議をさせていただいて、これで来年の令和6年の3月にはこの予算として上がってくるわけですよ。令和6年度の予算のときに、またそこで議論をします。そこで、また今後の方向性というのは見いだせると思います。このことも、これから議論されるということは、これはもう頑張ってもらって期待もしているわけですので、その次のことまでは申し上げなかったけども、一般的に考えて、杉本委員がおっしゃるように、組織の改革なんていうのは一遍で終わるといえないですから、これは継続的なものになろうかと思えます。でも、今のところはこれでお願ひしたい。

奥本委員長 今、当委員会、これ動議が出たんですけども、この決議は効力はまだ発生していません。効果が発生するのは、本会議の議決なんです。それを受けて、そしたらこれをどこでどういうふうを確認していくか、議論していくかというところに入ります。今現状では、ここでは決議できますけども、それが効力として最終的に発生できるのは、本会議でになります。それからの話かなと思っていますので。

ほかにご覧ございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 中身というよりは、今、委員長が、今後の進め方も含めた指摘だったと思うんですが、これは委員会として提案するか、個人として提案するかというのは本会議であろうかと思うんです。だから、ここで委員会として一致して、この決議を附帯決議として上げると。委員会提案するかどうかですね。それについての審査はどっかでやっていただけたらと思います。中身についてはともかくとして、それをお願いしたい。

奥本委員長 今、副委員長のほうから、提案というかございましたけど、確認ございましたけども、この辺りについていかがでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 これは、附帯決議をつけるかどうかについても賛否取るわけでしょ。それでないと、それを見てからでないと、どういう答えになるかというのは分からない。全員一致の場合は委員会でも可能だし、反対が出る可能性もございますので、これ今現時点では分からないです。

奥本委員長 分かりました。では、その辺は後ほどという形にしますので。

まず、そしたら質疑に関しては、もうほかにございませんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私、この決議に賛成の立場で討論させていただきます。まだ今日1つ目なので、手短に行かせていただきます。

こんだけ長いこと皆さんの意見も出て、先ほどもおっしゃったみたいに、このまま終わるということもできませんし、僕から個人的には、これやっぱり指定管理表というのをもう一回一から見直し、それはこの中に入っていないかも分からないです。これから今後のことも踏まえて、内容も一から考えていただいて、外部に頼むなり何なりしていただいて、しっかりと見ていっていただきたいと思います。

あと最後、市長、副市長からも改善計画については前向きな意見を聞きましたけども、来年の3月までにはよりよいふうに、第1の目標としましてはコロナ前、売上げ悪い、言い方悪いですけども、売上げを元に戻した状態でどういったことになるんか。コロナでという致し方ない理由がもう明らか。あそこの施設があかんくて収入が減っているわけじゃないので、しっかり元に戻せる可能性は含んでいると思いますので、その辺も踏まえて、経営状況って僕が思っている経営状況ってそういうことなので、まずはそこもしっかりと努力していただくようお願いいたしますして、私の賛成討論といたします。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより採決したいと思います。

議第63号議案に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、本案に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに決定いたしました。

なお、先ほどの話に戻りますけども、一応、全員賛成ということですので、これは当委員会からの提案という形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、この附帯決議を本会議におきまして提案するに当たり、提出者をどうするのかについては、この委員会終了後の協議会におきまして、協議、もう一度行いたいと思いますので、お願いいたします。

(発言する者あり)

奥本委員長 今の文言訂正いたします。先ほど当委員会からの提出と申し上げましたので、決定しま

したので、委員長の私のほうからの提案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長くなりましたけども、これで議第63号議案の一旦終わりという形にさせていただきます。もう長くなるから、一旦締めだけ言わせてください。この議案に対する締めとかまとめになると思うんですけども、指定管理のことに対して、これだけ真剣に議会で話できたということは初めてだったかなと思います。この今現状、指定管理の流れがいろいろな自治体で変わってきているんです。というのは、指定管理の目的が当初の国の思惑とは違って、施設管理、つまり運営の経費を安く抑えるためのファシリティの面に対して、これまで指定管理を考え方として運用されてきたんですけども、ここに至ってそうじゃないやろうという動きが出始めています。それは何か言うと、施設管理に対して政策的事業主体管理というんですよ。これ、ファシリティに関して、インスティテュートといいます。そもそものその団体の指定管理を依頼する団体の設立のミッション、使命がそこに合致しているかどうか。それを考えようという動きに今なっております。そういう意味で、やっぱりそこを一旦指定管理このままでいいのかというのを見直す動きは出ております。葛城市議会でも今回こういう形で、非常に熱心な議論いただきましたので、その1つの取っかかりとして、これから、葛城市内でのほかの指定管理も含めて、政策的事業主体として妥当かどうかというやっぱり話合いが必要かなと思いますので、その辺りまた今後、そういう形で進んでいけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、これで第63号議案を終了いたします。

続きまして、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

今回、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、説明させていただきます。議案書は21ページからでございます。

一部改正の内容は、こども家庭庁成育局通知におきまして、放課後児童健全育成事業実施要綱におけます放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の研修修了の期限が変更されたことに伴いまして、それに合致するように、葛城市放課後児童健全育成事業の基準条例を改正する必要が生じたものでございます。今回の改正は、放課後児童支援員の確保のための措置となります。具体的な内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。附則の第3項の職員に関する経過措置で、放課後児童支援員の要件に係る研修の期間が、改正前の「当該研修が実施される年度内に修了することを予定している者」となっていたところ、今後は、「放課後児童支援員としての業務に

従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者」に変更されたものです。放課後児童支援員であるための要件である研修の期限が延長され、2年以内となったものでございます。公布の日からの施行となります。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 放課後児童支援員について、これまでは、研修を受けて支援員になるというのが最初だったと思いますが、それがなかなか確保しにくいということで、研修期間が年度内に終わりにすることと。さらに、それが2年以内というふうになりました。確保しにくいということでもありますけれども、本市の状況についてはどうなっているのか。私は、放課後児童支援員については、やはり安心して保護者が預けられるように、それなりに経験のある方、あるいは研修をきちっと受けた方にやっていただきたいという思いがあります。ただ、確保しにくいということで、国のほうから、いろんな改正も含めて今回の条例改正になったと思えますけれども、葛城市の現状についてどうかをお聞きします。

奥本委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長兼子育て支援課長 子育て支援課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

現在の学童保育における支援員につきましては、研修の修了者が29名、本年度受講予定者が2名の計31名となっております。それ以外に補助員として18名が在籍しております。また、放課後児童支援員認定資格研修につきましては、奈良県が主催しております。令和4年度につきましてはの研修は、令和5年1月21日、2月5日、2月19日、2月23日の4日間にわたり、合計24時間の研修でありましたが、今年度も同様の研修がございますので、先ほど申し上げました2人につきましては、受講を予定しているところでございます。お願いします。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 受講というのは年度内ですか、それとも、この条例改正に当たる2年以内という、どちらでしょうか。

奥本委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長兼子育て支援課長 子育て支援課、中井です。

例年でしたら、去年度につきましては令和5年の1月、2月に行われておりますので、県のほうに確認しましたら、今年度も同じような大体スケジュールで行うという予定をされていると聞いておりますので、そこで受ける予定になっております。お願いします。

奥本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はありますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論を希望される方はありますか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私はこの規制緩和については、やはり安心して学童保育を保護者が受けるに当たっては、やっぱりちゃんと研修を受けた方、あるいは少なくとも年度内には研修を受けるということが私は大事だろうと思います。幸い葛城市においては、そういう形できちっとやっていただいていると。ところが、これ奈良県の事情があるわけです。研修を企画する県のほうが毎年やっていただいたらいいわけだし、あるいは回数を年2回にすれば、ちゃんとできるわけですから。私はこの条例改正で緩和して行って2年以内ということになると、極端に言えば全然研修を受けずに働かれて、1年たったところで辞められるという方も出てくると。それは、やはり保護者に対して、しっかりと学童保育における指導員の質の確保という点でどうかというふうに思いますので、この条例の規制緩和、確かに都会では、大都市の部分で学童保育で人員確保が大変難しいというところでは、こういう事態も必要なのかも分かりませんが、私は現状葛城市の段階では、まだこうした事例も、条例改正必要な状況もありませんので、今回については反対ということできさせていただきます。

奥本委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は、議第65号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

やはり猶予があるということは、その職場に慣れていただいて、その後、受講していただいて、その知識を深めていっていただくという順序からすると、支援員になっていただく方にも余裕ができますし、子どもたちのためにもいいのではないかなというふうに考えております。人員確保がなかなか難しい中で、そうやってなったださる方がいるということと、その方々の個々の事情もあると思いますので、その2年の猶予というのは、支援員になられる方にとっても有利ではないのかなということで、賛成とさせていただきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

奥本委員長 賛成多数であります。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、(1) 就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、内容として4つの報告事項がございます。

まず1点目として、現在建設中の磐城認定こども園の調理室等が完成した後の給食調理等の運用に関して、理事者より報告事項がありますので、ご説明願います。

西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、議題と取り上げていただきました磐城認定こども園の調理室等が完成した後の給食調理等の運用に関しまして、ご報告させていただきたいと思っております。現在、磐城認定こども園内におきまして、来年度からの磐城第1保育所と磐城認定こども園の統合に向けて給食調理室を整備しており、来年3月上旬には完成する見込みとなっております。完成後の施設を令和6年度以降、運営していくに当たり、自園調理により、安心・安全な給食を安定して継続的に提供できる体制を実施していくため、磐城認定こども園の給食調理・配送等の業務を民間企業に業務委託したいと考えております。令和6年度、4月から業務をスムーズに開始するために、令和5年度中に業者選定が行えるよう、予算特別委員会におきまして債務負担行為の設定をお願いする予定をしております。期間は来年度から令和8年度までと考えております。

現在、磐城認定こども園におきましては、学校給食センターからの給食が配膳されており、また、磐城第1保育所におきましては、自園にて調理した給食を提供しておりますが、保育所においては、調理員の安定確保が課題となっております。現在、市立保育所・磐城認定こども園におきましては、10名の調理員が勤務しております。勤務されている方の体調不良等により、令和4年度中は3名の方がお辞めになられました。今年度になってからも2名の方が辞職されており、都度、欠員を補っている状況ではございますが、応募される方がいない期間があるときは、栄養士がカバーに入り、場合によっては保育士がカバーに入る状況となり、本来の業務にも影響が見られます。現在も、今年の6月の下旬ではございますが、欠員を募集をかけておりますが応募者がいない状態が続いており、ぎりぎりの運営をしているような状況でございます。職員の病気やけがなどが重なれば、給食の提供ができない状況も想定されます。こうした退職に伴う職員募集を行っているものの、雇用情勢が厳しく、必要な補充を行うことが困難であることから、事業者の強みを生かした調理員の急な代替配置等にも柔軟に対応し、安定して継続・定期的に給食を提供できる体制を整えたいとの思いから、民間委託を考えておりますので、ご報告とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、確認、ご質問等ございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 磐城認定こども園の自園調理棟、これを建設中で今ありますけども、来年の4月からですか、これは自園調理が始まるということで、それに併せて調理員の方、これをどうするかということで民間に委託するということですが、1つは、栄養士の方はどうなのかというの1つ。

2つ目は、現在、先ほどありました市立の保育所で10名の方がこれまで働いてこられた

ということですが、この方たちの職の身分はどうなっているのか。つまり、これまでは正職員としてだったのか、あるいはパートだったのか。この方が、何か5名ほどこの間、いろんな事情でお辞めになったようですが、やはり将来のことが懸念されて、ほかの他職のほうに移っていかれたのかなど、何か懸念するところもあります。雇用の確保という点です。この5名の方以外は、引き続き今でも働いておられるようですが、当然、民間委託というふうになると、この方の雇用の問題が発生します。それについてどうお考えになっているのかということについてお伺いします。

3つ目ですが、なかなか行政のほうで調理員を採用するというのが、現在の人手不足の中でなかなか確保しにくくて、保育士などが洗い場なんかに入らざるを得ないというふうなことがあって、そういうことを解消したい、事業の継続性ということで解消したいということを今、述べられましたけれども、最近のニュースでも、ホーユーという民間会社が、手広くやっておられたようですが、ここでも人材確保が難しいということで、例えばベトナム人の方を採用されて、それがいろんな労働問題に発展していたということまでニュースに出てきました。事業者によっては、民間だからいいというふうになるのかということ、こういう事例が出てまいりましたから、そこら辺をどう考えておられるのかお聞きしたいんです。現在、小・中学校の学校給食は学校給食センターで、これは、民間事業者がやっておられるということで、必ずしも民間事業者やから駄目とかそういうことでは、私はないとは思っておりますけれども、ただ、事業者については最近こういう状況が、ニュースまでも出てまいりましたので、この点について、民間事業者の状況も含めてどうお考えなのか、この3点お聞きします。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

今、谷原副委員長からご質問いただきました栄養士に関するご質問でございます。栄養士に関しましては、今年度、4月から葛城市のほうに、正規職員といたしまして2名が管理栄養士として勤務しております。その2名の管理に基づきながら、各保育園ともに献立等の内容のアドバイス、あるいは指示をいただきながら運営している状況ですので、既に栄養士のほうは確保できている状況でございます。

続きまして、2つ目のご質問いただきました、今、勤務しておる調理師の身分等でございますが、現在は会計年度任用職員ということで、運営のほうをお願いしております。先ほどそのご説明の中にもありましたが、園によっては今の状況でもなかなか調理員が足りない状況等が続いておりますので、今現在いただいております会計年度任用職員の調理師の方に関しましては、仮にもしも委託となった場合でも、辞めていただくことなく、それぞれ足りないところの調理員として補っていただくような形で検討をしております。

3つ目の、昨今のニュース等におきます民間だからいいのかどうかということではございますが、我々も、たまたま今回このタイミングでこのようなニュースが流れてしまうような状況にはなっておりますが、このニュース以前よりも、果たして業者の選定に当たっては、どういう方法がいいのかということは検討してまいりました。まず、検討させていただいて

いた内容といたしましては、まず保育所、認定こども園におきましては、学校給食センターにおいては既に業務委託を導入させていただいているような状況ですが、保育所、認定こども園については初めての試みとなりますので、まず物価の高騰、あとは人件費の高騰等が昨今のいろんな課題となっておることを認識した上で、従前に各民間の給食の業者からお話等も聞かせていただいております。どのような形で、こちらから公募をかけていくのがよいのかどうかを検討しておりますが、仮に、今回委託という方向で話が進むこととなると仮定すれば、例えば、業務の期間でございますが、我々は今、3年が適当というふうに判断しております。どうして3年かということにはなりますが、先ほど申し上げました物価や人件費の高騰等を考慮すると、受託する側の見通しというものがございまして、例えば、3年先までは大体これぐらいいけるだろうけども、それ以降は少し見通せないというような意見がございましたので、まず3年が妥当かなと。それと、今回保育所、認定こども園において初めての試みとなることから、委託したものの、委託が果たしていいのかどうか、直営にしたほうがいいのかどうかというような判断する機会を設けるには、5年では少し長過ぎる。かといって、3年よりも短くしてしまうと、長期継続契約による費用対効果が出にくいというようなことも想定して、3年が適当と判断し、そのような状況のないように、各委託業者の皆様からの意見も踏まえつつ、検討したいというふうに思っております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。慎重に検討させていただいていると思います。特に保育の場合、今後0歳児等もありまして、食物アレルギーの件、管理栄養士を2名新規採用で採っていただいて、現状今、経験積んでいただいているということで安心いたしました。管理栄養士の下、調理師、調理員の方が実際作っていくわけですがけれども、この方たちの雇用の面では会計年度任用職員で今、全てなっているということなので、これについても雇用上の問題は、大きな問題は出ないのかなというふうなことは理解いたしました。

あと、業者選定の方法についてもいろいろと検討されているようですので、3年と区切って、もう一回直営がいいのか、民間委託がいいのかということも検討されるようですので、了解いたしました。特に0歳児、今のところの管理栄養士と業者との連携、これがどうなのかというのはその時点で問われるのかなと思いました。よろしく願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 流れとして私はそれでええのかなと思っていたんですけど、今のお話とか聞いていると、募集しても人が集まらないということで確保せなあかんから、民間に委託しますねんと、こういう話ですよ。ただ、この葛城市では初めてなので、自園調理もやっていて、民間に委託するの初めてだと。民間がいいのか、今までどおりがええのか、この3年間をもって何か検証するように聞こえたんですけども、そういう期間として位置づけるということなんですか。そんなこと、私自身が理解しないのか分からないけども、自園調理と委託するのと、この3年間どっちがええのかを検証するねんというように聞こえたと思うんですけど、今、人が

集まらない、では、3年後にこの委託はあかんねんとなったときに、また自園に戻すということもあり得るというふうにおっしゃったように聞こえたんですけど、そこを確認しておきたいと思います。

奥本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今のご質問ですけれども、決して民間業者だから駄目なのかというふうな考えは持っておりません。数多くほかのところも手がけておられますので、特に衛生面に関しましては、恐らく我々よりも深い知識を持っておられるかと思えます。受けていただくに当たりましては、こちらの決められた仕様、もちろん他市の仕様等も参考にさせていただきたいと思いますが、その辺の中で運用を決めてお願いするわけでございますので、決して3年間、その業者がいいのかどうかを見極めるというような意味ではなくて、まず、委託してみたときに、3年たって、やっぱり直営のほうが、先ほど谷原副委員長からのご意見もありましたけれども、管理栄養士と現場の調理員との意思疎通でありますとか、連絡事項が届きやすいにくい等というようなことも出てくるかとは思えます。そのようなことも中では見ていきたいというふうに考えておりますので、そういうことを含めた上で、3年後にどういうふうなんがいいのかという検証する機会を設けたらいいのかなというふうに思っておりますので、決して民間業者がこの3年間でいいのか悪いのかというような意味合いと、もし捉えておられるならば、私の説明が足りなかったかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

続いて2点目、6月定例会中の当委員会で要望がありました磐城認定子ども園の調理室等整備工事の工事車両の搬入路を示した図面について、理事者にご準備いただきましたので、説明願います。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの議題に取り上げていただいております前回の厚生文教常任委員会の中で、給食調理棟工事等に係って、工事等の搬入車両はどのような経路を使って、工事現場に入ってくるのかというようなことのご質問をいただいておりますので、お手元に資料をご用意させていただいておりますので、お配りしている資料①をご覧くださいと思います。

まず、現在の工事の進捗状況でございますが、6月の議会におきまして、工事請負契約の締結についてを議決いただき、6月29日でございますが本契約を行っております。現在は、子どもたちが立ち入ることができないように、高さ約2メートルほどの囲い、お手持ちの資料1の赤いところが調理室でございますが、その調理室の周りに白い細い線ではございますけれども、記入させていただいております。この高さ約2メートルの囲いの中でくい打ち作業が終了し、基礎部分の掘削を行っております。

ご質問いただきました工事車両の搬入経路につきましては、交通誘導員が常駐しております

す西側の市道から駐車場を抜け、工事現場へと車両を進めております。車両の出入り、駐車場の中は交通誘導員が車両につき、また、資材搬入の多い日には交通誘導員を追加配備するなど、駐車場を利用される方に事故がないよう細心の注意を払っております。夏休み中には、学童保育所や小学校の体育館を多く利用される方がおられました。交通誘導員により、場内の安全が図られていたと認識しております。

また、現在職員も通勤で使っております車両の駐車場としてこの駐車場を使用しておりますので、更なる追加の安全対策として、学童保育所、児童館、磐城認定こども園の利用者がより安全・安心に駐車場を利用できるよう、このたびの補正予算が通りましたら、職員駐車場を別途借り上げ、既存の駐車スペースの拡充を図りたいと考えております。磐城認定こども園西側の駐車場においては、調理室整備に伴って、駐車場の一部ではございますが、現場事務所等を設けたことなどから、若干手狭となっております。交通誘導員を配置し、場内の安全を確保しているところではございますが、今後、工事の進捗状況によりましては、生コン車や鉄筋の搬入に係る工事車両の出入りが見込まれることから、学童保育所の送迎や、児童館利用者の更なる安全に配慮するため、職員の車両の一部を移動し、磐城認定こども園西側の駐車スペースの拡充を図りたいと考えております。借上場所は、JAならけん当麻支店南側にあります民間駐車場を想定しております。

以上、搬入経路のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何か確認、ご質問等ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 この矢印なんですけど、中に入っていく右の矢印は分かるんですけども、この下に伸びている矢印が何じゃこりゃなんですけど。これ下に車両は、出入りはこう入る、こう出るとう決められているということですかね。何トンぐらいのトラックやら機材車やらが入るのか分からないんですけど、この先はそんな広かったかなと思いつつながら。子どもらもこの辺通ったりする数多い。何でこの狭いほう通るのかなと、その辺疑問に思ったのでお願いします。

奥本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今、ご質問いただきました矢印の方向ではございますが、事前に工事を進めるに当たりまして、従前に、磐城小学校でありましたり、磐城認定こども園建設された当時の工事車両の出入りを事前に調査しております。そのときは、今以上の大きな車両、今現在、調理室の建設規模ですが、家1つを、1つの平屋を建てておるぐらいの大きさですので、それほど大きな車両の出入りということではございませんが、ミキサー車でありますとか、2トン車のダンプが出入りするような形になっております。ただ、そのような大きな車両、さほどではないんですが、車両の出入りの安全を確保しようとしたときに、進入路は、山麓線から磐城第1保育所の北側を通りまして下に、下と言いますか、東側に下ってくる経路を使用しております。この経路に関しましては、先ほど申し上げました磐城小学校でありましたり、磐城認定こども園を建設したときの通用路とさせておりまして、今、建設する調理室の北側、大字にいたしますと長尾になりますが、長尾の中を通るようなことを想定しておりませんので、

下向きの矢印となっております。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましても以上といたします。

続いて3点目として、6月定例会中の当委員会で質問のありましたこども家庭庁の子ども表記がなぜ平仮名なのかということについて、理事者で調べていただいておりますので、説明願います。

中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

さきの厚生文教常任委員会のほうで、こども家庭庁の条例改正があったときだったかと思いますが、こども家庭庁の子が平仮名表記あることについてというご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。本日は資料をご用意いたしております。資料の②と③、2つ、2枚分用意しておりますので、そちらのほうでご説明させていただきたいと思います。

まず最初に、葛城市における組織名のこども未来課と子育て支援課についてでございます。葛城市におきましては、令和4年4月1日から機構改革によりまして、令和3年度までの子育て福祉課と待機児童対策室が、こども未来課と子育て支援課となりました。葛城市のこども未来課の子は平仮名表記で、子育て支援課の子は漢字表記となっております。令和3年度中に機構改革に係る事案について、行政組織担当課から次のとおりご説明させていただいております。申し上げます。認定こども園、保育園、待機児童についてはこども未来課、手当関係、学童保育については子育て支援課での所管を考慮しております。名称については、こども未来課については、子どもの未来という言葉から想像できることが、幼稚園、保育園の子どもをイメージしていることから、こども未来課、一方、子育て支援課は、親への支援をイメージしている感じで、子育て支援課という名称を、他市の状況も参考にしながら、担当課と話し合い、決めていきますとお伝えしております。

次に、国のこども家庭庁の子が平仮名表記であることにつきましては、令和4年9月15日付、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室から発出の「こども」表記の推奨について(依頼)の通知が出ております。お手元に配付の資料②の通知文となります。めくっていただきまして、裏面になりますけれども、こちらのほうに、「こども」表記の判断基準についてということで、こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記としていると記されております。また、その後の資料3ページ、令和5年4月1日付のこども家庭庁長官発出の文書の中につきましても、こども表記のQ&Aが出ております。こちらの中では1番で、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いていますと、追加の説明があります。葛

城市におきましても、今後は国からの通知に沿って事業を進めていく予定です。よろしくお願いたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件について、確認、質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 それでは、本件につきましては以上といたします。

続いて、4点目として當麻小学校区内に開園予定の民間の認定こども園について、理事者より報告事項がありますので、ご説明願います。

中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いたします。

まず、當麻地区において開園予定の認定こども園についての進捗状況について、ご報告させていただきます。

まず、令和6年4月の開園予定で準備を進めていただいていたところですが、先日、委員の皆様にお知らせさせていただきましたとおり、事業者から開園が1か月遅れて、令和6年5月になるという連絡を受けております。理由といたしましては、昨今の情勢により、建材、建築人材の確保が難しいということでございます。開園が1か月遅れることによります子どもの受入れにつきましては、急遽、事業者と協議をしております。現在、せいかから保護者の方へは、まず1つ、0歳、1歳、2歳については、せいかグループの新庄ナーサリーでのお預かり、また次に葛城市立の保育所、磐城認定こども園でのお預かり、3つ目として、家庭保育の協力の案を示されており、そのほかの事案については、個別に相談を受けていくこととなっております。8月12日には第1回目の入園説明会を開催され、先日、9月9日土曜日にも第2回目の入園説明会を開催されました。子どもの数といたしまして、総計111名の参加がございました。その際に、5月開園の実情を保護者の方にお示しされました。今後は、個別に相談し、ご意向も伺いながら、公立で受入れが可能な場合は受け入れ、また、せいかグループで受入れができる方は、せいかグループでの受入れを相談してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、来年度の入所申込みを10月5日から10月7日の土曜日までと予定しており、今月の9月には、広報やホームページにて申込み案内を行っております。その後、ご希望が出そろった時点で、保護者の方とご相談させていただきながら、入所に係る相談を進めてまいります。希望者の人数がまだ確定していない中でのご報告となりますが、市といたしましても可能な限り、保護者の方のご意向を伺いながら、せいかと密に調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

現在、報告いただいている建築に係る状況といたしましては、8月17日に建築に係る許可を取得され、8月21日から建築工事に着手し、4月24日頃には建築に係る工事の完成を予定している旨の報告を受けております。外構工事につきましては、引き続き行っていくことでございます。

以上、引き続き開園に向け、関係各所と連携を密に取りながら、その内容につきましては、随時ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、確認、質問等はございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今、建設作業入っておられると思いますけど、造成等終わって、これからというところだと思っておりますが、私も市政フォーラム、何度か参加させていただいた中で、地元の方から交通渋滞に関わる事とか質問があったと思うんですね。どういう形になるか、道路のほうは、拡幅のほうはともかくとして、渋滞解消というふうな形でも、来年の5月ですか、開園に向けて、そういうところは準備はされていると認識してよろしいのでしょうか。

奥本委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長兼子育て支援課長 中井でございます。

交通渋滞といいますのは、子どもが園を利用される時のことでよろしいですか。現在、事業者のほうから説明を受けておりますのが、駐車場の数がたしか五十数台分の駐車場を確保するというのを聞いておまして、その数だけを予想しますと、恐らく全ての方が時間的に同じ時間に一度に来られるということもないと思います。それぞればらばらの時間もありますし、固まる時間もあるんですけども、事業者のほうでは今までの経験からいうと、それだけの数の駐車場を今まで確保したことがないぐらいの駐車場の台数なので、中で滞留していただいて、前にガードマンなり置かれると聞いておりますので、それで調整しながら駐車場を活用していただけるかと思っておりますので、外の道に出る台数につきましては、調整されると聞いておりますし、そのようになると思っております。よろしくお祈りいたします。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 これは、駐車場で滞留するということは、駐車場に入るのと出ると同じ出口で考えておられるということですか。それとも、例えば入るところと出るところ、だから駐車場2か所あって、入り口となる場所と出口となる場所と道路に面しているという理解でいいのか、それをお聞きしたいんです。

奥本委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長兼子育て支援課長 駐車場は、登園は1か所の大きなゆうあいステーションから下りる道のところに面するところと聞いております。ただ、先ほども申し上げましたように、駐車場が広うございまして、駐車場の中で行く車も出る車も、十分待っておけるといいますか、だけの本当に広さがありますので、特に外の道に出て並ぶというようなことは、今のところ想定していないというふうには聞いております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私が確認したかったのは、出入口がもう一つで、だからゆうあいステーションに行くあの道のところから入り、出るところもそこかということだけ確認したかったんです。

奥本委員長 中井部長。

中井子ども未来創造部長兼子育て支援課長 中井です。

登園につきましては、1か所と聞いております。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 1か月、この前いろいろ聞いたので、その後ということで、10月の頭ぐらいから申込みが始まりました。来年の4月にしっかりと認定こども園に行かざる予定の子どもたちが、4月には必ずどっかで受けてほしいというのが大体どれぐらいの時期に分かるのか、ここが一番肝心やと思うんです、来年の頭は。その辺の大体、今、ちょっと早いんでね、いつもより。ちゃんと説明して回らな駄目やと思うんです。その辺の人数把握というのがいつぐらいにできるのか、お願いできますか。

奥本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長兼子育て支援課長 中井でございます。

子どもの入園希望の把握は、最終は、先ほど申し上げましたどのお方も同じ入所の申込みをしていただきます。最終が10月7日土曜日が最終締め切りまして、もう早速と、何とか早く集計を取るようにしようと思います。かつ、當麻せいこ子ども園にご希望の方につきましては、せいこにご相談しながら進めたいと思っておりますので、今のところどのような状況というのは、意向のほう皆さんまだ分かりませんが、想定する数であったり、想定できることは、近い段になってくるとまた分かってくるかと思っておりますので、職員で考えていきたいと思っておりますが、もちろん最後、集計できました折にはご報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げますとしか言えないんですけど、この前も聞いたと思いますけども、小規模保育所で受けると言われても、今おる子どもらプラスとなったら、そんだけ受けれるのという話になってくるんです。何が言いたいかという、10月頭に募集が終わったとして、11月中頃ぐらいには、だんだんめどついてくるかなと僕は勝手に思っているんですけど、去年の対策等見とって。その頃にちゃんとみんな心配していると思うので、何か報告、こんな感じになりそうですというふうなだけでも委員会に言っていただけたら、僕も聞かれたときに答えられるようにしておきたいので、12月まで議会ないので、その辺のことを正副の委員長に、その頃は替わっている。替わっているのか。替わっていない頃をお願いします。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これで(1)就学前児童の保育と教育に関する事項については以上といたします。

しばし職員の入替えでお待ちくださいね。

(理事者入替え)

奥本委員長 続きまして、(2)部活動に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、当委員会でも7月11日に先進地である長崎県長与町を視察しておりますけども、部活動の地域移行に向けた葛城市の状況や奈良県の動向に関して理事者よりご報告いただきますので、説明願います。

井上教育部長。

井上教育部長 失礼いたします。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

部活動の地域移行につきまして、ご説明いたします。背景でございまして、国においては少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとし、令和4年5月31日に開催されました運動部活動の改革を検討するスポーツ庁の有識者会議において、令和7年度末を目標に、休日の部活動を地域のスポーツクラブや民間のジムなどに委ねる地域移行を実現すべきとする提言が出されました。また、令和4年11月には、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン案が示されました。それらを受けまして、葛城市では、昨年11月25日に葛城市運動部活動の地域移行検討準備協議会を開催いたしまして、体育協会やスポーツクラブ、スポーツ少年団、中学校と市の関係者に今後の取組や問題点等についてご協議をいただき、今後、文化部も含めた協議をしていく必要があることから、仮称ですが葛城市学校部活動の地域移行検討協議会を組織して、今年度におきましても会議を開催し、協議する予定でございます。

今後の進め方でございますが、昨年11月のガイドライン案におきましては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組むとしていましたが、その後の意見募集の結果、3年間の移行達成は現実的に難しいという意見が相次ぎ、12月には当初の計画を見直し、令和5年度から3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すことと変更となった経緯もあることから、まずは協議会におきまして、部活動の地域移行に向けての様々な課題等、検証していきたいと考えております。一部の部活動だけでなく、全体の部活動に配慮しながら慎重に進めていくべきと考えております。今後、引き続き情報収集を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何かご質問等ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕、前これ、葛城市の部活動の状況を教えてもらわんと現状分からんから、僕らが視察行ったときに感じたことというのいろいろあるわけじゃないですか。葛城市が視察行った先の、何か資料を作っていたら見たいとか、みんなに配ったほうがいいと思うんですけども。

奥本委員長 資料はありますか。現状の葛城市の部活動の状況というのは、たしか質問が出ていたんですけども。なかったらもう口頭でも構いませんけども。

西川課長。

西川学校教育課長 口頭になりますが、よろしいでしょうか。

まず、大まかなものとしたしましては、各中学校において、試合が成立しないというクラブは現在ございません。各クラブ、いろいろあるんですけども、どちらの中学校でも単体で

出場できるといった状況でございます。中身を言いましょうか。

杉本委員 もう後でいいですよ。

西川学校教育課長 また後刻。

奥本委員長 試合ができないとか、そういう活動に支障を来すところは現状ではないということでもよろしいですね。また、細かな資料のほう、後日で結構ですので提出いただけますか。

西川学校教育課長 そうですね、申し訳ないです。

奥本委員長 杉本委員、もうよろしいですか。また、その資料出てからにしましょうか。
杉本委員。

杉本委員 おっしゃるとおり、言い方悪いですけど、そんな頑張っってやらないあかんレベルじゃないというのは、葛城市、僕も分かっているの、ただ、今どれぐらいの人数、ぶっちゃけ何が人気あるのか知りたいだけなんです、僕は。今やったらバスケットボールとかはやっているしみたい、ドッジボールも葛城市強いしみたい。その後でいいので、またいただけたらと思います。

奥本委員長 今言えますか。何が人気があるぐらいは。
西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

まず、新庄中学校のほうから人数の多いクラブ、何個か紹介させていただきます。まず、男子のソフトテニス47名、男子のサッカーで28名、バドミントンで34名、あとバスケットボールの男子で45名、あと水泳で28名、卓球57名、野球で29名、陸上38名、吹奏楽47名、美術で42名、白鳳中学校にしますと、剣道で27名、剣道にしては比較的多いかなと。あと、水泳でも26名、ソフトテニス28名、卓球42名、バドミントンが60名、あと陸上34名、吹奏楽で26名といったところでございます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 質問なんですけど、何か努力されているんですかね。何か試合が成立しない、子どもたちが今、葛城市多いのは分母が単純に多いというのは、それは一旦分かります。僕の学生するときでも人気ないスポーツは人気なかったの、クラブも。うまいこと何か努力みたいな、自然とこういう状況、もう試合もできへんような状況ではなく、ちゃんと部活動として活動できているのか、もしくは何かちょっとした工夫があるのかというのは、何かあるんですかね。教育長、暇そうです。どうぞ。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 暇そうじゃないんですけど、回答させてもらいますけれど、努力というのは基本的には、新入生に対する説明、それは子どもたちがすごく趣向を凝らせて勧誘しますので、その出来不出来でももしかしたら違うかも分かりませんが、ただ、言えるのは、年度によってこれ増減しますので、今年度、今、クラブが成立するという話でしたけれども、過去には野球部でも合同チームであったり、女子バレー部も合同チームをさせていただいたりというのがありますので、年度年度、増減はあるというところかなというふうに思っております。ただ、

これ各学校の考え方ですけれども、急に部員がいなく、その年、誰も入部しなかったということでもすぐに潰すのではなくて、やはり子どもたちのニーズというのをしっかり捉えながら、継続できるところはしっかり継続しているところで、今、部自体としては、ここ数年減少させていないというのが現状です。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 これから集中期間が、推進期間になったということで、これから、ええ言葉で言うと慎重にこれから進んでいくねやろなというふうに思っております。これをお願いしておきたいと思うねんけども、私の勉強不足で大変申し訳ないねんけど、部活動、先ほどから運動部の活動を地域へ移行するという流れの協議会とかいう話になってんねんけど、さっきのクラブ活動の説明、新庄中学校と白鳳中学校のクラブの人数とかの発表のときに、吹奏楽部とか出て、運動部だけの問題なのか、いやもうそれ、先生の働き方改革で、じゃ、美術部はどうなんのとか、ほかの文化部も対象になっているのかどうか、見守りますけども、出発点が間違うてたら私、分からなくなるので、運動部だけというイメージはあるんだけども、文化部もそういうことで進むのかその辺、いやいや、これからの検討課題やねというのか、その辺教えといていただきたいと思います。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

運動部とあと文化部、先ほど申しあげました吹奏楽も、地域移行の活動とかの対象に入っているということでございます。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういう答弁していただいて、対象に入るものと入らないものがあるということ。全部が全てのクラブ活動が対象ということやね。あるいはコーラス部も全てが対象ということですね。分かりました。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 少し補足させていただきますけれども、全てが対象というのは、対象になるところもあるんですけど、実はこれ国のほうは、この改革集中期間と言うているのは、あくまでも最初言い出したのはスポーツ省のほうがい出ししましたので、運動部活動のほうの主眼に置かれていたんですけど、現在は文化庁のほうも足並みをそろえて言うておりますので、文化クラブも同じタイミングで移行していこうと。改革集中期間に入っているという捉えです。ただしこれは、休日における部活動という形での今、提言になっておりますので、例えば、ホームメイキング部や英語クラブというのも両中にもあるんですけども、休日活動していないので、その休日活動していない部活動までが移行の対象にはなっていないというところで、文化部については吹奏楽が、これ休日活動しておるので、今、対象になっているというところですよ。

ただ、本市のほうも今考えていけないと私思っているのは、この休日だけの部活動を本当に移行することが働き方改革等にもつながるのか。また、子どもたちの活動に本当に支障が出ないのか。先進的にやっているところについてももうこれ大きな課題として出ておりますので、一部地域においては、休日も含めた部活動改革として移行させていこうというような動きもありますので、そういったところの先進地も私もしっかりと考えながら、葛城市にとって何が一番いいのかということをしかりと考えていきたいというふうに思っています。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 この部活の地域移行については、子どもたちの問題と併せて、そもそも出てきたのがやっぱり教職員の働き方改革ということで、土日休日の出勤が多くて、教職員の人材確保という点から、教職員の成り手が少なくなってきた。そういうことから出てまいりました。一方では、先生方の中には、もう部活動命という方もたくさんおられまして、これ取り上げられたら、教師やっている魅力もないという方もおられて、別に土日でも十分やっつけられる方がいる一方で、やはり土日は休みたいという先生方もおられる。だから、今部活動の子どもたちの状況というのは、資料持っておられますけども、実際のところ、とりわけ中学校の先生方の中で、部活動の付添いがどうなっているのか、これもやっぱりある程度、見ていく必要があるのかなというふうに思いますので、そこら辺の把握はどうなっているのかということをお聞きしたいのと、地域移行なかなか難しいけれども、その中で教職員の働き方改革、土日の在り方をどうするのかということについてどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。教育長になるのか、難しかったら、担当課のほうで把握されているかどうかまずお聞きしまして、そこら辺、それぞれの、生徒の人数だけではなくて、教員の付添い状況ですね。例えば、もうそこは部活動顧問の先生も自分でも指導できるし、常時土日、そのクラブについておられるようなクラブもあると思うんです。そうではなくて、もう自分は指導できないので、顧問はいないとあかんから職員室におられる。場合によっては部活の支援員のような形で、例えば剣道だったら剣道をよく知っている方がコーチとして入っておられる。でも先生が付き添わなあかんから、剣道場におられるか、学校の中におられるかというふうな、いろんなパターンがあると思うんですよね。よくあるのは、もうどうしても部活に付き添わなあかんということで、自分は全然知らないんだけど、土日出勤しなければいけないという先生方もおられるんじゃないかと思うんです。そういう状況についての把握はどうか。しておられなかったら、まだしていないということで結構ですので、それについてお聞きしたいんです。先ほど言ったのは、もう一つ2番目は、言いましたように、なかなか進まない中で、では、これをどうするのか。教職員の部活動の付添い、進まないからということで放置していると、先ほど言いましたそれこそ人材確保という点での問題も一方では出てくるわけですから、それは部活動やりたいという熱心な人だけを教職員に採用するというふうなことになるのはまたちょっと違う話なので、実際に働き方改革の中でどうかということをお聞きします。

奥本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

まず、付添いの件なんですけれども、100%までは把握できてないんですけれども、ほぼほぼ、付き添って指導されているということは伺っております。あと、土日の働き手の問題なんですけれども、現在今、文部科学省のほうもいろいろ方向性を出してきておまして、まず、なりたくない、やりたくない人は無理にしなくてもいいですよというような形なんですけれども、例えば、土日、先ほど谷原副委員長おっしゃったように、土日どうしてもやっぱり部活したいという方については、例えば教職員の兼業を認めるような方向も今、文部科学省のほうで検討しているような状況でございます。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 基本的には土日は先生方には休んでもらおうということでの地域移行ということだろうと思います。その方向はそれで、もう国のほうも向いているわけなんですけれども、実際に子どもたちの活動にとってどうかというこの両極面ありますので、これについては、実際の状況に応じて、また報告もいただけたらと思います。よろしくお願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 私も長崎県の長与町に行ったときに、すごく進んでいたんですけれども、それはもともとスポーツクラブみたいな大きな母体があって、そこが受け入れていただけたというのが成功の1つ要因なのかなと思っているんですけれども、葛城市においては、そういったスポーツクラブなり、民間の受入れの団体とか今思いつくところで何かあるのか、教えていただきたいです。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 葛城市のほうにもスポーツクラブ葛城という団体がございます。また、体育協会であったりとか文化協会で、それぞれクラブを持っておられるところもございますし、小学生に限って言いますとスポーツ少年団、そのスポーツ少年団の中で、ちょっと中学生にも教えていただいているというような指導者の方もおられますので、一定何もないということではないんですけれども、よく考えないといけないのは、全ての今中学校で行われている部活動のクラブはないという現状はあります。あるのもあれば、ないのもある。また、地域移行していくときには、今現在ある中学校の部活だけではなくて、例えば葛城市として進めていこうと思っている相撲であったりとか、また、今よく言われているコンピューターのプログラミングであったりとか、そんな今のニーズに合った子どもたちの学びの場というのもつくっていききたいという思いもありますので、それらを含めて、どのように運営していくのが一番持続可能な形で適切なのかということをしつかりと構築していかないといけないというふうに考えておりますので、今すぐに結論をなかなか出せないんですけれども、ただこの令和8年度には、国のほうも、県のほうも、ある一定の方向性で進めるということになりますと、今現在、小学校6年生の子が、来年、令和6年度に中学校1年生に入学する子は3年間、今のク

ラブのままで、中学校のクラブのままで、恐らく引退できるであろうというふうには私は思っています。今小学校5年生の子、だから令和7年度に入学するときには、ある一定、この地域移行も含めた方針を子どもたちにも示さないといけないというふうに思っておりますので、時間のほうは限られておるんですけど、来年の今頃、来年の秋ぐらいにはある一定の方向性はやっぱり示していかないといけないのかなというふうには私は今強く感じているところです。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。この辺り、かなり今、複雑というかなかなか難しい取組になるのかなというふうに思うんですけど、移行のところで、徐々に少しずつ移行していくのか、それともこの時期から一斉にやりますよというふうに考えていらっしゃるのか、そこだけ教えていただけますか。

奥本委員長 樫本教育長。

樫本教育長 そこも含めて、現在、今検討中です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

続きまして、(3) 社会体育施設の利用に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、内容が2つに分かれます。

まず1点目、3月定例会で審査した葛城市運動場条例等の改正を受け、7月から社会体育施設の利用料金に変更となっていますので、7月以降の施設利用状況について理事者よりご報告願います。

竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。

まず初めに、3月の条例改正に伴いまして、7月以降の施設の利用状況についてご説明させていただきます。社会体育施設に関する使用料に関しましては、令和5年5月23日の厚生文教常任委員会後の状況についてを説明させていただきます。

まず、社会体育施設の使用料などの条例改正に伴い、利用者の皆さんへの周知につきましては、5月の厚生文教常任委員会でもご説明しましたチラシを各施設の窓口において、利用者に順次ご案内をさせていただきました。施行日の7月1日は、市内在住、在勤の方は申請日の2か月先まで、また、市外の方は1か月先まで予約申請できるため、窓口の混雑が予想されましたので、その日朝の窓口での受付方法は、新型コロナウイルス感染症対策で臨時休館をしておりましたときに再開する際に行った方法を活用させていただきました。受付方法は、事前に利用者の皆様への周知をさせていただき、予約開始時間の午前9時までにお越しになられた方を先着順ではなく、公平を保つため、申請の順番を決める抽せんを行ってから、予約申請の受付を行いました。申請状況につきましては、7月当初は、市外の方の利用申請はございませんでしたが、8月後半頃から、市外の方の利用申請や、市内の方の申請でも利用者名簿に市外の住所を記載された方も含まれるような状況になってきております。

5月23日の厚生文教常任委員会で、市スポーツ少年団や市体育協会の登録クラブ等が市外の方を呼んで練習試合される場合の使用料について議論させていただくと答弁しておりました件につきましてでございますが、この件につきましては、教育委員会内で協議をさせていただきました結果といたしましては、市スポーツ少年団や市体育協会の登録クラブ等は、年間を通じて決められた曜日、時間を定期練習の時間とさせていただいております。練習試合や合同練習についても、その定期利用の際に行っていただけるようお願いしているところです。そのため、使用料については免除させていただくこととさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何か確認、ご質問等ございませんか。何もないですか。

杉本委員。

杉本委員 統計というか、結果聞くのちょっと早過ぎるかも分かんないですけど、聞いていて、サッカーグラウンドの件ですけども、完全にもう市外、言い方変えるともう新規というか、今まで借りたことないような市外の方々にサッカーやられてというのは何組ぐらいおられたんかというのと、あともう一つは、グラウンドに関しては、奈良県の予約サイトありますけど、もうかなり分りにくいやつなので独自でという話はどうかという話させてもろたと思うんですけども、その辺の進捗状況、これ、早過ぎるので、最近聞いたばかりなので、できるだけお答えできたらなと思います。もうちょっと後やったらね、もうちょっと突っ込んで聞くんですけども、お願いします。

奥本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

まず、芝生の奈良県新庄第1健民運動場のところの新規につきましてでございますが、既存の県の大会はもちろん1件ありましたんですけど、それ以外には、新規でJクラブのほうでの大会が1件ございましたぐらいで、それ以外に新たな新規は、市外の方がというのは芝のグラウンドのほうではございません。先ほども言いましたように、別の体育館とか、相互利用の関係もあるので、市外の方が順次増えてきているようなイメージはございます。

それと、予約システムについては、まだなかなか今いいの見つかっていないところなんですけど、来年に向けてできればいいんですけど、今のところはちょっとあれですけども、向けて、なるべくいい予約システム等も研究させてもらった中で進めていきたいと考えているところです。

e 古都ならんについて、答弁漏れがありますので、ちょっと使い勝手悪いというのは、一応、以前にも聞かれていた、ちゃんと答弁できておりません。e 古都ならんについては、基本的には窓口申請は、先ほど言った、1か月、2か月前なんですけど、e 古都ならんからの予約については、予約可能日の1か月前後ろ3日後からということで、基本的にはそちらでの仮予約になります。その後、正式には窓口に来られた段階で本予約となりますので、そういった形でも、なかなか活用しにくいところがあるかというところでございます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 市内の方やったら1か月前とかという縛りが、もう全く意味のないサイトなので、あれは。独自で、というのも今からやと思うんです、市外の方とかでも、あそこのグラウンドを使えるようになったよというのが広がっていくのが。そういうときにあれじゃなくて、ちゃんと登録しておいたら、もう前も1回登録したら、次すつとやれるような仕組みにさせていただくように、サッカーグラウンドに限っては、ロコミとかでも多分絶対広がっていくと思うし、芝の管理の関係で、毎日毎日使ってくれとは言えないところもあると思うんですけども、その管理の範囲で、この前こっち側のグラウンドはまた管理せなあかんとなつたので、その辺使えば使うほど、管理も大変になっていくというのもちょっとジレンマもあると思うんですけども、その間ぐらいうまいこと取って、いろんな、これからサッカー場としてはあそこ、これからも使えていくだろうと思うので、そういった有名になる前に仕組みだけでもしっかりしておいていただきたいなという思いで聞かせてもらっていますので、もうちょっと間空いて聞かせもらいますので、お願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

続いて2点目、令和13年に奈良県で開催される予定の国民スポーツ大会で、市内の社会体育施設はどのように利用される予定なのか、理事者より報告願います。

竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

国民スポーツ大会の競技会場の選定についてご説明させていただきます。2031年の奈良県開催が内々定しております第85回国民スポーツ大会の競技会場地は、さきの令和5年8月31日に開催されました第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の第3回常任委員会で競技会場地の第1選定結果が報告されました。それを受けた結果では、その中で葛城市は、相撲競技で葛城市民体育館、サッカー競技では新庄第1健民運動場が選定されました。この選定は、奈良県の開催の国民スポーツ大会が内々定でございますので、最終の決定ではなく、競技会場地に選定されたというところでございます。以上、報告とさせていただきます。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、確認、質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これで(3)社会体育施設の利用に関する事項については以上といたします。

次だけ行かせてくださいね。

次に(4)教育現場におけるリテラシー教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、先般、委員のほうから、大阪でのカジノ施設も含むIR事業を進めていくこととなっていることに関しまして、将来を見据え、教育現場でのお金の使い方を教

えることも重要であるという意見がありました。葛城市の未来を担う子どもたちが社会で生きていくため、金融リテラシーをはじめ、各種リテラシーを身につけるために、教育現場でどのような教育を行っているのかについて確認したいと思います。

それでは説明願います。

西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育現場におけるリテラシー教育に関する事項についてご説明させていただきます。リテラシーとは、読み書きの能力を意味する言葉であります。一般的には、特定の分野に関する知識を理解して、活用する能力として使われております。このため例えば、ITリテラシー、情報リテラシー、金融リテラシーといった形で使用されております。小・中学校におけるリテラシー教育のまず情報リテラシーという部分につきましては、学習指導要領においては情報活用能力という言葉で表されております。この情報活用能力については、言語能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、児童・生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等を横断的な視点から、教育課程の編成を図るものとするものとされております。

もう一つ、学習指導要領においては、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実の配慮については、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されております。小学校においては、文字入力など、基本的な操作を習得し、また、新たにプログラミング的思考を育成すること、中学校においては、技術・家庭科などの技術分野において、プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実させるよう明記されております。

また、金融リテラシーといった観点からは、小学校では、高学年の家庭科において、生活を支えるお金と物として、売買契約の基本、買物の仕方や買物の仕組みを学んだり、中学校では、社会科の公民的分野で、消費生活として世帯の収入と支出、現金やクレジットカードについて、また、家庭科では身近な消費生活として、消費生活の仕組み、購入方法と支払い方法、また、契約と消費生活のトラブルとその予防、対処や消費者を支える法律・制度、また関係機関について学んでおります。これらについては、金融リテラシーというよりは、その一段階前の消費者教育に重点を置き、各学校で授業を実施している状況でございます。

以上、簡単ではございますが、リテラシー教育に関する事項についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、何か確認、ご質問等ございませんか。

西井委員。

西井委員 この申入れしていた内容からいったら、長々と説明してもうてんけど、これから例えばの例でIRがされたら、幼少期から夢を求めるような状況が本当にええかどうかという精神的な教育をどのようにしていくか。できれば、そういう極端に言うたら、投資と言われている

問題でも、投資というのはリスクがあるもん。そのリスク管理についての、やはり華々しいええ話ばかりじゃなく、やはり慎重性の教育も含めてされているんかどうかを検討してほしいなということ言うててんけど、その辺で、今の話では一切そういうことがないと。これ I R が推されていくようになったら、結局、カジノでもうけたとかいう話が出てくるけど、実際に苦しんだという話も、そういうことも含めて子どもの時分からその辺でリスク管理の勉強を教えるべき時代になってきているんじゃないかなということ、その辺の勉強を教えていないということが、今説明されたように私は理解している。やはりこれからそういうような、それと、金融関係でも非常に世界的に状況が変わっているわけやね。その辺も含めて、いろんな、まずは極端に言うたら、証券界で、5年ほど前で、100万円、200万円のお金が何億円もうけたという人があるわけや。現実ね、若い人で。そういうことを表面上出てきて、そのええ話ばかりやけど、少なくとも証券界でも100万円、200万円のほんまに苦労したお金が茶茶むちゃくで消えていったという例もあるわけやね。ところが、その痛い目に遭っているような話が出てけえへんねや。世間には。華々しい話、そういうことのリスクということについて、やはり若い子どもの時分から、健全な生活してもらうために、夢を持たねばならないけど、夢だけじゃなく、現実をまずは悲惨な目も遭いますよということ、勉強の中でやはりこれからの小学生、中学生にきちっと教えてもらいたい。その辺の中の教育をしてもらいたい。かっこよく外来語の省略したもんが行けるんじゃないで、現実に市民のためになる教育をしてもらいたい。そういう点の中で、将来に向けてそのようなことをしてもらいたい。特に I R ができたら、政府自体も I R で、カジノで不幸になる可能性あるから反対やとか、また入場料を高くしたらけえへんやろとかいう小手先じゃなく、やはりもっとそういうふうな悲惨な目に遭わないための教育というのは、やっぱり国全体としても考えてもらいたい。ここで言うてもしゃあないけど。そういうふうに私は思ってるから、今の現状を教えてもらいたいと申し上げたわけでございます。

奥本委員長 今現状、I R の進捗について、マスコミのところのニュースでしか我々知り得るところじゃないんですけども、現実として開場というか、開会、開かれるのが延びておるとところが、それに対してまだ、その中身が具体的にどうかということもまだ正式に発表は国からもない状況なので、その具体的にどうするかというその対策については、文部科学省もはじめとしてまだ何も出ていないというのが私の認識、調べる限りそうなんですけども、まだ先々のことで、何もないことに対しての答弁難しいと思うんですけども、何か、今の難しいですよね。その辺り、そしたら西井委員、まだ国のほう、大阪市のほうでもその辺具体的なところ何も発表されていない状況なので、ちょっとここで答えていただくって難しいかと思えますので。

西井委員。

西井委員 実際、国だけじゃなく、葛城市としてもやっぱりその辺考えてもらいたい。国の指針によって教育はするねと、文部科学省の。それは分かんねけど、やはりその辺について、国が答え出していないから分からないというのも分かるけども、やはり、市民の防護のためのこととして、教育の中でもどのような方向を向けようかということをやっぱり考えてもらいたい

なということをございますので。教育委員会としては、国の指針を守りながら教育をしなければならぬということは分かりますので、その辺も含めて、今後の課題というようなもう直近の課題になりつつあるけども、考えてもらいたいなど。

以上です。

奥本委員長 一応こういう要望があったということで、心に留めておいてくださいね。その辺の情報収集をまた今後お願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 またあかんかったら止めてください。この前のこども議会でも僕痛感したんやけど、やっぱり SNS、あかんかったら止めてくださいね。外れていたら。SNS というのは、多分ここにおる皆さんより、多分子どもたちってかなり重要視していると思うんです。今の西井委員のことも大事やと思うんですけども、今、SNS で何ちゃら店でなんちゃらをなんちゃらしてみたいみたいなので一発有名になりたいみたいなのやつ、迷惑系というのが、何ぼあんだけニュースでやっても、後から後から出てくるんですよ。ほんで主な原因が、目立ちたいとか有名になりたいとかなんですけども、そのおかげじゃないですけども、もう前例ができているんですね。ああいう迷惑系でやったら、裁判やってこんなになって、こんなことになって、もうすごい迷惑かかるよみたいなの。これって、葛城市の子どもらに、目立ちたいだけであんなことしちゃ駄目よみたいなの、教育みたいなの、何かその啓発みたいなのてやられているのかなと1回どっかで聞いたかったんですけども。これって、僕思っている以上に1人の子どもの人生を大きく変えることなので、西井委員とちよつかぶるっちゃかぶるんですけども、ほかがどうというよりも葛城市として、もう前例があるから分かりやすいと思うんですよ。おすし屋で、しょうゆなめたら、裁判でこんなになりますねんて。それを SNS で上げるほうも上げるほうですよ。ただ目立ちたいだけやったら、そんなことしたら駄目なんですよという教育的なことは、考えられているのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、なければまた、どっかで答えしていただけたらと思いますけども、これも頭の隅に入れていただいて、僕らの時代じゃない、必要な教育やと、教育って言ったらどうなんか分からないですけども、大人がちゃんと今のうちに示さなあかんほんまに大事なことやと思うんですけども、どういうお考えなのか、答えられなかったらまた次回でもいいですけど、目合うたので教育長どうぞ。

奥本委員長 この SNS に対するリテラシー教育という、あえて言うとそうかもしれん、我々の時もやっぱり目立ちたいという願望はどの子どもも持っていて、ただ、SNS という媒体を使うと、その影響の範囲が、もう身近なところからもういろんな予想もせえへんところに広がってしまって、結果、破滅に至ってしまうという影響が大き過ぎるということですよ。その辺のところ、やっぱりよく分かっていらっやらない低い年齢層の方に対してどう啓発していくかということかと思うんですけど、何かその辺の指導というか、対策みたいなの何か今取られているんですかね。

椿本教育長。

椿本教育長 SNS に限らず、今、小学生においても、スマホの所持率というのは、もうここ数年、

もう非常に高い数値になっているというふうに思っています。各学校のほうでは、スマホの取扱いといいますか、適切な活用といいますか、そういった観点から、今、話題になっているユーチューブで流せるようなこととか、誹謗中傷のことであるとか、そういった不適切な取扱いについて、専門家、例えば携帯電話の会社の人をゲストティーチャーとして学校に来ていただいて説明するであるとか、そういった取組は、全ての小・中学校で行っております。やっぱりこれ学校教員がやることよりも、外部の方がやっていただくほうが子どもらに伝わることも多いと思っておりますので、そういった意味では、今、学校現場のほうにおいては、そういった取組は進めさせていただいているところです。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。一度その中身教えていただいて、僕、個人的にはもうちょっと過剰でもいいぐらいで、今、デジタルタトゥーでもないですけども、ほんまにこの企業側とかでも、面接行ったときに名前調べて、こんなことしとるなとかってほんま現実あるみたいなんです。葛城市の子どもらにそういう思いさせたくない。ほんまに思っている以上に、大人でも載せてええか悪いか分からん。この前もありましたやんか、パリのエッフェル塔の前で、載せんよという、撮ってもええけど載せんよ。そういう判断というのは大人でもちょっと区別つかんところあるので、子どもらのほうが余計に分かっているんか分かりませんが、そういうことしたときに、後悔先に立たずじゃないですけども、しっかりと葛城市の大人が示せるような状況、だから言うたやろという状況をつくっていただけたらなと思います。

以上です。

奥本委員長 この問題については、もういろんな範囲に広がっていくので、また今後、継続して話し合っただけであればと思いますので、本日は本件につきましては、この程度に収めておきたいと思います。

それから長時間になっておりますので、一旦ここで15分休憩を挟みまして、午後5時50分再開で行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後5時33分

再 開 午後5時50分

奥本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

最後に、(5)水道事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、葛城市水道ビジョン改定に向けた今後の予定等について、理事者より報告がありますので説明願います。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

調査案件5番目の水道事業に関する事項についてでございますが、本日は水道ビジョンについてご説明させていただきます。委員ご承知のとおり、本市水道事業は昨年12月に、奈良県広域水道企業団には参加せず、単独経営を継続することを決定いたしました。水道ビジョンはこの決定に伴い、今後も単独経営を継続しながら老朽化した水道施設の更新を進め、

かつ、将来的な水道料金への影響を極力抑えるため、存続する施設の選定や管路更新の優先順位など、中長期的な視点で今後の施設整備の在り方を十分整理し、その結果を基に単独経営を継続するための形態を示すことを目的に取りまとめるものでございます。本事業は、令和5年度予算におきまして期間を令和7年度までとし、限度額を4,445万1,000円といたします債務負担行為を議決いただきました。本年6月に一般競争入札を行いました結果、株式会社日水コンが4,180万円で落札し、6月16日付で契約を締結いたしております。本年6月にまとめられました県域水道一体化調査特別委員会の調査報告書におきまして、単独経営を継続することに対する課題点が8点あると整理した上で、以上8つの課題について、調査方法や審査等の進め方も含め、所管となる厚生文教常任委員会に委ねることとすると記載されていることを踏まえまして、本委員会での調査案件として、調査、審査をお願いしたいと考えております。この件につきましても、令和7年度まで必要に応じ、ご報告あるいはご相談させていただきたく存じます。

本日は、水道ビジョン取りまとめまでの本業務の進め方についてご説明いたします。資料の説明は水道課長から行います。

奥本委員長 福森水道課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の水道ビジョンの改定業務の内容について説明をさせていただきます。資料の確認をお願いいたします。資料①といたしまして、県域水道一体化調査特別委員会調査報告書における課題への対応について、A4縦1枚となっております。資料②、水道ビジョン改定業務についてのロードマップ、行程表についてで、資料としてはA4の横となっております。資料の不足とかはございませんでしょうか。

それでは、資料①の県域水道一体化調査特別委員会調査報告書における課題への対応について説明をさせていただきます。資料①をご用意いたします。①浄水場等の施設について。市内3つの浄水場について、耐震診断ができていないので、早急に耐震診断をするとともに、その結果を踏まえ、効果的な改修の実施が必要である。括弧書きの中につきましては、浄水場の統合や、ダウンサイジング等も検討が必要となっております。②自己水源が不足する可能性があります。特に工場誘致や人口増を目指す上で、自己水源が不足すると、それを補うために県営水道の受水量を増やす必要が生じます。県営水道の受水量が増えると、水道料金に影響が出るので、新たな水源の確保が急務である。また、新たな水源確保にかかる費用についても検討し、水道料金の上昇を抑えることが可能であること、また、安定した水源であることが必要である。③管路更新について。管路更新が進んでいないので、計画的な管路の更新（耐震化）が必要である。④水質の向上について。カビ臭対策については早急に対応していただく必要があるが、原因の分析等を行っていただき、活性炭処理ではなく、安価な対策についても研究する必要がある。⑤職員の養成、人材確保について。県域水道一体化でも課題解決の1つであった専門的な知識を持った職員の養成・確保が必要となるので、計画的な職員採用等が必要である。⑥災害時の協力体制について。水道企業団設立後の災害時の協力体制については、再度確認する必要がある。⑦新たな水道ビジョンの作成について。今後、

策定される新たな水道ビジョンについて、以上の6点が解決できる内容であるのか、逐次確認する必要がある。⑧奈良県水道企業団の動向について。奈良県営水道が県域水道一体化により、奈良県広域水道企業団となった後の県営水道の受水に係る料金について確認するとともに、万が一不当な単価が提示されたときには、奈良市と連携し交渉することが必要である。また、奈良県広域水道企業団の水道料金体系等についても、情報を進める必要がある。⑨としては、上記①から⑧の課題解決に向けたロードマップを次の資料②に示しております。

資料②をご用意願います。資料②といたしましては、水道ビジョン改定業務のロードマップ、行程表について説明をさせていただきます。1番目として、一番上の令和5年度の新規水源開発調査検討業務についてでございます。

まず、1番目の左側の現状の把握についてです。本市において、水道用水として利用されている各水資源の施設の概要、給水実績などを整理するとともに、これまでの渇水時における安定供給などを整理し、本市における水資源施設の現状と水道用水の安定供給に向けた対応課題を把握する。

2番目、新規水源として水供給量を確保する方策と水需要を抑制する方策について。既往の検討事例から、各方策の目的、実施内容、適用課題を整理し、水資源の方策の基礎資料を整理する。

次に、新規水源開発方策の適用の検討についてです。水供給量を確保する方策について、現状の水資源施設での河川、地下水の利用状況や周辺の地域特性など、過去の資料や現地調査により把握する。その後、これらの整理、結果を踏まえて、各方策の本市への適用性を概略評価し、本市における地域水源開発方策として有用な方策を選定する。

続きまして、右側の調査検討方針の設定について。新規水源開発方策の適用性検討で選定された新規方策の具体的な開発、効果を評価、把握するために、必要となる対応課題を整理し、地域水源開発に向けた今後の検討内容を設定するとなっております。先ほど説明いたしました現状の把握、新規水源開発方策の適用検討、調査検討の方針の設定の内容を2段目の令和6年度における基本計画策定業務の整備案の抽出、作成、評価に反映するものであります。

続きまして、2段目の基本計画策定業務につきまして説明をさせていただきます。この業務につきましては、令和5年度の新規水源開発調査検討業務と並行して作業を行うことになっております。基本計算策定業務の一番左、現状の把握、この作業については令和5年度となっております。本市における地形、地質、気象、水資源、災害などの既存資料の収集に基づく自然条件の把握を行うとともに、人口及び土地利用、産業構造、交通などの既存資料に基づく社会条件の把握を行う。また、水資源に関する計画、市町村の振興計画及び大規模開発計画などの水道以外の分野で作成された構想や計画の把握、県や本市水道事業に関する各種計画の把握を行う。

次に、さらに、本市水道事業における給水量などの実績、水質関連の実績、施設や管路の状況、並びに経営状況について把握を行う。なお、管路状況については、本市が運用する管路システムから吐き出したデータを受注者に提供するもので、同データを用いて口径や管種

別布設延長、布設年度を図表に整理する。

次に、事業の評価・分析、これも令和5年度でございます。ほかの事業者における公表状況などを踏まえ、2005年度版、または2016年度版の水道事業のガイドラインに示された業務指標PIについて、実績の傾向、類似事業者などの比較などを基に分析評価を行う。

次に、水需要予測についてでございます、3つ目の。国立社会保障・人口問題研究所の推計人口や葛城市水道事業ビジョンを基に本市水道事業における給水人口を予測する。給水量は、近年の実績推移を基に生活用、業務営業用、工場用及びその他の利用などの用途別の予測を行い、これを合算したものを有収率、負荷率を勘案して、1日平均給水量及び1日最大給水量を算出する。なお、開発計画に伴う増加水量がある場合は、令和3年度以降の実績も含めて検討を行う。また、予測期間は令和4年度から50年先に当たる令和53年度までとする。

次に、更新需要財政収支の検討についてです。最初に、更新需要といたしましては、固定資産台帳及び現況の把握を整理した管路データを基に現有資産の状況を整理し、アセットマネジメント簡易ツールを用いて、法定耐用年数で更新する場合及び更新基準年数を設定して更新する場合を含み、50年先までの更新需要を推計する。

次に、財政収支。現況の把握で整理した決算書などのデータ並びに上記で算出した更新需要などを基に、収益的収支、資本的収支について50年先までの財政収支見通しを検討する。

次に、施設面の課題抽出についてです。最初に機能診断になります。本市の水道施設について、水道施設機能診断マニュアルに準じて機能評価を行う。必要に応じて水道施設方針も参考とする。

2つ目が管路の評価。導水管、送水管、配水管を対象とした管網計算モデルを作成するとともに、水道施設更新指針に基づき、経過年数や水理的機能、水質的機能、耐震性能などから総合的な評価を行う。

3つ目、施設面の課題抽出。各種検討結果を基に、施設整備に向けた課題を抽出する。また、課題解決に向けた優先順位を設定する。

次に、基本計画策定業務の右側、令和6年度の記載されております計画の基本決定についての設定についてです。計画年次につきましては、水需要の予測、結果を基に、施設整備の合理性を考慮して計画年次を設定する。

2つ目、計画給水区域。施設整備及び維持管理の合理性などを考慮して、計画給水区域を設定する。

3つ目が計画給水人口、給水量。水需要予測を基に、計画年次及び計画給水区域から計画給水人口を設定する。同様に、計画年次及び計画給水区域から計画給水量を設定する。さらに、市全体としての計画給水量は、地区別に検針データを基に按分をしております。

次に、令和6年度の作業として、整備案の抽出、作成、評価についてです。整備案の抽出について。施設面の課題を解決するため、整備案の抽出を行う。抽出に当たっては、施設の存廃などのケースを検討するとともに、対策の優先性、緊急性及び他の対策との関連についても検討する。

2つ目が、整備案の作成。計画年次までに行う対策の組合せを作成する。作成に当たっては、水源、主導水施設、浄水施設、送配水施設の区分で作成するとともに、整備スケジュール及び概算費用の算出を行う。

3つ目、整備案の評価。各整備案が給水原価や財政収支へ与える影響を確認し、整備案の中から施設全体としての合理性から最適案を選定する。

4つ目、2時間設計、バリューエンジニアリングの実施。整備内容の決定については、幅広い観点から価値向上を目指すため、2時間のバリューエンジニアリングを行う。2時間のバリューエンジニアリングの運営に関しては、専門的な観点から速やかな業務が遂行できるようにするため、水道施設整備計画策定業務において、2時間設計、いわゆるエンジニアリングをチームリーダーとしての実施した実績のある資格を有した者と配置し、実施をすることとなっております。令和5年度の新規水道開発検討業務及び令和6年度の基本計画策定業務の結果を踏まえて、水道ビジョンを策定することで、①～⑥の課題解決を図ることの可能なビジョンを作成することとなっております。

次に、水道ビジョンの策定業務、一番下の令和7年度について説明をさせていただきます。

1つ目が、現況・将来見通しの把握と目標設定について。1つ目が、水道事業の現状評価と課題。基本計画の策定での結果を基に、本市水道事業が現在抱えている問題や、今後、顕在化されることが予想される課題を抽出、整理をする。

2つ目、地域の水道の理想像と目標設定。現ビジョンで定めた将来像及び目標のうち、将来像は、本世紀中頃における目指すべき姿を見据えたものであり、今後、見直すビジョンにおいても、その考え方を踏襲するものとする。目標についても、厚生労働省が新水道ビジョンとの整合性を考慮して、安全、強靱、持続の観点を設定した現ビジョンの内容を踏襲するが、計画期間中、必要なサービスを提供するために達成すべき数値目標については、基本計画策定業務での検討結果を踏まえ、業務指標などを用いて設定する。

次に、推進する実現方策の設定について。問題や課題の解決や将来像・目標の達成に向けて、考えられる施策や具体的な取組を抽出し、優先度、実行可能性等の面から、年次スケジュール等について検討する。なお、検討に当たっては、厚生労働省の新水道ビジョンに示されている重点的な実現方策に留意すること。この方策で、職員の養成、人材確保、災害時の協力体制、奈良県水道企業団の動向への対応方針を、推進する実現方策に明記することとなっております。

最後に、ビジョンの取りまとめについてです。検討の進め方とフォローアップ、策定したビジョンについて、PDCAサイクルによる今後の推進方法を検討する。検討に当たっては、内部の進捗管理に用いる指標、水道使用者へのサービス水準を公表するため、指標を使い分けるなど、より実効性のある検証方法等について検討する。とりまとめ、現況・将来見通しの把握と目標設定、検討の進め方とフォローアップの検討結果を基にビジョンを取りまとめるとともに、検討過程での資料を資料編等として取りまとめる。なお、ビジョンの取りまとめに当たっては、市民への公表を前提とすることから、分かりやすい資料となることに留意することとなっております。

最後に、資料2の一番下に記載しているとおおり、スケジュールは現時点の想定であり、進捗状況によっては変更する可能性がありますので、ご了承ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

奥本委員長 課長、一生懸命説明していただいて、申し訳ないんですけども、これを今お話しされた内容をそれ読まれるのであれば、事前にこれ我々のほうにその本文を配ってください。そのまとめたやつがここにあれば、もうちょっと簡略化して説明をお願いしたいと思います。こんだけ長かったら、もう聞いているほうが分からなくなりますので、どこが要点なんかというのをやっぱりかいつまんだやつをロードマップでまとめてもらったんやったら、そこだけ説明お願いできますか。次からで結構なので。

ただいま説明いただきましたので、本件について何かご質問等ございませんか。

柴田委員。

柴田委員 確認というか、このロードマップから見ると、新しい水道ビジョンが私たちの手元に届くのは、令和7年3月以降ということで、よろしいのでしょうか。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

水道ビジョンにつきましては、3年計画ということで、策定するのは令和7年度末、令和8年3月の予定をしております。令和8年3月……。

奥本委員長 令和7年度ですね。令和8年の3月ですね、月で言うと。

柴田委員。

柴田委員 課題抽出も、私たちというかも先輩方からずっとされてきて調査報告が出てきて、ここが課題ですよというのも出てきている中で、水道ビジョンの策定がその時期で本当にいいのかなというの、もうちょっと早く水道ビジョンを示していただいて、どういう方向性でいくのかというの、市民の方も物すごく興味持っていらっしゃると思いますし、その辺りのところをもうちょっとスピードアップというか、策定に、市がどういう方向性で行くのかということ、をきっちり見えるということ、もうちょっと早く示していただきたいなというふうに思っているんですけど、その辺りはどうなのでしょう。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきました新規水源開発調査検討業務、それから基本計画策定業務、水道ビジョン策定業務になりますが、順番として新規水源開発調査検討業務、この検討業務した上で、次の基本計画策定業務に移るという順番になりますので、先ほどおっしゃっていただいたように、どうしてもこれについては日時が必要となってきますので、どうしても水道ビジョン策定業務につきましては、令和7年度の策定、もちろんこれは、策定、水質調査検討業務とかは、年度途中でももちろん経過報告はさせていただきますけども、最終的に全体のビジョンの改定業務につきましては、令和7年度に全体として示すという方向でなると思います。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 要望で、なるべく早くしていただきたいなという要望をお願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ロードマップのところなんですけれども、3つの段階があるということで最終的にはビジョンの策定が、今ご答弁ありましたように令和7年度、令和8年の3月ということでありましたが、これができあがってから、具体的なもし必要であれば水源開発があり、浄水場の統廃合等、そういうことが、だから令和8年度以降にこれから始まっていくということになるのか、それとも、例えば、新規水源開発調査検討業務というのが、これは令和5年の4月の時点で大体1つの結論が出てくるということですから、これ以降、令和6年度の5月あるいは7月以降に、もう実際に入るのか。ここら辺のことはよく分からないので、お聞かせ願いますか。ビジョンができてからやるのか、それ以前にも必要なところ、やっていくのか教えてください。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原副委員長のご質疑にお答えさせていただきます。

新規水源開発調査検討業務が検討業務としては令和5年度で終了いたしますが、今後、あとの策定業務を令和7年度までかかる予定ですが、これらの検討業務の遂行、実施につきましては、今後の業者との打合せによって日程を調整という形で考えております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ちょっと分かりにくかったんですけど、業者との今後の日程というのが、例えば令和6年度ぐらいにはもう、例えば水源開発は始まるのか、それとも令和8年度以降になるのか。どっちなのか。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 その辺につきましては、実は議論をしております。まず、水道ビジョンを完成してから取りかかりますと非常にやっぱり時間がかかりますので、どの段階で、どういう事業に取りかかれるのかを検討するようという指示をしております。ただ、今現在も、実は今現在の水道ビジョンを持っておりますので、それに従った形での管路更新でありますとか、それなりの事業は進めていくところでございます。水源の問題というのがハードルが多分あるのかなと思っております。それは、施設整備、浄水場の場所等、更新をどうするのか、その辺とも実は、水源の確保の場所が変わってきたり、手法が変わってくる可能性がありますので、ですので、それがある種確定できるのが、次年度に更になりますので、ですから、そのタイミングで取りかかれるのかということになると、少しハードルがあるのかなと。完成するまでに取りかかれるものから取りかかっていくというのが一番自然な形なのかなという理解をしておりますが、その進展具合によりまして、早めることができる事項につきましては、極力早めていきたいという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 よく分かりました。1つ要望ですけれども、私は、財源の問題があろうかと思えます。つまり、これは起債ということになるかと思うんですけれども、金利の動向が非常に不安定になり、今後金利上昇かというふうに言われていることもありますので、ぜひそこら辺の財源の問題も含めてご検討をどっかで早く、これまでは含まれているのかも分かりませんが、ご説明も特になかったので、どうかよろしくお願いします。よろしくお願いします。あるということですので、そういうことでよろしくお願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ業者と、もちろん部署の方もやられるんですよね。慎重にやっっていかなあかんかなと僕は個人的には思っているんです。やっぱりしっかりと調査、データの上でやらんと、これ先々何十年ってお話になってくるので、その辺は専門の業者と専門のスタッフでしっかりやっていただきたいんですけども、このロードマップでいうと3つに分かれていまして、一番上の新規水源開発調査検討業務というのは、ちょっとこのカレンダー分りにくいんですけども、この現状把握はもう終わっているということなんですかね。というのも、その下の基本計画策定業務も現状の把握というのが今の時期にかかっていると思うんですけども、これ、これから委員会進めていくに当たって、この辺のこの調査分かったことがこういう委員会の場に出てくるのかどうかというのが、これでやりますねんと、この辺で途中経過みたいなのがないと、それはもう専門的にもう業者と理事者でやっていくから、見守ってくださいって感じなんですかね。その辺が分からないので、教えていただきたいなって感じですね。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃっていただいた現状把握、それから基本計画策定業務の現状把握につきましても、報告表が出たらその都度、報告させていただくという形で、先ほども説明させていただいたように、このスケジュールが早くなるよりもちょっと遅れ、進捗状況で大きく変更する場合がありますので、ある程度、業者のほうから報告があれば、その時点で調査案件として報告をさせていただくようにしていきたいと思っております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 簡単に言うと、報告はいただける。途中経過だけはいただけるということでもよろしいですか。例えば、今この現状把握で分かっていることを答えてもらえますかといったときに答えられるんかって話なんですけど、それは、そちらから上がってくる途中経過を待つしかないという感じなんですかね。このスケジュールは、はよせえというわけじゃないですよ。慎重にいつていただきたいんですけども、新たなアイデアであったり、懸念する場所というのもちゃんと委員会でしっかりと検討していつてほしいんです。これからこれというのは。その辺の慎重な体制というか、そこが気になるんですよ。どうですかね。どの範囲で答えられるんか。こんな区切っているからね。バーがずっとあって、ここ調査しますやったら、そこまで待たたらええんかなと思うんですけど、細かく区切っているから、ここの段階で次委員会やるって、12月の段階で、この辺まで終わっているんですかという質問に答えれんのかな

という話なんですけど、どうでしょう。

奥本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

私、冒頭にも言わせていただいたんですけど、令和7年度までかかる事業ですので、その都度、ご報告とご相談をさせていただきたいということですので、今度12月とかそういったお約束はできなくて、もしかしたら3月になるかもしれないんですけども、幾らか期間あるいはいくらかの成果物ができた時点では、必ず報告をさせていただきたく思っております。

奥本委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 確認のためにお聞きするんですけども、冒頭に水道ビジョンを最終目的として、日水コンという会社に調査の委託をしているということですよ。だから、水道ビジョンをつくるために、上の新規水源開発調査検討業務と基本計画策定業務があるわけですよ。だからこれも、もうこの会社が全てやっただけでいい。この会社が遅れたら、その分が遅れるという、そういう考え方でええわけですか。もう全て調査業務をやっただけでいい。だから、ここにあるように、予定として現状の把握はもう今現在、ほかの委員からございましたけども、これを見る限り、現状の把握はもうできているというふうに、これだけを見たらそうなんねんけども、そうじゃなくて、委託している会社のほうからで、こういう流れでやっとうっているだけであって、今現状、うちの水道のほうのはまだできていないと、できていないというんか、その部分まで段階的に完成していないということでもいいのかな。いわゆるその会社任せやから分からへんねんということなんじゃないかな。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの藤井本委員のご質問にお答えさせていただきます。

現状、ここに上がっている現状把握ということで、業者のほうから、基本計画策定業務の現状把握ということで、各浄水場は今、回っていただいています。ただ、契約したのが6月16日ということになるので、実際にこのスケジュールよりは多少なりとも現段階で遅なっているのが事実だと思いますねけど、今のところは施設の状況把握ということで、3浄水場は回っていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、本件については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

それでは、本日はもう本当に慎重審議、長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後6時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史